

亘理町障がい者プラン

第3期 障害者計画

第6期 障害福祉計画

第2期 障害児福祉計画

令和3年3月

亘 理 町

目 次

第1編 総論	1
第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景	3
2 制度改正の内容	4
(1) 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正について	4
(2) 第4次障害者基本計画について	5
(3) 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る 基本指針の見直しについて	7
3 計画の概要	10
(1) 計画の性格	10
(2) 各種計画との関係	11
4 計画の対象者	12
5 計画の期間	13
第2章 本町の障がいのある人を取り巻く状況	14
1 総人口の推移	14
2 障がい者の状況	15
(1) 障害者手帳の所持状況の推移	15
(2) 身体障がい者の状況	17
(3) 知的障がい者の状況	20
(4) 精神障がい者の状況	22
3 難病者の状況	24
(1) 指定難病医療受給者の状況	24
(2) 小児慢性特定医療受給者の状況	26
4 障がい者の雇用状況	27
5 各種支援、手当などの受給状況	28
(1) 自立支援医療、心身障害者医療費助成制度受給者の推移	28
(2) 各種福祉手当支給者の推移	28
6 障害支援区分認定者の状況	29
(1) 障害支援区分認定者の推移	29
(2) 障害支援区分認定者の障害別構成比の推移	30
(3) 障害支援区分認定者の区分別構成比の推移	31
7 アンケート調査結果のポイント	32
(1) 調査概要	32
(2) 調査結果のポイント	33
8 ヒアリング調査結果のポイント	45
(1) 関係団体等ヒアリング調査概要	45
(2) 関係団体等ヒアリング調査結果のポイント	45
(3) 企業ヒアリング調査概要	49
(4) 企業ヒアリング調査結果のポイント	49
(5) まとめ	51

第3章 計画の基本方向.....	52
1 基本理念.....	52
2 基本目標.....	53
3 施策体系.....	54
4 障害福祉計画・障害児福祉計画のサービスの体系.....	55
第4章 計画の推進.....	56
1 計画の推進における基本姿勢.....	56
2 計画推進における役割分担.....	58
3 計画推進に向けた多様な連携の推進.....	59
4 計画の進行管理体制.....	61
(1) 計画の進行管理と評価.....	61
(2) 庁内における進捗評価の体制.....	62
(3) 人材の育成・確保.....	62
(4) 計画の実施状況の公表.....	62
5 計画の普及・啓発の推進.....	63
第2編 施策の展開.....	65
第1章 障がい者福祉の総合的な推進.....	67
基本目標1：思いやりとコミュニケーションの推進 —【啓発・広報】.....	67
1 啓発・広報活動の促進.....	67
(1) 障がいに対する理解の促進.....	67
(2) 体験・交流事業の推進.....	68
2 情報のバリアフリー化.....	69
(1) 情報提供の充実.....	69
(2) コミュニケーション支援の充実.....	70
3 ボランティア活動の充実.....	71
基本目標2：自立した生活を支援する福祉の充実 —【生活支援】.....	72
1 生活支援体制の整備.....	72
(1) 福祉サービスの充実.....	72
(2) 福祉機器の利用促進.....	73
2 生活の安定.....	74
(1) 相談支援体制の強化.....	74
(2) 権利擁護の推進.....	76
(3) 経済的な支援.....	78
基本目標3：生きがいを持った暮らしの推進 —【雇用・就労】.....	79
1 雇用・就労の促進.....	79
2 福祉的就労の促進.....	81
基本目標4：健康で生き生きとした暮らしの推進 —【保健・医療】.....	82
1 障がいの早期発見・早期対応.....	82
(1) 母子保健事業の充実.....	82
(2) 生活習慣病予防事業の充実.....	83
(3) 精神保健対策の充実.....	84
(4) 難病対策の充実.....	85
2 医療とリハビリテーションの充実.....	86
(1) 二次障がい発生予防の充実.....	86
(2) リハビリテーション体制の推進.....	87

基本目標5：心豊かな暮らしの推進 —【スポーツ・芸術】	88
1 文化活動への参加の促進	88
2 スポーツ・レクリエーション活動等への参加促進	89
基本目標6：安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進—【生活環境】	90
1 福祉のまちづくりの推進（バリアフリーの推進）	90
2 移動・交通対策の推進	92
3 防災・防犯対策の推進	94
(1) 防災意識の高揚	94
(2) 緊急時の情報提供の整備	96
第2章 障害福祉サービスの推進	97
1 自立支援給付	97
(1) 訪問系サービス	97
(2) 日中活動系サービス	101
(3) 居住系サービス	106
(4) 指定相談サービス	108
2 地域生活支援事業	110
第3章 障害児福祉サービスの推進	114
1 障害児通所支援	114
2 障害児相談支援	116
3 その他の事業	117
第4章 本計画における重点事業	118
第3編 計画の達成目標	123
第1章 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	125
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	125
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	126
(3) 地域生活支援拠点等の整備	127
(4) 福祉施設から一般就労への移行	129
(5) 障がい児支援の提供体制の整備	130
(6) 相談支援体制の充実・強化等（新規）	131
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築（新規）	131
第2章 本町における障害福祉サービスの見込量	132
(1) 自立支援給付事業の実施状況及び見込量	132
(2) 地域生活支援事業の実施状況及び見込量	143
(3) 障がい児支援事業の実施状況及び見込量	147
第4編 資料	151
■ 亘理町障害者計画等策定委員会	153
(1) 設置要綱	153
(2) 委員名簿	154
(3) これまでの障がい者制度改革の動向	155

第 1 編

総論



第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

国では、平成30年3月「第4次障害者基本計画」を策定し、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加して、その能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援するために、①障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保、②社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、④障がい特性等に配慮したきめ細かい支援、⑤障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援、⑥PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進、の各分野に共通する横断的6つの視点を示しています。

令和2年度には、「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を改訂すべく基本指針を見直しており、主には、地域における生活の維持及び継続の推進、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点などにおける機能の充実、福祉施設から一般就労への移行などの推進、障害児通所支援などの地域支援体制の整備、相談支援体制の充実・強化など、障害福祉サービスなどの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築などを示しています。

本町では、平成29年3月に「第2期障害者計画」（平成27年度～令和2年度）の見直しと「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）を策定し、障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。

令和2年度に現行の3計画の計画期間が終了となることから、令和3年度を初年度とする「第3期障害者計画」（令和3年度～令和8年度）、「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を『巨理町障がい者プラン』として策定しました。

◎障害の表記について

国の法令や制度では、障害について“障害”と漢字で表記していますが、“障害”という言葉には否定的な意味合いが含まれていると感じる人も少なくないため、本町では、国の法令などに基づく制度名や固有名詞、町民からいただいたご意見などを掲載する場合などを除き、可能な限り、「障がい」という表記を使用することとします。

“障害福祉サービス”や“障害児福祉サービス”は法に規定されたサービスの総称であるため、「障害」と漢字で表記しますが、“障がい者施策”は本町における障がい者支援のための施策を意味するため、「障がい」と表記します。

“発達障害”や“学習障害”については医学上の用語として使用されることもあるため、「障害」と表記します。

また、アンケート調査の結果などについても、調査時の調査票の記載にしたがった表記となっています。

2 制度改正の内容

(1) 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正について

平成 28 年 5 月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立しました（平成 30 年 4 月 1 日施行）。

この法律においては、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かな対応をするため、支援の充実を図る他、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うとされています。法律の概要については、以下の通りです。

【法律の概要】

1. 障がい者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整と支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護については、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得者の高齢障がい者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得状況や障がい程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する（居宅訪問型児童発達支援）
- (2) 保育所等の障がい児に発達支援を提供する支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする（※平成 28 年 6 月 3 日施行）
- (4) 障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間での取替えが必要な障がい児の場合などに貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所定の規定を整備する

(2) 第4次障害者基本計画について

国の「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月策定）には、「障害者権利条約」の批准や「障害者差別解消法」の施行、2020年（当時の予定年次）の東京パラリンピック開催決定があります。各分野に共通する横断的視点として、「障害者権利条約」の理念の尊重・整合性の確保、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援などが示されています。

障害者基本計画（第4次）の策定にあたっての基本的な考え方

1. 障害者基本計画（第4次）の位置づけ

位置づけ：障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
計画期間：平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年間

2. 障害者基本計画（第4次）の背景

背景①：障害者権利条約の批准⇒分野横断的な課題と指摘される性別等への配慮や統計を含め、条約との整合性確保が必要
背景②：障害者差別解消法の施行⇒差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、アクセシビリティの一層の向上が必要
背景③：2020東京パラリンピックの開催決定⇒先進的な取り組みを世界に示せるよう、世界の範となる障害者施策の実現が必要

課題①：アクセシビリティの向上

○社会的障壁の除去のため、障害者のアクセシビリティ向上の環境整備が重要
 ○社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れることを通じ、社会全体で強力に取り組みを推進

課題②：性別、年齢による複合的困難への配慮

○障害のある女性や障害のある子供は複合的困難な状況に置かれる場合がある
 ○複合的困難に直面する障害者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障害者施策を策定・実施

課題③：統計・PDCAサイクルの充実

○”Evidence Based Policy”の観点から障害当事者の実態把握を適切に行うため必要なデータ収集や統計の充実が必要
 ○PDCAサイクルを構築・着実に実行し、障害者施策の不断の見直しを行っていく

3. 各分野に共通する横断的視点

(1) 障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保

(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

(5) 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援

(6) PDCAサイクル等を通じた実効性ある取り組みの推進

4. 命の大切さ等に係る国民の理解促進

「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害者と障害のない者が、お互いに自然な態度で接することが日常となるように、国民の理解促進に努める。

各分野における障害者施策の基本的な方向

1. 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

2. 情報アクセシビリティの向上及び

意思疎通支援の充実

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

3. 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のある子どもに対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

7. 行政等における配慮の充実

- (1) 司法手続等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5) 福祉的就労の底上げ

9. 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取り組みの推進

11. 国際協力の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障害者の国際交流等の推進

(3) 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

令和3年度を初年度とする第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、令和元年10月から社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和2年1月17日に開催された障害者部会において見直しの方向性について了承されました。令和2年5月には、基本指針の一部を改正する告示が告示されました。

基本指針見直しの主なポイント

【地域における生活の維持及び継続の推進】

○入所などから地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービスなどが提供される体制を確保する。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

○精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。
○アルコール、薬物及びギャンブルなどをはじめとする依存症対策を推進する。

【地域生活支援拠点などにおける機能の充実】

○令和5年度までに期間を延長し、各市町村または、各圏域に1つ以上確保しつつ、年1回以上運営状況を検証及び検討する。

【福祉施設から一般就労への移行などの推進】

- 就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する。
- 令和5年度における就労移行支援事業などを通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用とする。
- 令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。
- この他、以下の取り組みを進めることが望ましいことを基本指針に記載する。
- ① 農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所などへの支援
 - ② 大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進
 - ③ 高齢障がい者に対する就労継続支援B型などによる適切な支援及び高齢障がい者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

【「地域共生社会」の実現に向けた取り組み】

○地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。

【発達障害者などに対する支援】

○保護者などが子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、県や政令市においては、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者など及びその家族などに対する支援体制を確保する。また、発達障害の診断などを専門的に行うことができる医療機関などを確保することが重要である。

【障害児通所支援などの地域支援体制の整備】

- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である。
- 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある。入所児童の18歳以降の支援のあり方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある。
- 保育、保健医療、教育などの関係機関との連携に関して
 - ・障害児通所支援の実施にあたって、学校の空き教室の活用などの実施形態を検討する必要がある。
 - ・難聴児支援にあたって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）などを活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保などが必要である。
- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して
 - ・重症心身障害児や医療的ケア児の支援にあたってその人数やニーズを把握する必要がある。その際、管内の支援体制の現状を把握する必要がある。
 - ・重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境などを十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会などを活用して役割などを検討する必要がある。

【相談支援体制の充実・強化など（新規）】

○相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能のさらなる強化・充実に向けた検討を行う必要がある。

【障害福祉サービスなどの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築（新規）】

○利用者が真に必要とする障害福祉サービスなどの提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービスなどの質の向上させるための体制を構築する。

【障がい福祉人材の確保】

○研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報などに関係者が協力して取り組む。

【障がい者の社会参加を支える取り組み】

- 都道府県による障がい者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する。
- 視覚障がい者などの読書環境の整備を計画的に推進する必要がある。

【成果目標の見直し】

項目	国が示す成果目標
成果目標（１） 福祉施設の入所者の 地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和元年度末時点の施設入所者数の<u>6%</u>以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ◆令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から<u>1.6%</u>以上削減することを基本とする。
成果目標（２） 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの 構築（都道府県）	<ul style="list-style-type: none"> ◇<u>精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。</u> ◇令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。 ◇入院後3か月時点の退院率については<u>69%</u>以上、入院後6か月時点の退院率については<u>86%</u>以上及び入院後1年時点の退院率については<u>92%</u>以上とすることを基本とする。
成果目標（３） 地域生活支援拠点など が有する機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までに、各市町村または、各圏域に<u>1つ以上確保しつつ、年1回以上運営状況を検証及び検討することを基本とする。</u>
成果目標（４） 福祉施設から 一般就労への移行など	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の<u>1.27倍以上</u>とすることを基本とする（就労移行支援事業<u>1.30倍以上</u>、就労継続支援A型事業おおむね<u>1.26倍以上</u>、就労継続支援B型事業おおむね<u>1.23倍以上</u>）。 ◆就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者のうち<u>7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</u> ◆就労定着支援事業所のうち就労定着率が<u>8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</u>
成果目標（５） 障害児支援の 提供体制の整備など	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に<u>少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。</u> ◆令和5年度末までに、児童発達支援センターが保育所など訪問支援を実施するなどにより、全ての市町村において、保育所など訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ◇令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）などの連携強化を図るなど、<u>難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。</u> ◆令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に<u>少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。</u> ◆令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設けるとともに、<u>医療的ケア児などに関するコーディネーターを配置することを基本とする。</u>
成果目標（６） 相談支援体制の充実・ 強化など【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
成果目標（７） 障害福祉サービスなど の質を向上させるため の取り組みに係る体制 の構築【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までに、市町村において障害福祉サービスなどの質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。

3 計画の概要

(1) 計画の性格

本計画の策定にあたっては、国の基本指針を踏まえ、県の方針や「第5次巨理町総合発展計画（後期基本計画）」「第8期巨理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「第2次健康わたり 21 健康増進計画」「巨理町子ども・子育て支援事業計画」などの各分野別計画と整合性を図り策定します。

①障害者計画

「障害者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本方針や目標を総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障がい者のための最も基本的な計画です。

②障害福祉計画

「障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的に策定されるものです。

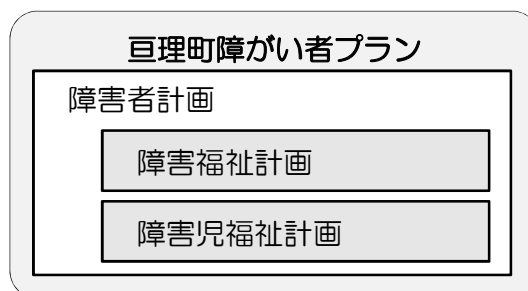
③障害児福祉計画

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第1項の規定に基づき、障害児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保が計画的に図られることを目的に策定されるものです。「障害児福祉計画」は、「障害福祉計画」と一体のものとして策定することができるため、本町においても一体的に策定いたします。

【策定の根拠法及び計画内容】

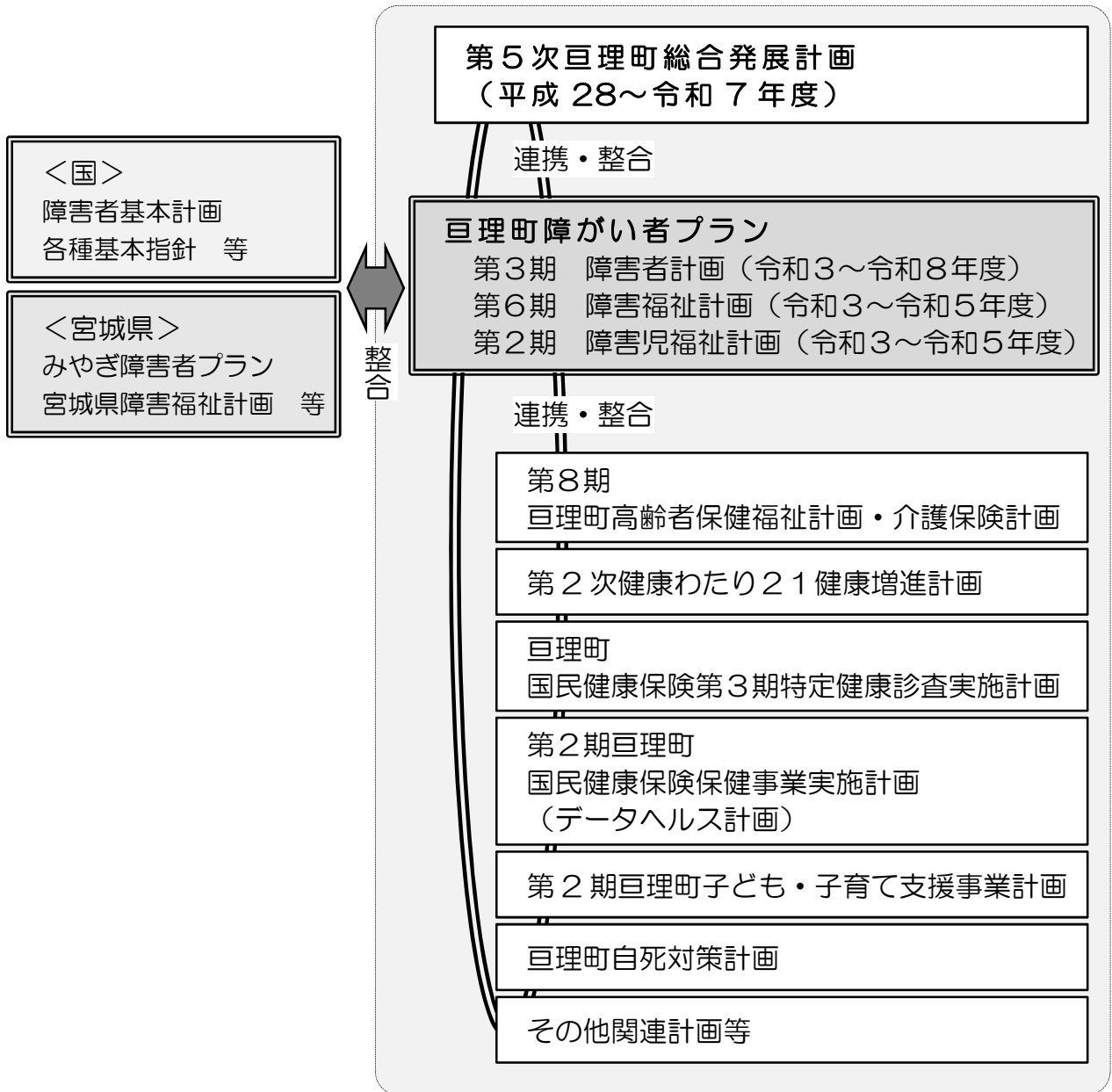
	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
内容	障がい者施策の基本的方向性について定める計画 (国の第4次計画は令和4年度まで)	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)

本町においては、「障害者計画」を障がい者及び障がい児を含む、町全体の障がい者施策を推進していくための総合的な計画として位置づけ、その中で特定のサービスの推進計画として「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を内包した形で一体的に3計画を策定します。



(2) 各種計画との関係

計画策定にあたっては、本町の総合発展計画における施策の方向性を踏まえるとともに、国の方針や県の計画、その他関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意するものです。



4 計画の対象者

本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健、医療、福祉、教育などの対人サービスについては身体障がい（児）者、知的障がい（児）者・精神障がい者の他、難病患者、発達障害、高次脳機能障害などの新たな障がいも対象とします。

また、ノーマライゼーション社会の実現のためには全ての町民の理解と協力が必要であることから、本計画は全町民を対象としています。

○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

○発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

5 計画の期間

障害者計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間としますが、障害福祉計画、障害児福祉計画の次期計画の見直し時期に合わせた改訂を予定します。

障害福祉計画、障害児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画です。

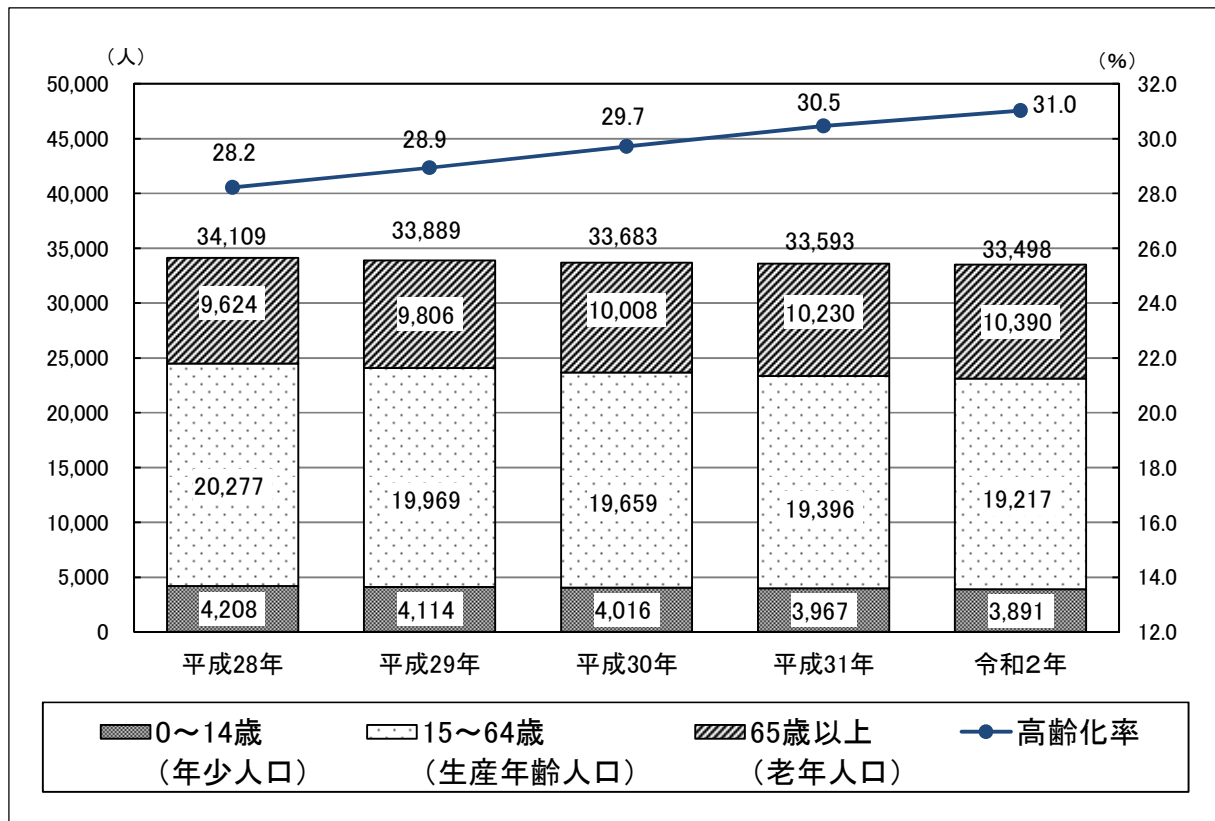
本計画を確実に実施していくために、関係各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で毎年計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

計画名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第5次巨理町総合発展計画（H28～R7）											
第3期 障害者計画（R3～R8）								見直し			
第6期 障害福祉計画（R3～R5）											
第2期 障害児福祉計画（R3～R5）											
第8期巨理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（R3～R5）											
第2次健康わたり21健康増進計画（H25～R4）											
巨理町国民健康保険 第3期特定健康診査実施計画（H30～R5）											
第2期巨理町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画 H30～R5）											
第2期巨理町子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）											
巨理町自死対策計画（R1～R5）											

第2章 本町の障がいのある人を取り巻く状況

1 総人口の推移

【総人口の推移】



資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

総人口の推移をみると、平成28年以降緩やかに減少し、令和2年には33,498人と平成28年から611人の減少となっています。

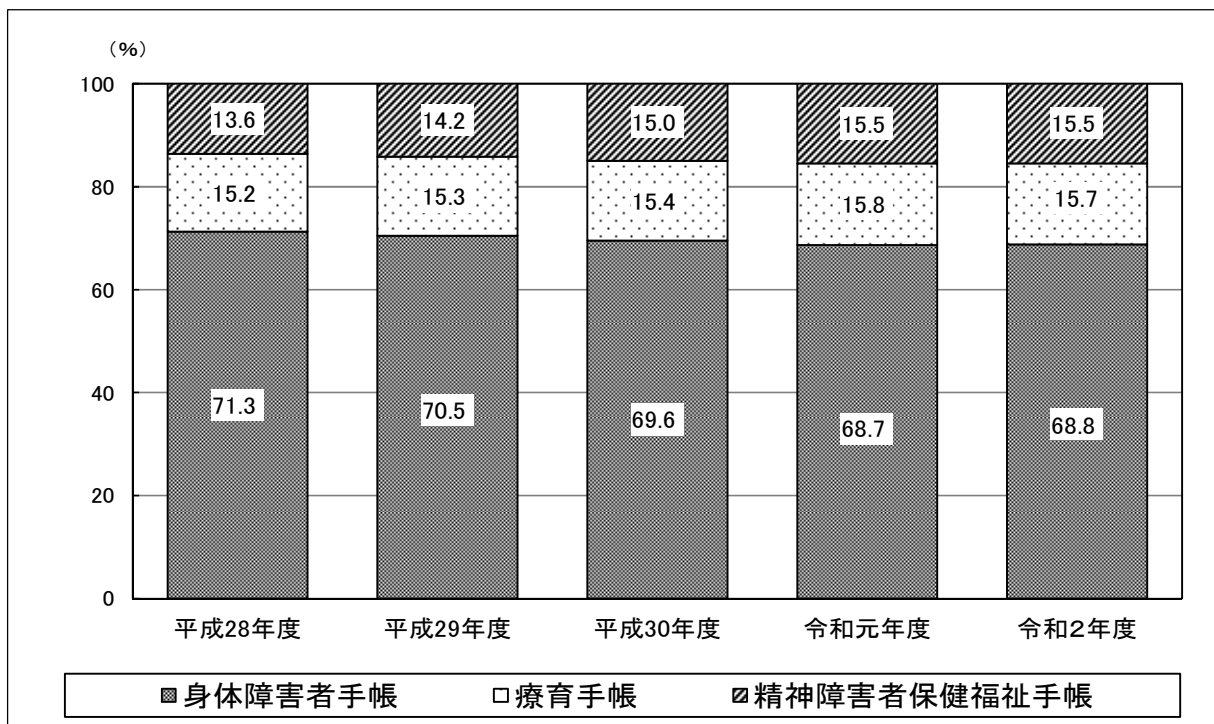
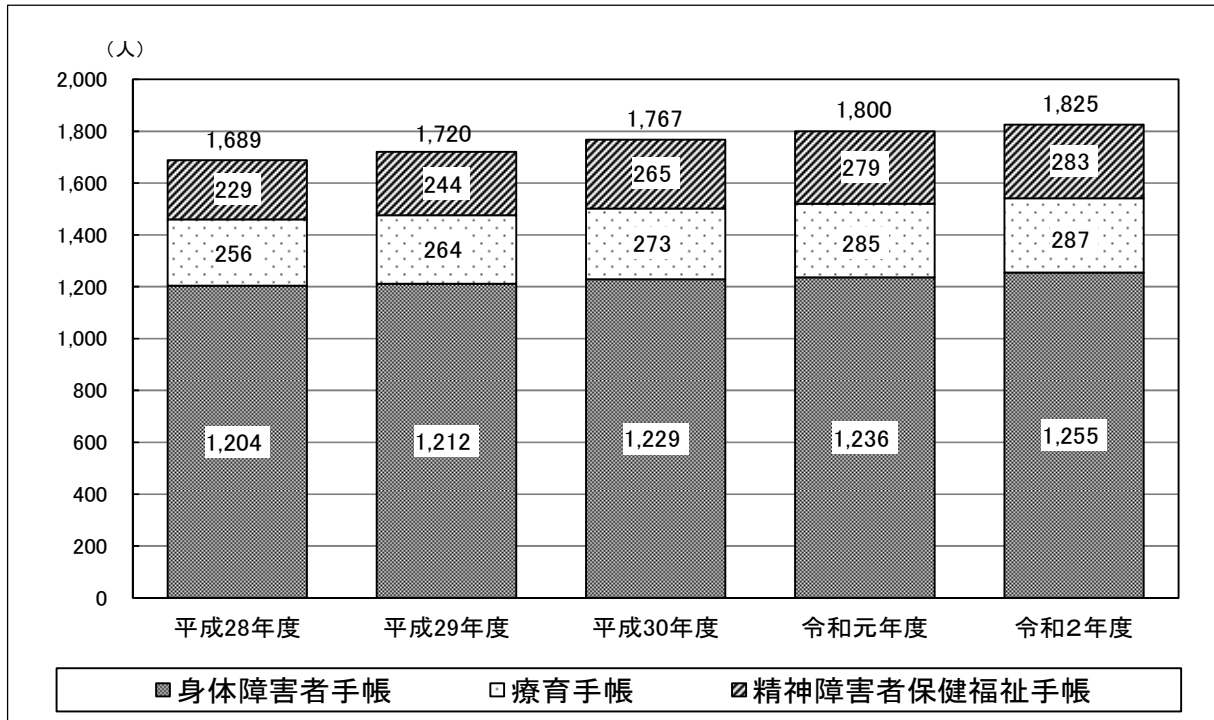
0~14歳の年少人口(317人減)と15~64歳の生産年齢人口(1,060人減)は減少傾向にある一方、65歳以上の老年人口は増加が続き、令和2年には10,390人と平成28年から766人増加し、人口減少と少子高齢化が同時に進行しています。

また、高齢化率も28.2%から31.0%へ上昇しています。

2 障がい者の状況

(1) 障害者手帳の所持状況の推移

【障害者手帳所持者の推移】



資料: 亘理町福祉課(各年度3月31日現在)

※令和2年度は7月末現在

障害者手帳の所持状況の推移をみると、3手帳の合計数は増加傾向となっており、令和2年度には1,825人と平成28年度から136人の増加となっています。

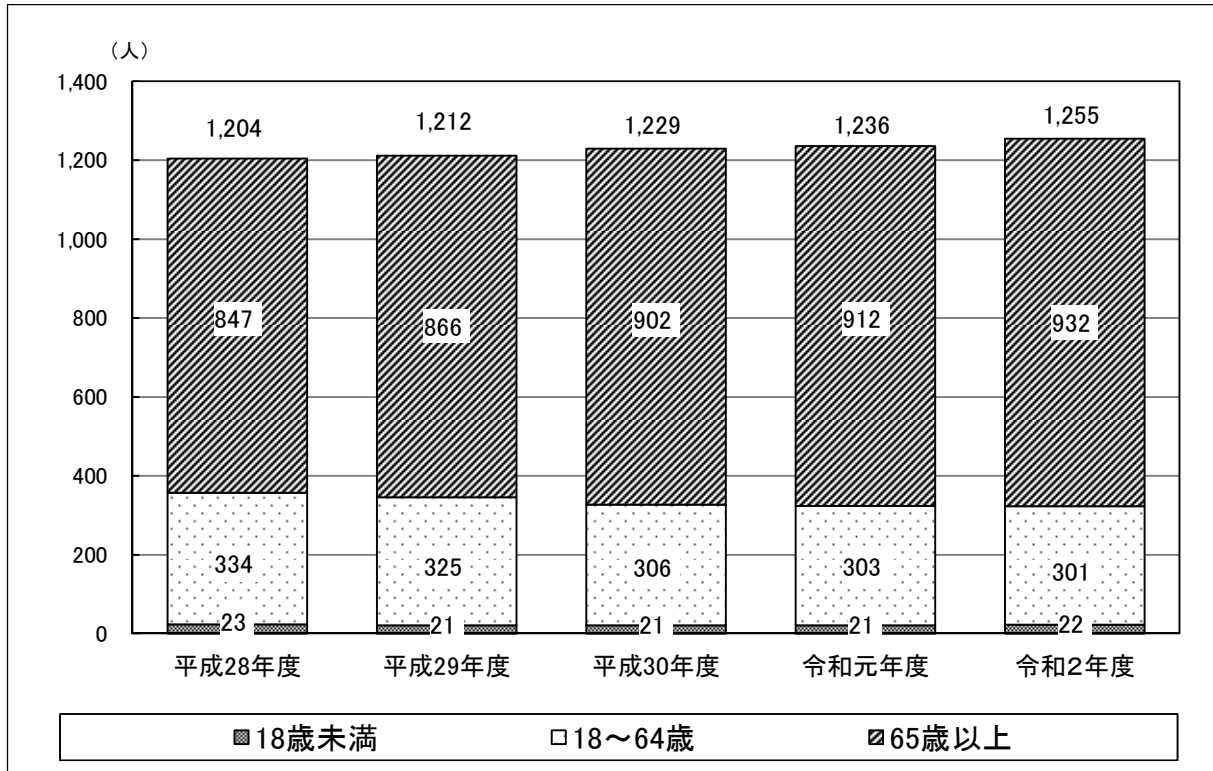
その内、身体障害者手帳所持者は平成28年度から51人増、療育手帳所持者は平成28年度から31人増、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成28年度から54人増となっています。

障害者手帳所持者の割合は近年同傾向にあり、令和2年度でみると、身体障害者手帳所持者は、全体の68.8%、療育手帳所持者は15.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者は15.5%と身体障害者手帳所持者の割合が高くなっています。

(2) 身体障がい者の状況

①身体障害者手帳所持者の年齢別推移

【身体障害者手帳所持者の年齢別推移】



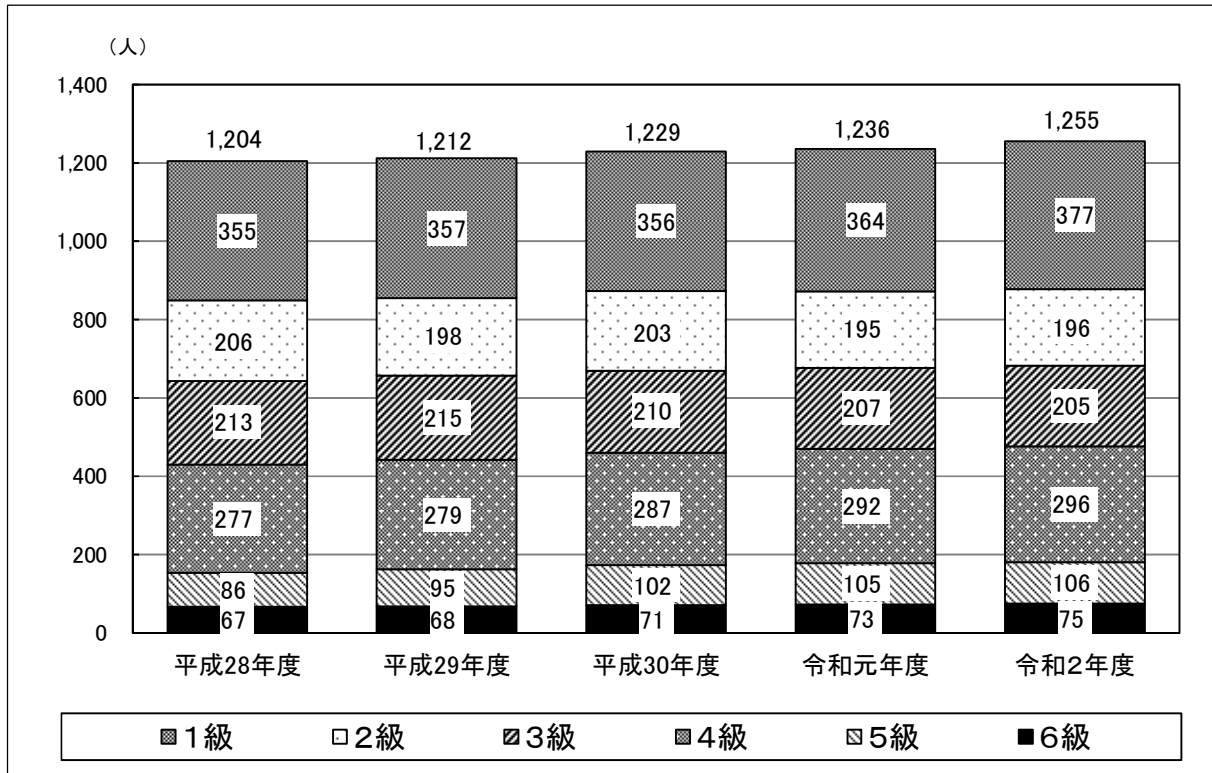
資料: 亶理町福祉課(各年度3月31日現在)

※令和2年度は7月末現在

身体障害者手帳所持者の年齢別の推移をみると、18歳未満は令和2年度には22人と平成28年度から1人の減少、18~64歳は301人と33人の減少となっている一方、65歳以上では932人と平成28年度から85人増加しています。

②身体障害者手帳所持者の等級別推移

【身体障害者手帳所持者の等級別推移】



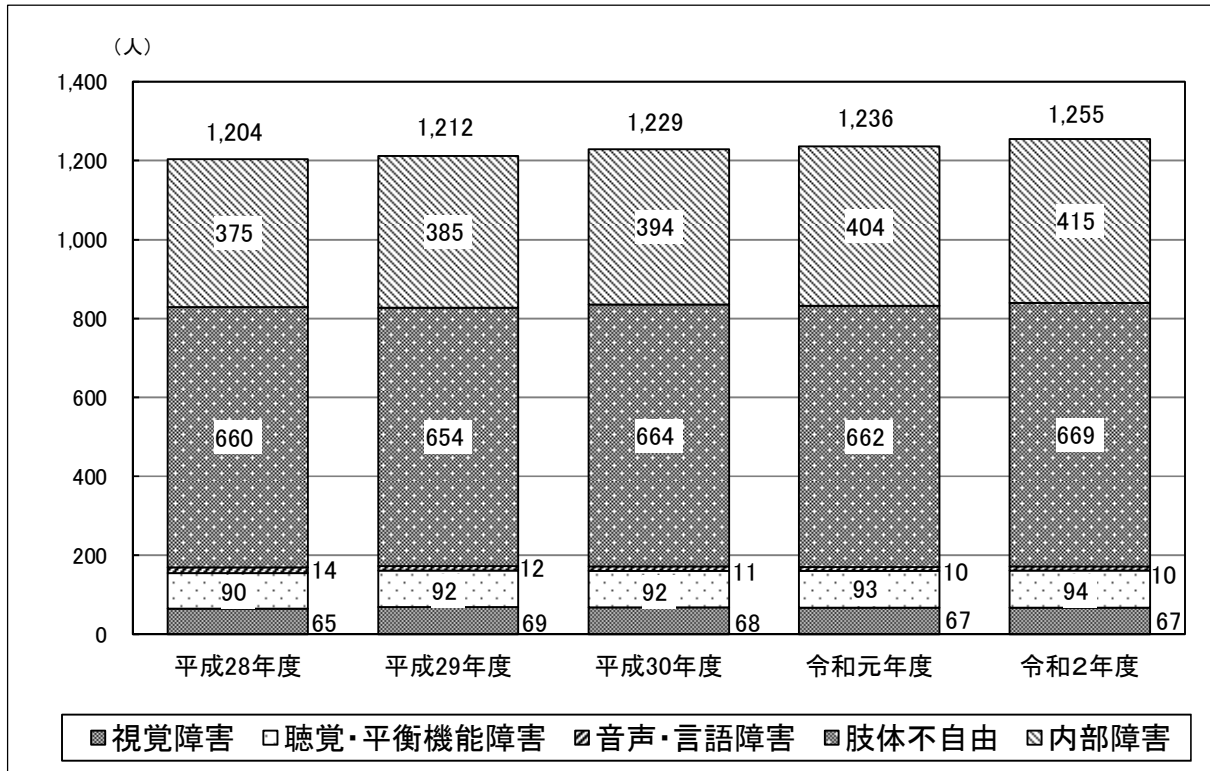
資料：亘理町福祉課（各年度3月31日現在）

※令和2年度は7月末現在

身体障害者手帳所持者の等級別の推移をみると、平成28年度以降、2級と3級以外増加傾向となっており、特に4級（19人増）と5級（20人増）が多くなっています。

③身体障害者手帳所持者の障害の種類別推移

【身体障害者手帳所持者の障害の種類別推移】



資料：亶理町福祉課（各年度3月31日現在）

※令和2年度は7月末現在

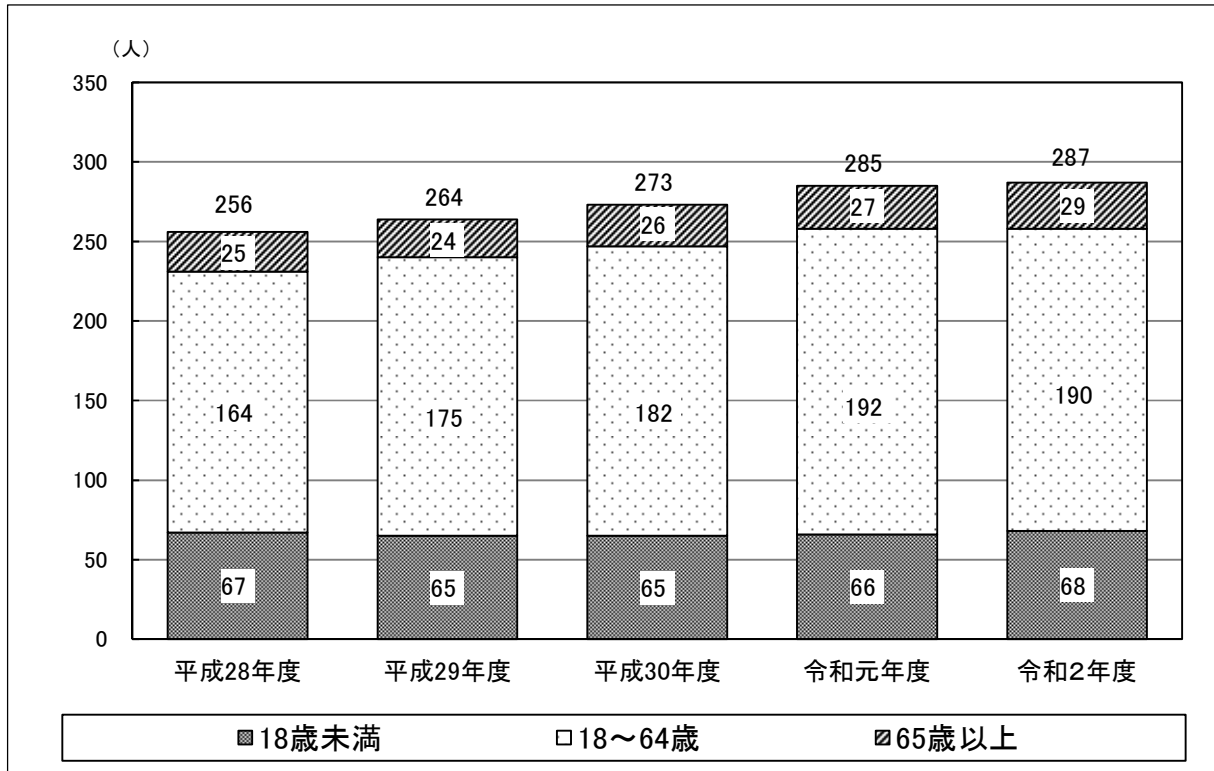
身体障害者手帳所持者の障害の種類別の推移をみると、平成28年度以降、音声・言語障害は微減、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、肢体不自由は、ほぼ横ばいで推移している一方、内部障害は40人の増加となっています。

また、令和2年度でみると、肢体不自由が669人と最も多く、次いで内部障害の415人となっています。

(3) 知的障がい者の状況

①療育手帳所持者の年齢別推移

【療育手帳所持者の年齢別推移】



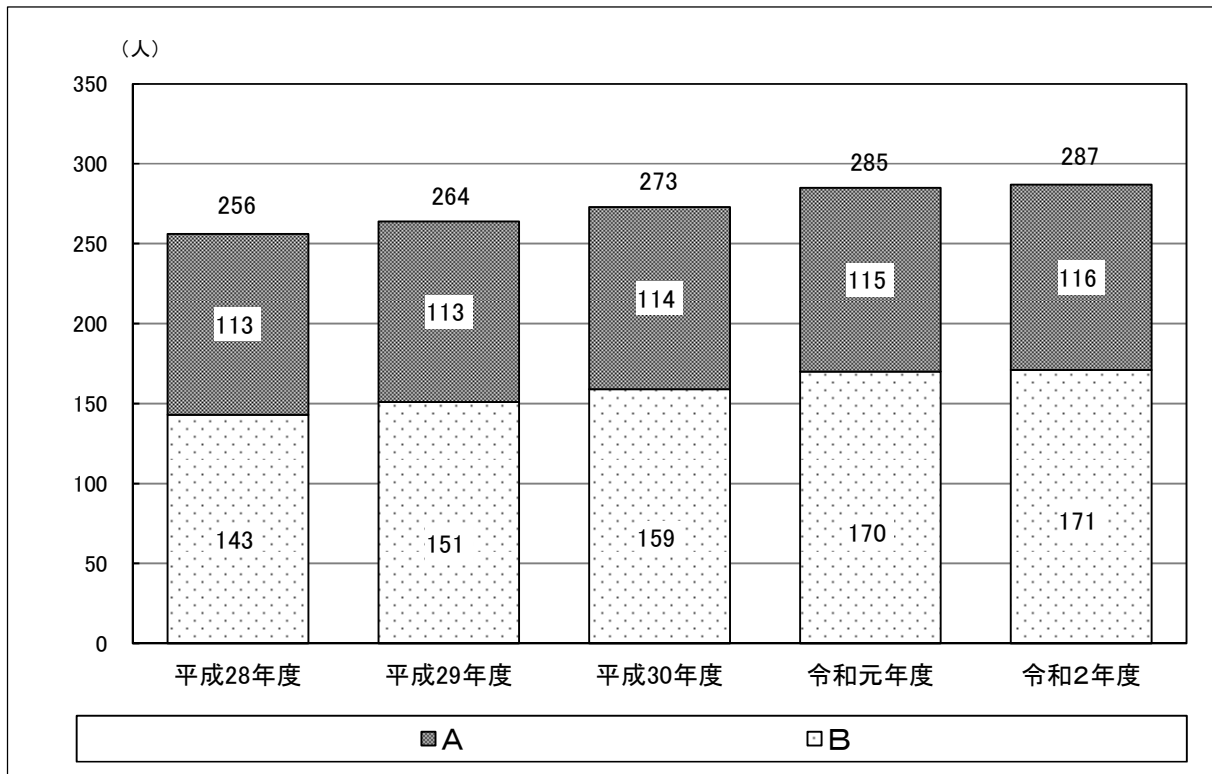
資料: 亶理町福祉課(各年度3月31日現在)

※令和2年度は7月末現在

療育手帳所持者の年齢別の推移をみると、18歳未満と65歳以上はほぼ横ばいで推移している一方、18～64歳は令和2年度には190人と平成28年度から26人増加しています。

②療育手帳所持者の等級別推移

【療育手帳所持者の等級別推移】



資料: 巨理町福祉課(各年度3月31日現在)

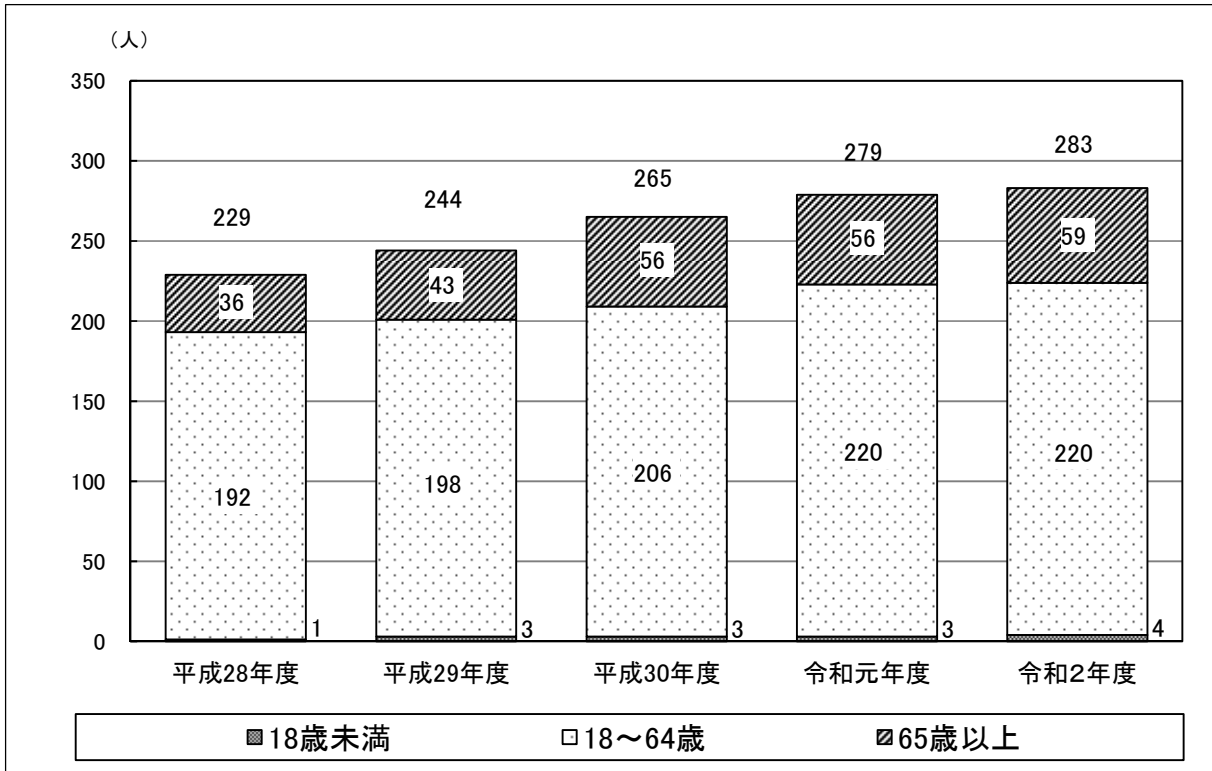
※令和2年度は7月末現在

療育手帳所持者の等級別の推移をみると、Aはほぼ横ばいで推移している一方、Bは令和2年度には171人と平成28年度から28人増加しています。

(4) 精神障がい者の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移

【精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移】



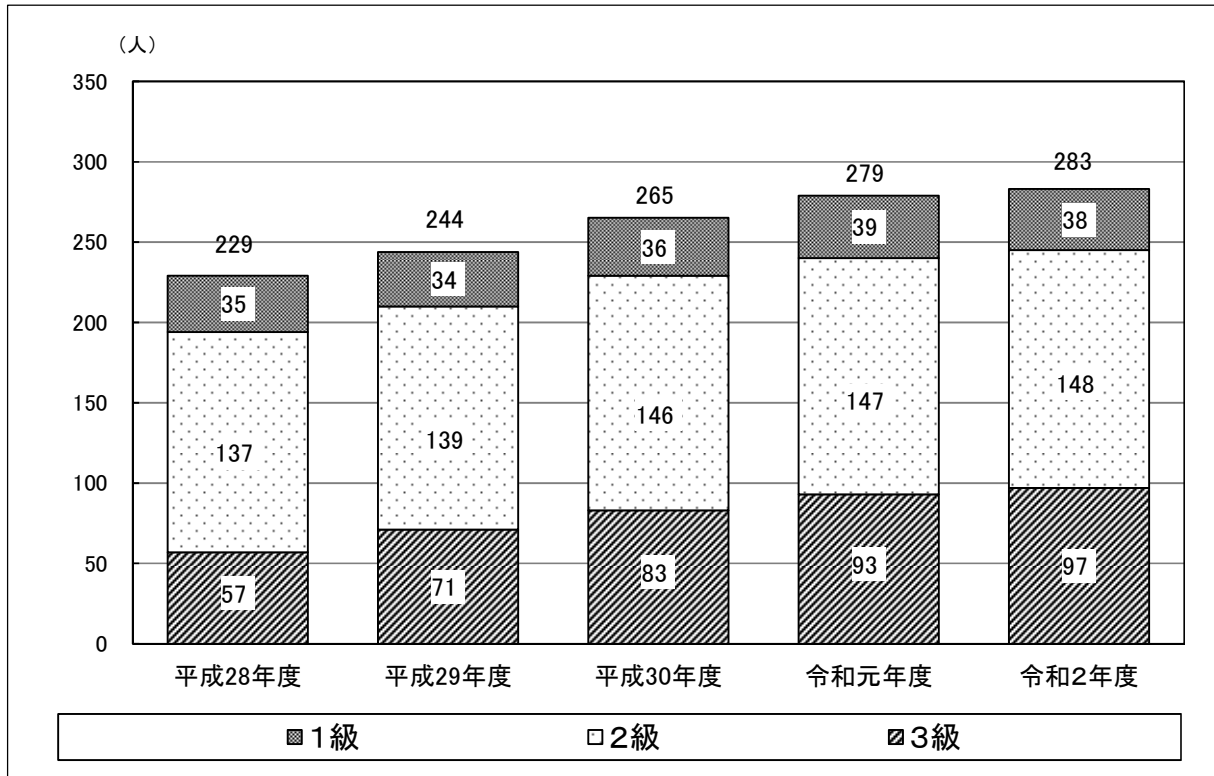
資料: 巨理町福祉課(各年度3月31日現在)

※令和2年度は7月末現在

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別の推移をみると、18歳未満はほぼ横ばいで推移している一方、18～64歳は令和2年度には220人と平成28年度から28人増加し、65歳以上も59人と23人増加しています。

②精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移】



資料：亶理町福祉課（各年度3月31日現在）

※令和2年度は7月末現在

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移をみると、1級と2級は横ばいとなっており、3級は令和2年度には97人と平成28年度から40人増加しています。

3 難病者の状況

(1) 指定難病医療受給者の状況

【指定難病医療受給者の状況】

病 名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
球脊髄性筋萎縮症	1 人	1 人	1 人
筋萎縮性側索硬化症	4 人	5 人	4 人
進行性核上性麻痺	4 人	3 人	3 人
パーキンソン病	46 人	48 人	49 人
大脳皮質基底核変性症	1 人	1 人	1 人
ハンチントン病	2 人	1 人	1 人
シャルコー・マリー・トゥース病	2 人	3 人	3 人
重症筋無力症	9 人	7 人	7 人
多発性硬化症／視神経脊髄炎	3 人	3 人	3 人
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	2 人	1 人	1 人
多系統萎縮症	3 人	3 人	4 人
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	6 人	6 人	7 人
ミトコンドリア病	0 人	0 人	1 人
もやもや病	5 人	3 人	3 人
プリオン病	2 人	2 人	1 人
全身性アミロイドーシス	1 人	2 人	1 人
天疱瘡	2 人	2 人	2 人
膿疱性乾癬(汎発型)	2 人	2 人	2 人
高安動脈炎	3 人	3 人	2 人
巨細胞性動脈炎	0 人	1 人	2 人
結節性多発動脈炎	2 人	1 人	1 人
顕微鏡的多発血管炎	3 人	5 人	3 人
全身性エリテマトーデス	17 人	18 人	17 人
皮膚筋炎／多発性筋炎	7 人	6 人	8 人
全身性強皮症	5 人	6 人	6 人
混合性結合組織病	3 人	4 人	4 人
シェーグレン症候群	2 人	2 人	2 人
ベーチェット病	4 人	4 人	4 人
特発性拡張型心筋症	8 人	10 人	9 人
肥大型心筋症	1 人	1 人	1 人
再生不良性貧血	1 人	1 人	3 人
特発性血小板減少性紫斑病	3 人	2 人	1 人
IgA腎症	0 人	0 人	2 人
多発性嚢胞腎	1 人	1 人	1 人
黄色靭帯骨化症	3 人	3 人	3 人
後縦靭帯骨化症	13 人	15 人	11 人

【指定難病医療受給者の状況（つづき）】

病 名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
広範脊柱管狭窄症	2 人	2 人	2 人
特発性大腿骨頭壊死症	2 人	1 人	2 人
下垂体性PRL分泌亢進症	1 人	0 人	0 人
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	3 人	3 人	3 人
下垂体前葉機能低下症	13 人	9 人	4 人
サルコイドーシス	4 人	5 人	6 人
特発性間質性肺炎	7 人	7 人	4 人
肺動脈性肺高血圧症	1 人	1 人	1 人
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1 人	1 人	0 人
網膜色素変性症	4 人	5 人	5 人
原発性胆汁性肝硬変	8 人	9 人	5 人
自己免疫性肝炎	1 人	1 人	1 人
クローン病	14 人	13 人	14 人
潰瘍性大腸炎	45 人	46 人	45 人
好酸球性消化管疾患	0 人	0 人	1 人
筋ジストロフィー	0 人	0 人	1 人
前頭側頭葉変性症	1 人	1 人	0 人
類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	1 人	2 人	2 人
心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1 人	1 人	1 人
両大血管右室起始症	1 人	1 人	1 人
アルポート症候群	0 人	0 人	1 人
一次性ネフローゼ症候群	1 人	1 人	1 人
強直性脊椎炎	1 人	1 人	1 人
クロンカイト・カナダ症候群	1 人	0 人	0 人
胆道閉鎖症	1 人	1 人	1 人
好酸球性副鼻腔炎	1 人	0 人	1 人
合計	286 人	287 人	277 人

資料: 仙台保健福祉事務所

指定難病医療受給者の推移をみると、受給者数は、令和元年度には 277 人となっており、58 種類の指定難病に該当し、特に多いのはパーキンソン病、潰瘍性大腸炎となっています。

(2) 小児慢性特定医療受給者の状況

【小児慢性特定医療受給者の状況】

病名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
悪性新生物	5 人	5 人	4 人
慢性腎疾患	3 人	3 人	4 人
慢性呼吸器疾患	2 人	2 人	1 人
慢性心疾患	10 人	8 人	7 人
内分泌疾患	5 人	8 人	6 人
膠原病	1 人	1 人	1 人
糖尿病	1 人	2 人	3 人
先天性代謝異常	1 人	1 人	1 人
血液疾患	0 人	0 人	0 人
免疫疾患	0 人	0 人	0 人
神経・筋疾患	1 人	1 人	0 人
慢性消化器疾患	1 人	1 人	1 人
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	1 人	1 人	1 人
皮膚疾患	0 人	0 人	0 人
骨系統疾患	2 人	2 人	2 人
脈管系疾患	0 人	0 人	1 人
合計	33 人	35 人	32 人

資料: 仙台保健福祉事務所

小児慢性特定医療受給者の推移をみると、受給者数は、ほぼ横ばいで推移し、令和元年度には 32 人となっています。

4 障がい者の雇用状況

【宮城県内の民間企業における障がい者の雇用率などの推移】

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
企業数	1,396 社	1,525 社	1,564 社
障がい者数	5,357.5 人	5,844.5 人	6,100.5 人
重度障がい者数	1,158 人	1,192 人	1,233 人
実雇用率	1.94%	2.05%	2.11%
達成企業数	742 社	750 社	788 社
達成企業の割合	53.2%	49.2%	50.4%
法定雇用に不足する人数	972.0 人	1,218.5 人	1,148.5 人

資料：仙台公共職業安定所（各年6月1日現在）

宮城県内の民間企業における障がい者の雇用状況の推移をみると、実雇用率は増加傾向と なっていますが、令和元年は 2.11%と法定雇用率の 2.2%を下回っています。

法定雇用率である 2.2%を達成した企業の割合は平成 29 年の 53.2%から令和元年には 50.4%と 2.8%減少し、法定雇用に不足する人数も 1,148.5 人となっています。

5 各種支援、手当などの受給状況

(1) 自立支援医療、心身障害者医療費助成制度受給者の推移

【自立支援医療、心身障害者医療費助成制度受給者の推移】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
自立支援医療(精神通院) (基準日:各年度末日)	408 人	450 人	414 人	430 人	404 人
自立支援医療(更生医療) (基準日:各年度末日)	40 人	40 人	38 人	41 人	33 人
心身障害者医療費助成制度 (基準日:各年度 10 月1日)	598 人	606 人	599 人	616 人	631 人

資料: 巨理町福祉課
※令和2年度は7月末現在

自立支援医療(精神通院)の受給者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

自立支援医療(更生医療)の受給者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

心身障害者医療費助成制度の受給者数は、令和2年度には631人と平成28年度から33人増加していますが、これは令和元年10月に精神障害者保健福祉手帳1級の人を対象者に追加されたためだと考えられます。

(2) 各種福祉手当支給者の推移

【各種福祉手当支給者の推移】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
特別障害者手当	23 人	30 人	32 人	30 人	25 人
障害児福祉手当	12 人	14 人	13 人	14 人	12 人
特別児童扶養手当	61 人	66 人	66 人	68 人	67 人

資料: 巨理町福祉課、子ども未来課(各年度3月31日現在)
※令和2年度は7月末現在

特別障害者手当と障害児福祉手当、特別児童扶養手当の受給者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

6 障害支援区分認定者の状況

(1) 障害支援区分認定者の推移

【障害支援区分認定者の推移】

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
身体障がい者	区分1	0人	1人	0人	0人	1人
	区分2	2人	0人	4人	1人	0人
	区分3	5人	3人	3人	1人	0人
	区分4	3人	2人	1人	4人	1人
	区分5	3人	5人	4人	0人	1人
	区分6	7人	7人	15人	8人	0人
	小計	20人	18人	27人	14人	3人
知的障がい者	区分1	0人	2人	0人	0人	0人
	区分2	5人	8人	4人	4人	2人
	区分3	11人	9人	15人	10人	2人
	区分4	15人	11人	13人	10人	0人
	区分5	8人	6人	3人	6人	2人
	区分6	7人	1人	5人	3人	0人
	小計	46人	37人	40人	33人	6人
精神障がい者	区分1	0人	2人	2人	0人	0人
	区分2	11人	13人	22人	12人	5人
	区分3	6人	3人	9人	9人	2人
	区分4	2人	3人	8人	4人	0人
	区分5	1人	0人	1人	0人	0人
	区分6	1人	0人	0人	0人	0人
	小計	21人	21人	42人	25人	7人
難病などの患者	区分1	0人	0人	0人	0人	0人
	区分2	0人	0人	0人	0人	0人
	区分3	0人	0人	0人	0人	0人
	区分4	0人	0人	0人	0人	0人
	区分5	1人	0人	0人	0人	0人
	区分6	0人	0人	0人	0人	0人
	小計	1人	0人	0人	0人	0人
合計		88人	76人	109人	72人	16人

資料：亘理町福祉課（各年3月31日現在）

※令和2年度は7月末現在

障害支援区分認定者の推移をみると、平成30年度に109人と増加しましたが、令和元年度は減少しています。

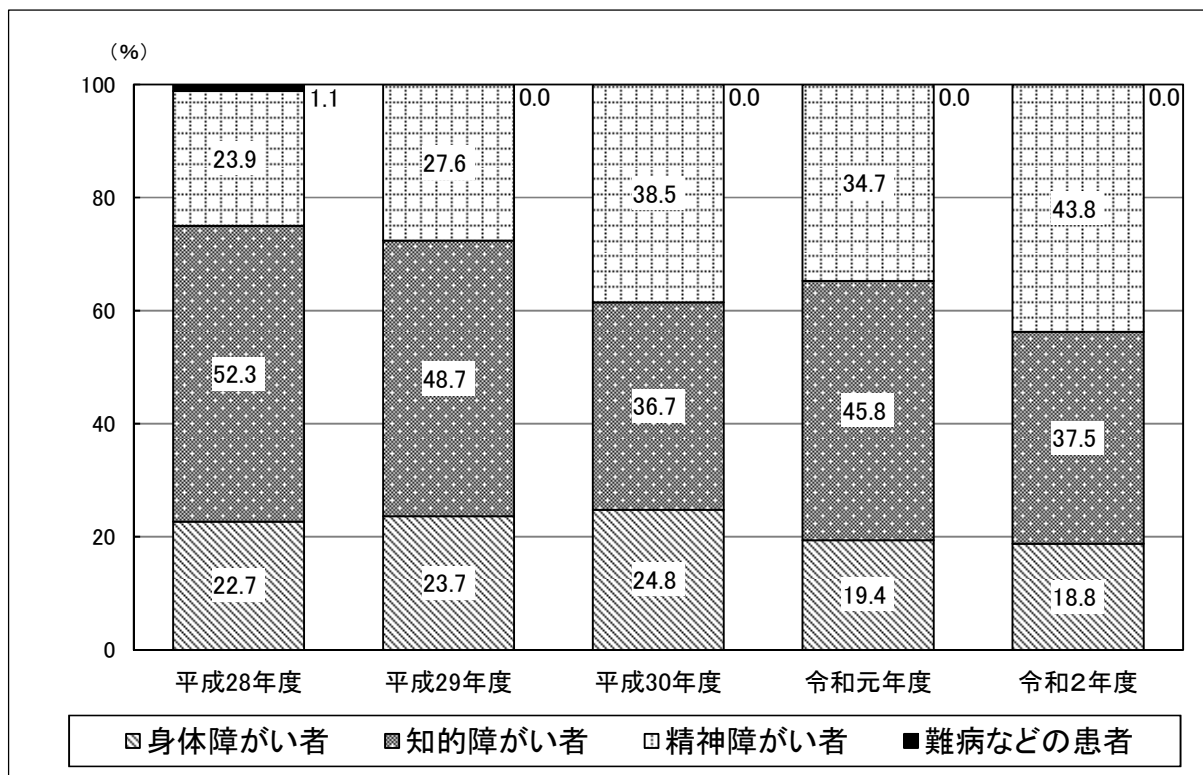
※障害支援区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がい者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分のことを「障害支援区分」といいます。

障害支援区分は、介護給付の必要度に応じて適切なサービスが利用できるよう、障がい者などに対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）をいいます。

(2) 障害支援区分認定者の障害別構成比の推移

【障害支援区分認定者の障害別構成比の推移】



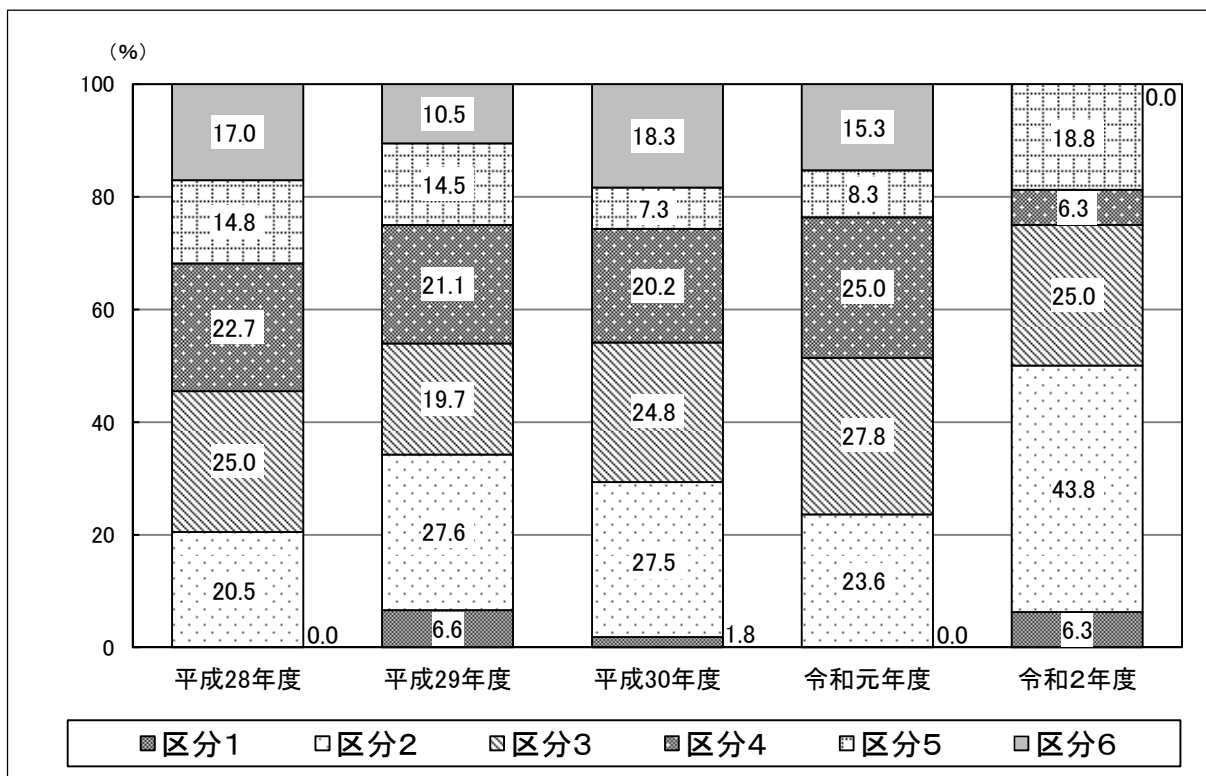
資料: 巨理町福祉課(各年3月31日現在)

※令和2年度は7月末現在

障害支援区分認定者の障害別構成比をみると、平成29年度までは知的障がい者の占める割合が高くなっていましたが、平成30年度には精神障がい者の割合が38.5%と知的障がい者(36.7%)をやや上回っています。その後、令和元年度には再び知的障がい者の占める割合が高くなっていきます。

(3) 障害支援区分認定者の区分別構成比の推移

【障害支援区分認定者の障害別構成比の推移】



資料: 巨理町福祉課(各年3月31日現在)

※令和2年度は7月末現在

障害支援区分認定者の区分別構成比をみると、令和元年度までは区分2、区分3、区分4はおおむね2割台を推移しています。

7 アンケート調査結果のポイント

(1) 調査概要

①調査の目的

次期障害福祉計画策定に向けた基礎資料とするために本アンケート調査を実施しました。

本調査は、計画策定や施策推進に役立てるために、各種障害者手帳を所持されている町民を対象に、障害福祉サービスの利用実態や障がい福祉に関する意識、意向などについて確認しました。

②調査の実施状況

■ 調査期間

令和2年6月26日～令和2年7月10日

■ 調査方法

郵送による配布・回収

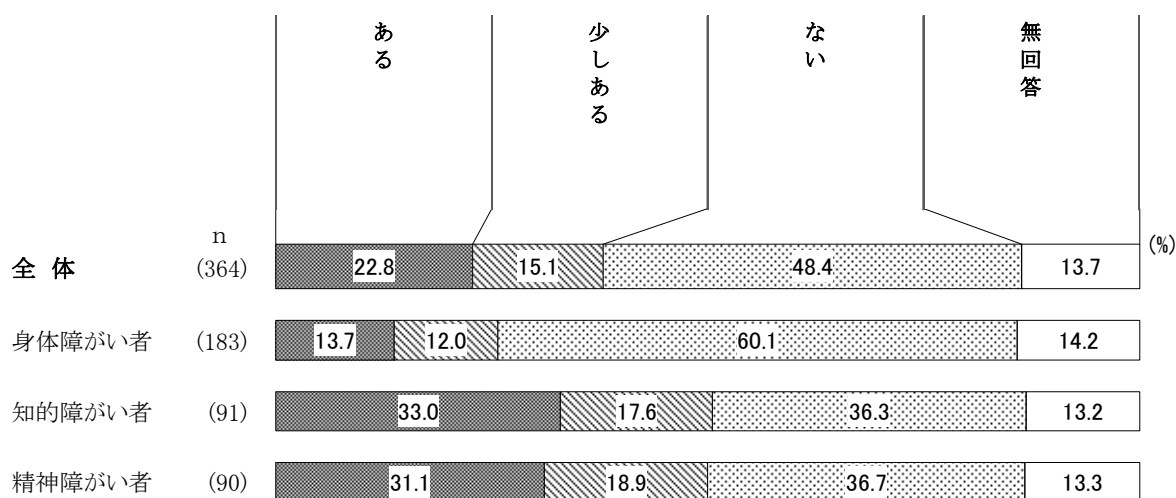
■ 回収状況

調査対象	配布数	回収票	有効票	回収率
各種障害者手帳所持者	800票	413票	410票	51.3%

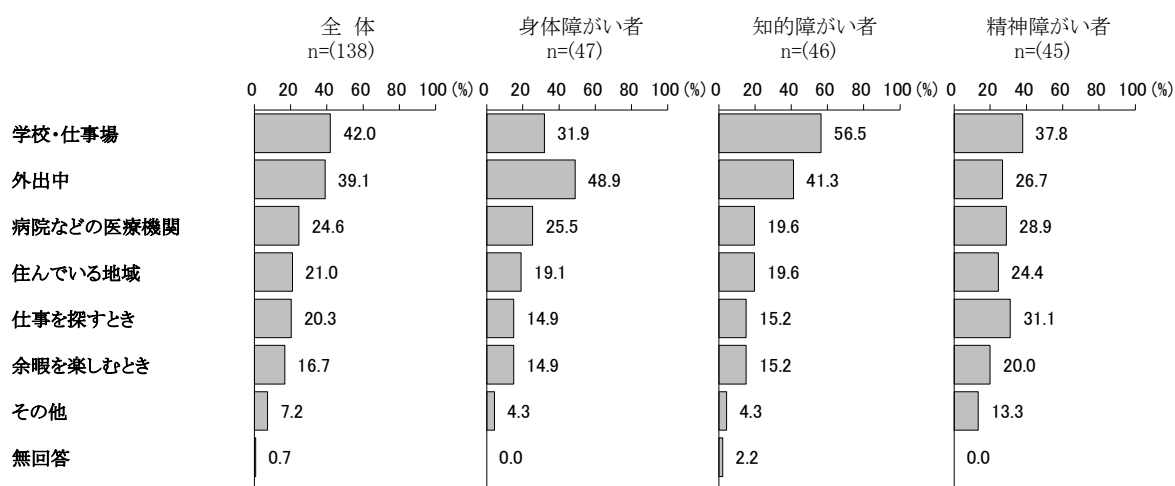
(2) 調査結果のポイント

①障がいによる差別などの経験

【障がいによる差別などの経験／障がい者本人】



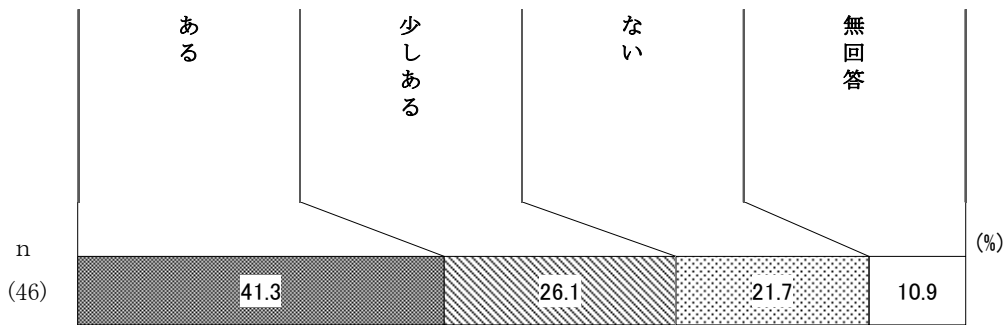
【差別や嫌な思いをした場所／障がい者本人】



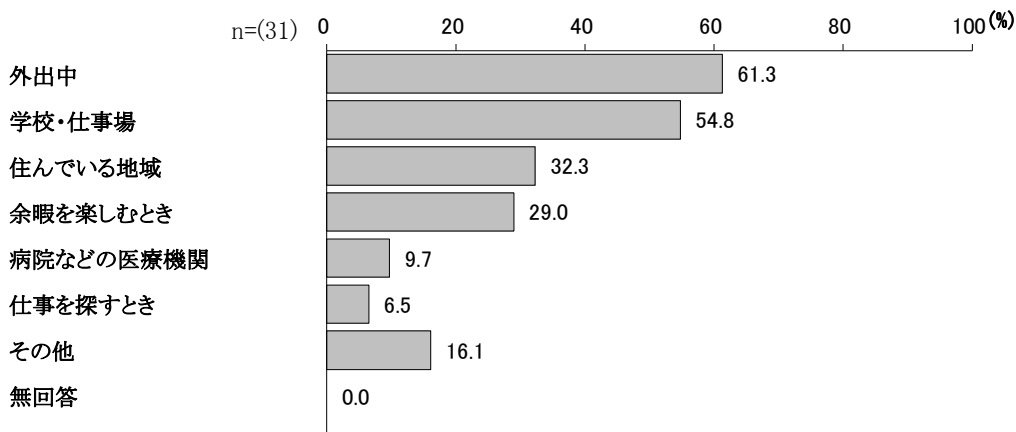
障がい者本人の障がいによる差別などの経験は全体では“ある”人が37.9%となっています。身体障がい者では25.7%ですが、知的障がい者では50.6%、精神障がい者では50.0%と“ある”人が約半数を占めています。

差別や嫌な思いをした場所は「学校・仕事場」(42.0%)、「外出中」(39.1%)、「病院などの医療機関」(24.6%)、「住んでいる地域」(21.0%)、「仕事を探すとき」(20.3%)、「余暇を楽しむとき」(16.7%)となっています。

【障がいによる差別などの経験／障がい児の保護者】



【差別や嫌な思いをした場所／障がい児の保護者】

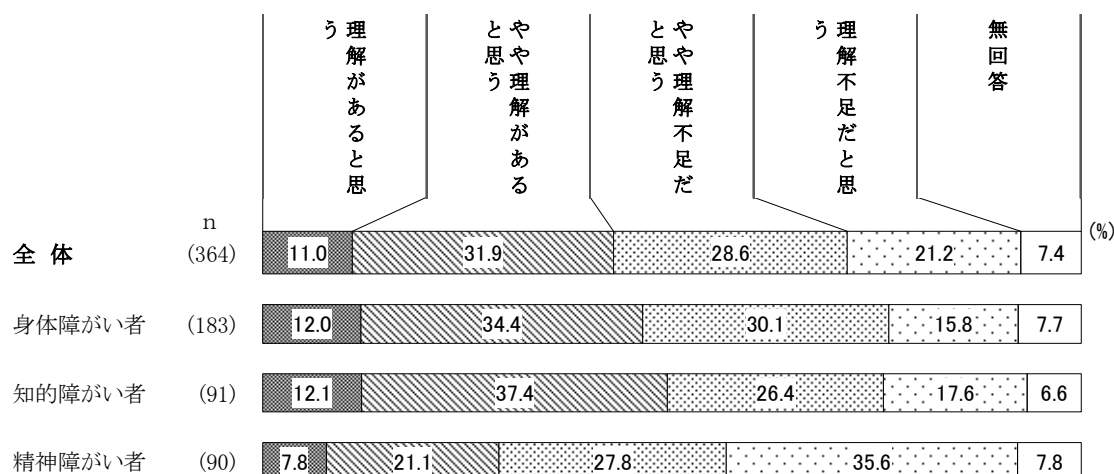


障がい児の保護者では“ある”人は67.4%と「ない」(21.7%)を大きく上回っており、障がい者本人を29.5ポイント上回っており、差別などを感じる機会が多いことがうかがえます。

差別や嫌な思いをした場所は「外出中」(61.3%)、「学校・仕事場」(54.8%)、「住んでいる地域」(32.3%)、「余暇を楽しむとき」(29.0%)などとなっています。

②地域の障がい者に対する理解の度合いについて

【地域の障がい者に対する理解度／障がい者本人】

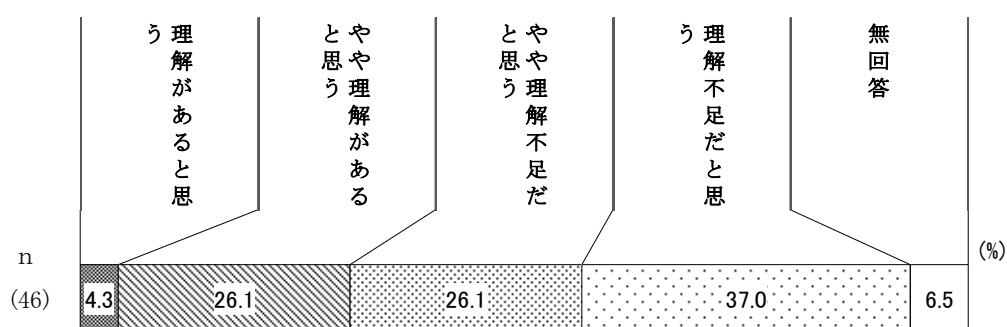


障がい者本人の地域の障がい者に対する理解度は“理解不足だと思”人（49.8%）が“理解があると思”人（42.9%）を上回っています。

前回調査の18歳以上と比較すると“理解があると思”人は前回（36.3%）より6.6ポイント、“理解不足だと思”人も前回（49.2%）より0.6ポイントともに増加しています。

身体障がい者と知的障がい者では“理解があると思”人が“理解不足だと思”人をやや上回っている一方、精神障がい者では“理解不足だと思”人が63.4%を占めており、障がいの種別によって違いがみられます。

【地域の障がい者に対する理解度／障がい児の保護者】

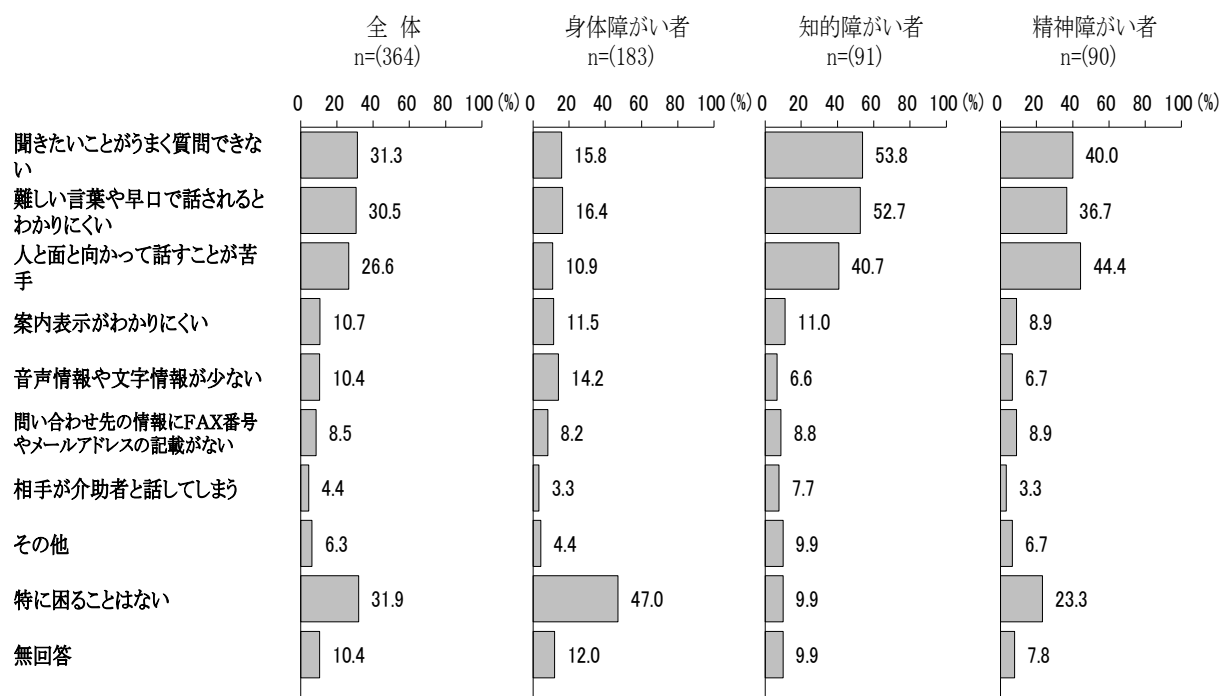


障がい児の保護者では“理解不足だと思”人（63.1%）が“理解があると思”人（30.4%）を大きく上回っており、障がい者本人と比べても13.3ポイント上回っています。

前回調査の18歳未満と比較すると“理解があると思”人は前回（26.4%）より4ポイント増加し、“理解不足だと思”人は前回（71.0%）より7.9ポイント減少し、障がい児の保護者の評価としては、理解度は深まっているということがわかります。

③情報入手やコミュニケーションの困難さ

【情報入手やコミュニケーションの困難さ／障がい者本人】



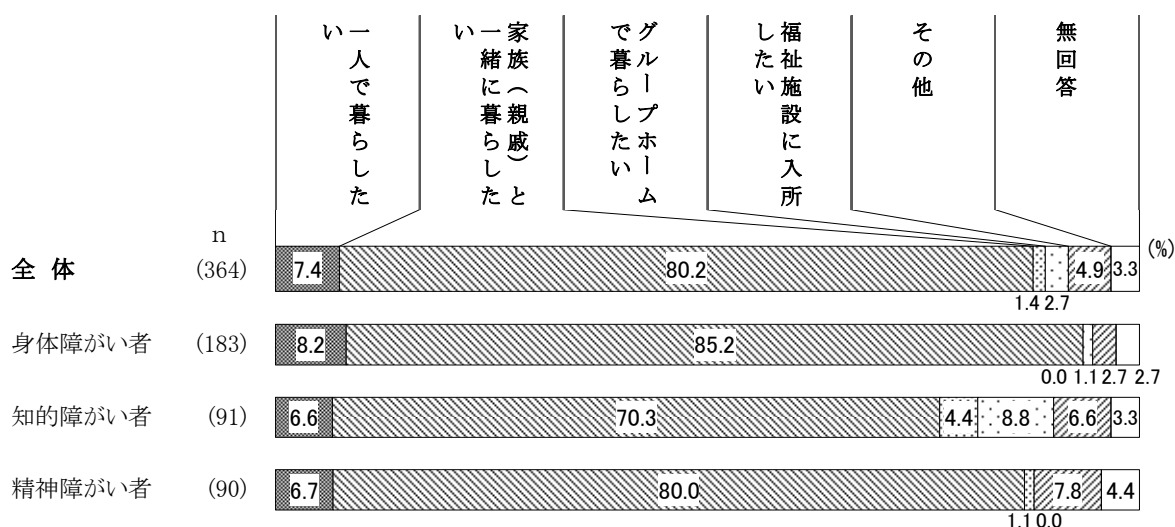
障がい者本人の情報入手やコミュニケーションの困難さは「聞きたいことがうまく質問できない」(31.3%)、「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」(30.5%)、「人と面と向かって話すことが苦手」(26.6%)、「案内表示がわかりにくい」(10.7%)、「音声情報や文字情報が少ない」(10.4%) などとなっており、対面でのコミュニケーションに困難を感じている人が多いことがうかがえます。

知的障がい者と精神障がい者では「聞きたいことがうまく質問できない」、「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」、「人と面と向かって話すことが苦手」がいずれも多くなっています。

一方、身体障がい者では「特に困ることはない」が47.0%と多くなっており障がいの種別によって違いがみられます。

④今後の生活の希望

【今後3年以内の生活の希望／障がい者本人】



【現在の生活状況別／障がい者本人】

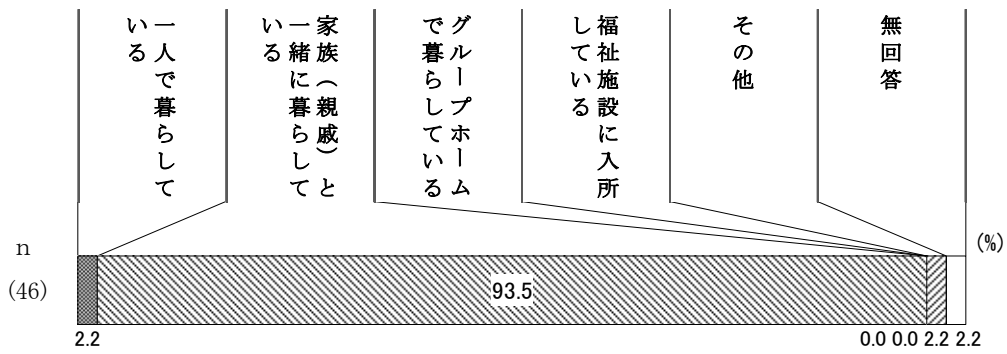
	調査数	一人暮らし	家族（親戚）と一緒に暮らしたい	グループホーム	福祉施設に入所したい	その他	無回答	
								上段：実数
全体	364	27	292	5	10	18	12	
	100.0	7.4	80.2	1.4	2.7	4.9	3.3	
現在の生活状況別	一人暮らし（持家や賃貸住宅）	18	11	3	-	-	3	1
		100.0	61.1	16.7	-	-	16.7	5.6
	家族（親戚）と一緒に暮らしている（持家や賃貸住宅）	320	15	284	4	5	8	4
		100.0	4.7	88.8	1.3	1.6	2.5	1.3
	グループホームで暮らしている	3	-	1	1	-	-	1
		100.0	-	33.3	33.3	-	-	33.3
福祉施設に入所している	9	-	1	-	5	2	1	
	100.0	-	11.1	-	55.6	22.2	11.1	
その他	9	-	3	-	-	5	1	
	100.0	-	33.3	-	-	55.6	11.1	

障がい者本人の今後3年以内の生活の希望は「家族（親戚）と一緒に暮らしたい」が80.2%を占めており、「一人暮らし」（7.4%）、「福祉施設に入所したい」（2.7%）、「グループホームで暮らしたい」（1.4%）は少数派となっています。

いずれの障がいも「家族（親戚）と一緒に暮らしたい」が多いものの、現在の生活状況より下回り、なかでも知的障がい者は70.3%と現在の生活状況（86.8%）より16.5ポイント下回っています。

現在の生活状況別にみると、グループホームを除く全ての生活状況で、現在と同じ状況を今後3年以内も続けたいと回答している人が多数派となっているが、一人暮らしの人の中には「家族（親戚）と一緒に暮らしたい」との回答が16.7%と一定数みられます。

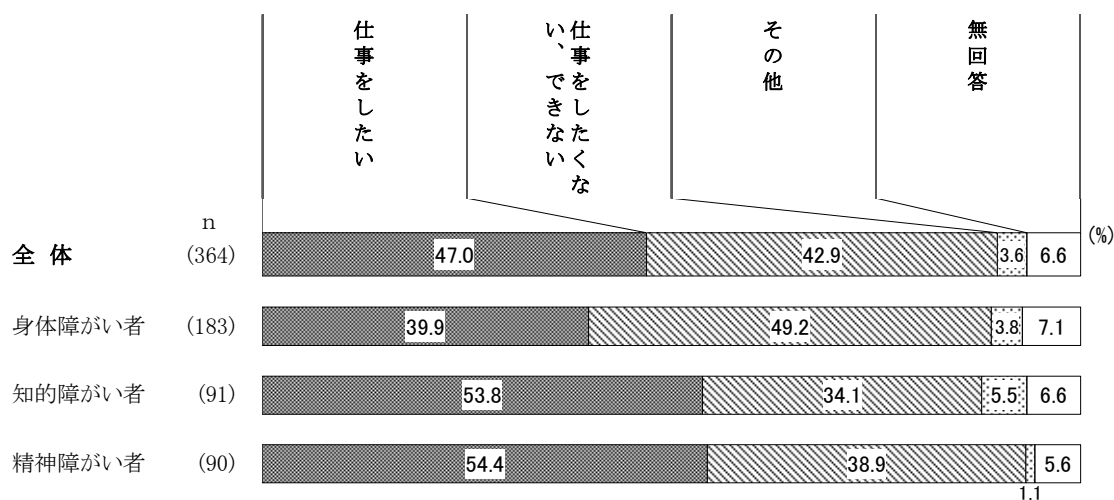
【今後3年以内の生活の状況／障がい児の保護者】



障がい児の保護者では、今後3年以内の生活の状況は「家族（親戚）と一緒に暮らしている」が93.5%を占めており、「一人暮らし」（2.2%）は少数派となっています。

⑤今後の就業希望

【今後の就業希望／障がい者本人】



【平日の主な過ごし方別 今後の就業希望／障がい者本人】

平日の主な過ごし方別	調査数	仕事をしたい	仕事をしたくない、できない (%)	その他 (%)	無回答 (%)
全体	364	171	156	13	24
	100.0	47.0	42.9	3.6	6.6
会社勤めや自営業、家業など、収入を得る仕事をしている	89	80	4	1	4
	100.0	89.9	4.5	1.1	4.5
福祉施設・作業所などに通っている (就労継続支援A型・B型を含む)	54	29	22	1	2
	100.0	53.7	40.7	1.9	3.7
ボランティアなど収入を得ない仕事をしている	1	-	-	1	-
	100.0	-	-	100.0	-
病院のデイケアやリハビリテーションに通っている	8	-	8	-	-
	100.0	-	100.0	-	-
自宅で過ごしている	176	56	107	8	5
	100.0	31.8	60.8	4.5	2.8
大学、専門学校、職業訓練校に通っている	3	3	-	-	-
	100.0	100.0	-	-	-
特別支援学校 (高等部) に通っている	1	1	-	-	-
	100.0	100.0	-	-	-
一般の高校に通っている	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
その他	16	2	12	2	-
	100.0	12.5	75.0	12.5	-

障がい者本人の今後の就業希望は「仕事をしたい」が47.0%と「仕事をしたくない、できない」(42.9%)をやや上回っています。

前回調査の18歳以上と比較すると、「仕事をしたい」は前回(60.3%)より13.3ポイント減少し、「仕事をしたくない、できない」は前回(34.2%)より8.7ポイント増加しています。

身体障がい者では「仕事をしたくない、できない」が49.2%と「仕事をしたい」(39.9%)を上回っており、他の障がいに比べても多いが、知的障がい者と精神障がい者では「仕事をしたい」が半数以上を占めています。

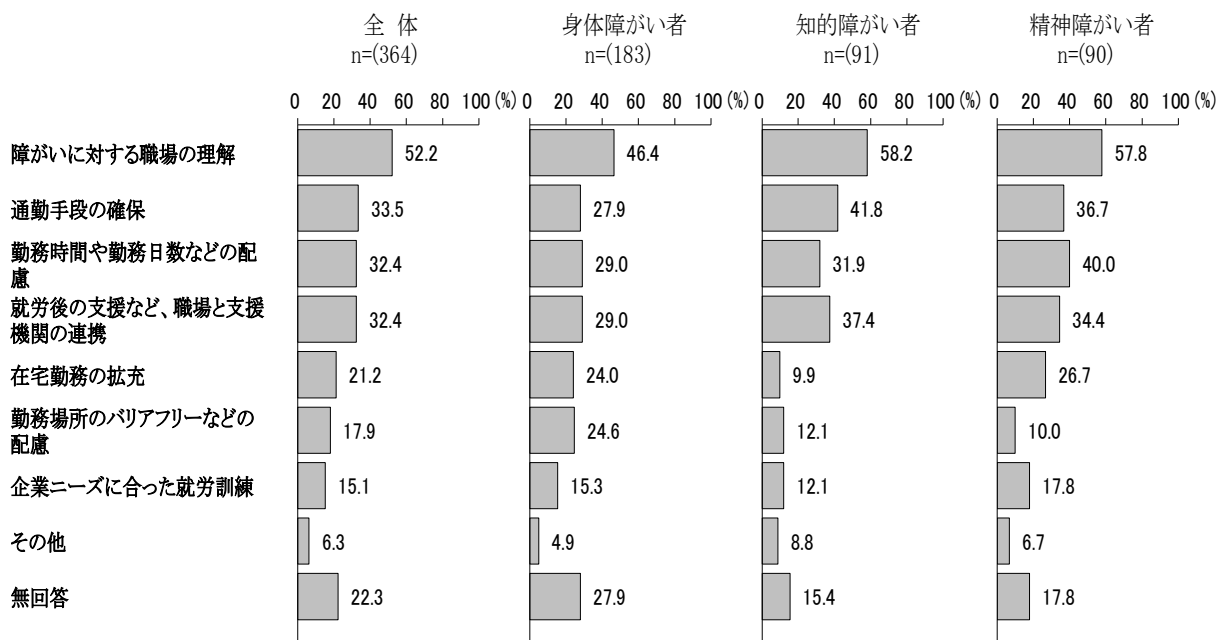
平日の主な過ごし方別にみると、会社勤めや自営業、家業など、収入を得る仕事をしている人の89.9%が「仕事をしたい」と回答しています。

一方、福祉施設・作業所などに通っている（就労継続支援A型・B型を含む）人は53.7%が「仕事をしたい」と回答しているが、40.7%は「仕事をしたくない、できない」と回答しており、就労継続が難しい人が一定数存在しています。

また、自宅で過ごしている人の31.8%は「仕事をしたい」と回答しています。

⑥障がい者の就労支援に期待すること

【障がい者の就労支援として必要なこと／障がい者本人】

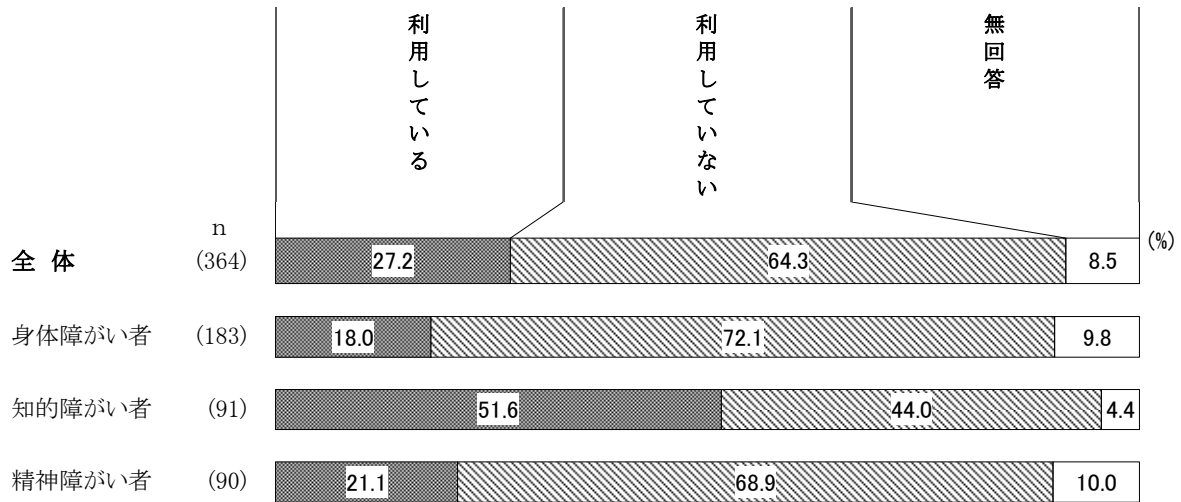


障がい者本人が障がい者の就労支援として必要なことは「障がいに対する職場の理解」が52.2%と最も多く、以下「通勤手段の確保」(33.5%)、「勤務時間や勤務日数などの配慮」、「就労後の支援など、職場と支援機関の連携」(ともに32.4%)、「在宅勤務の拡充」(21.2%)などとなっています。

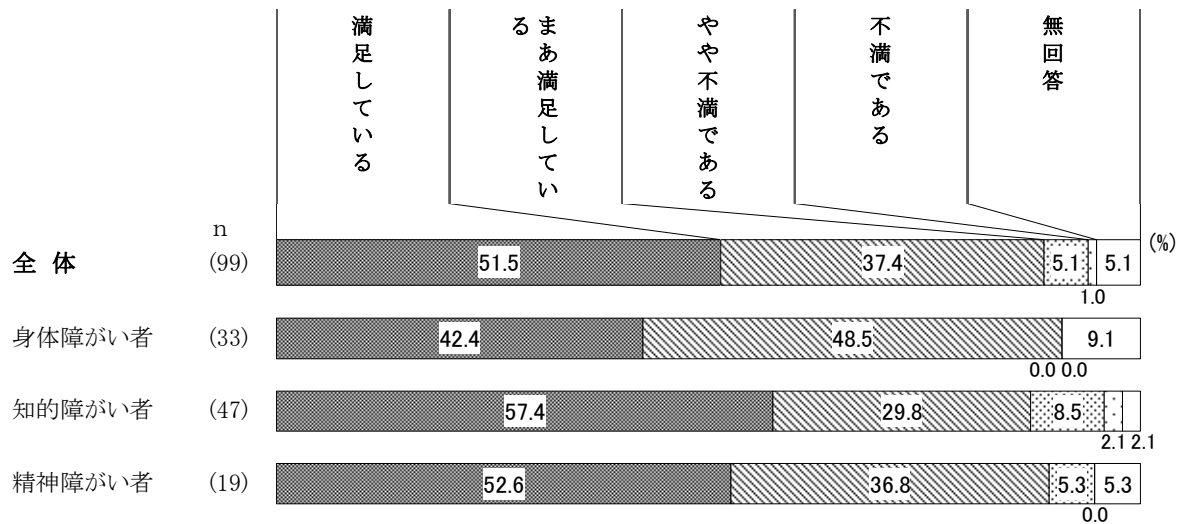
知的障がい者では「通勤手段の確保」(41.8%)、「就労後の支援など、職場と支援機関の連携」(37.4%)、精神障がい者では「勤務時間や勤務日数などの配慮」(40.0%)、「在宅勤務の拡充」(26.7%)が他の障がい者に比べて多くなっています。

⑦日中活動サービス（児童福祉サービス）の内容に対する満足度

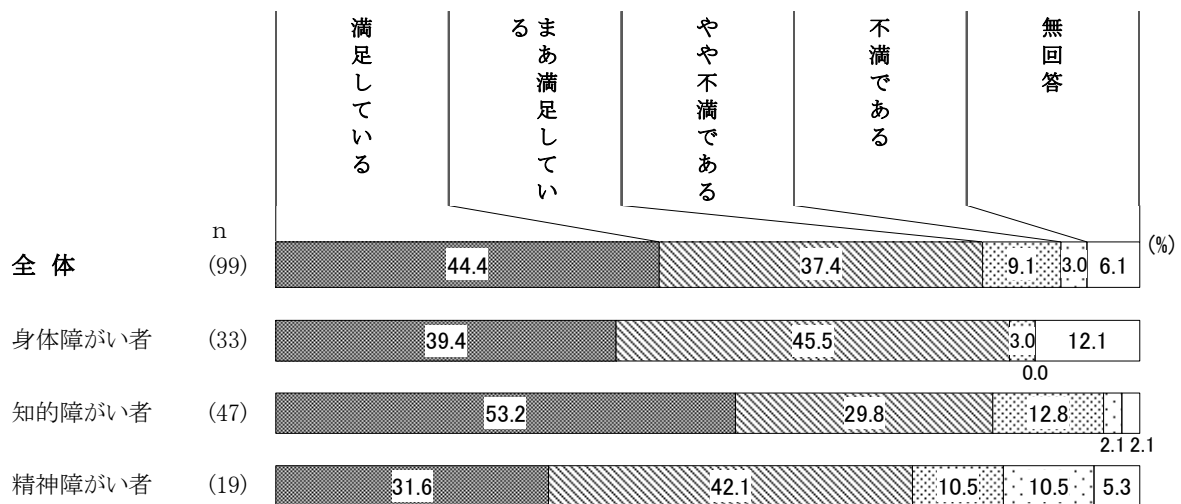
【日中活動系サービスの利用状況／障がい者本人】



【日中活動系サービスの利用回数の満足度／障がい者本人】



【日中活動系サービスで受ける内容の満足度／障がい者本人】



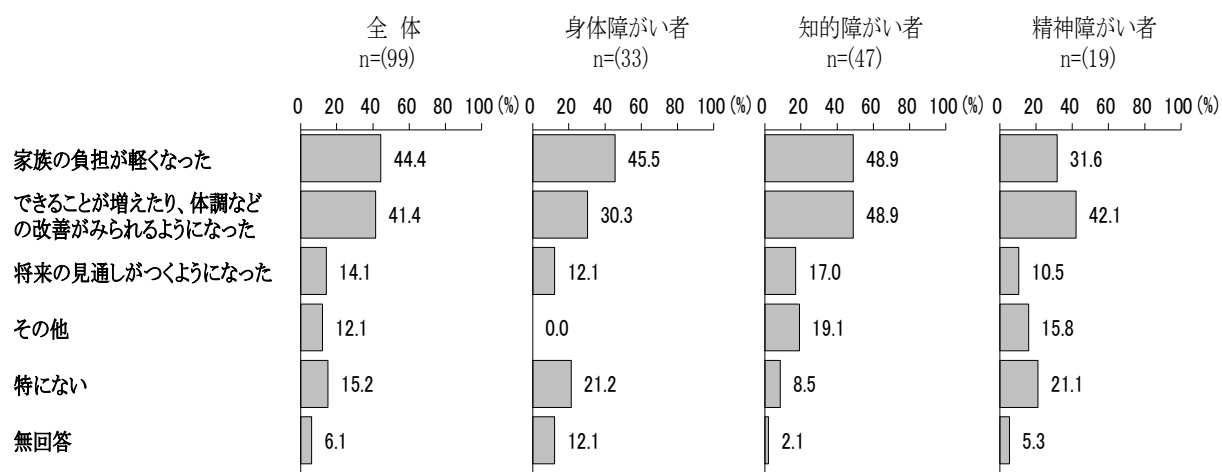
障がい者本人の日中活動系サービスの利用状況は「利用していない」が64.3%と「利用している」(27.2%)を上回っています。

身体障がい者と精神障がい者では「利用していない」が約7割となっていますが、知的障がい者では「利用している」が51.6%とやや多いです。

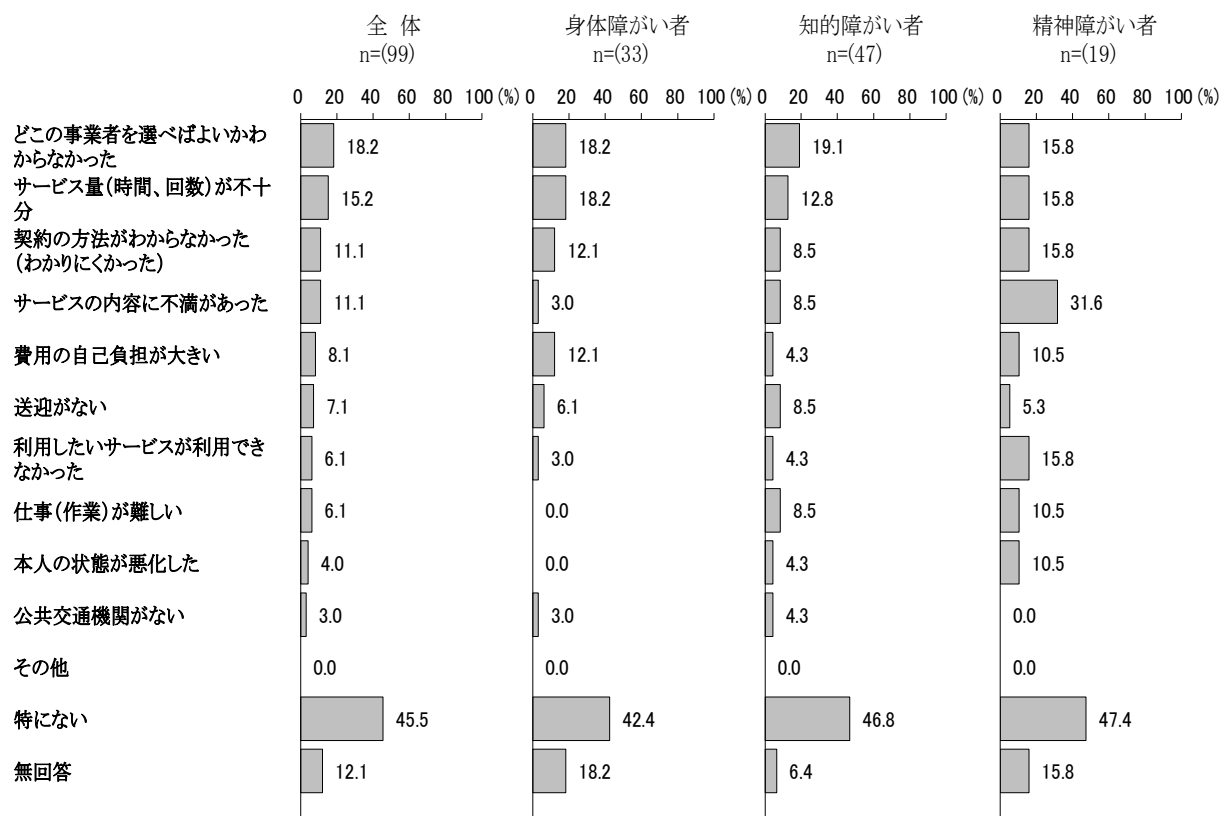
利用回数の満足度は“満足している”人は88.9%を占めています。また、内容の満足度についても“満足している”人は81.8%と回数、内容ともに満足度は高いです。

いずれの障がいも回数は“満足している”が約9割を占めており、内容についても身体障がい者と知的障がい者では“満足している”が8割以上、精神障がい者も7割強を占めています。

【日中活動系サービスの利用による変化／障がい者本人】



【日中活動系サービスの利用で不便なことや困ったこと／障がい者本人】



利用による変化では「家族の負担が軽くなった」が44.4%と最も多く、以下「できることが増えたり、体調などの改善がみられるようになった」(41.4%)、「将来の見通しがつくようになった」(14.1%)など良い変化がみられる人が一定数いることがうかがえる一方、「特にない」は15.2%となっています。

身体障がい者では「家族の負担が軽くなった」(45.5%)、知的障がい者では「できることが増えたり、体調などの改善がみられるようになった」、「家族の負担が軽くなった」(ともに48.9%)、精神障がい者では「できることが増えたり、体調などの改善がみられるようになった」(42.1%)がそれぞれ最も多くなっています。

利用で不便なことや困ったことは「どこの事業者を選べばよいかわからなかった」が18.2%と最も多く、以下「サービス量(時間、回数)が不十分」(15.2%)、「契約の方法がわからなかった(わかりにくかった)」、「サービスの内容に不満があった」(ともに11.1%)、「費用の自己負担が大きい」(8.1%)、「送迎がない」(7.1%)などとなっており、サービスの回数や内容だけでなくサービスを必要としている人に情報がいきわたるような広報活動や啓発を続けていくことが必要と考えられます。

精神障がい者では「サービスの内容に不満があった」が31.6%と他の障がい者に比べて多くなっています。

8 ヒアリング調査結果のポイント

(1) 関係団体等ヒアリング調査概要

①調査の目的

次期計画策定に向けた基礎資料とするために本アンケート調査を実施しました。

本調査は、計画策定や施策推進に役立てるために、障がい者関係団体に所属するお子さんの保護者の方を対象に、活動における課題、必要な支援などについて確認しました。

②調査の実施状況

■調査期間

令和2年7月20日～令和2年8月28日

■調査方法

郵送による配布・回収及び聞き取りによる調査

■調査対象

町内の障がい者関係団体2団体に所属するお子さんの保護者の方

■回収状況

調査対象	配布数	回収票	有効票	回収率
団体 A	19 票	19 票	19 票	100.0%
団体 B	1 票	1 票	1 票	100.0%

(2) 関係団体等ヒアリング調査結果のポイント

①関係団体の状況

【団体 A】

「身体障害者手帳所持者」や「療育手帳所持者」、「難病の方」、「発達障害の方」、「高次脳機能障害の方」、「児童（18歳未満）」に該当する方が所属しています。正会員 13 名、賛助会員 8 名の方がいます。

【団体 B】

「身体障害者手帳所持者」や「療育手帳所持者」、「高次脳機能障害の方」、に該当する方が所属しています。会員数は 14 名、所属するお子さんは 30～40 代、保護者の方は 60～70 代が中心となっています。

②活動の中で困っていること

【団体 A】

活動している中で困っていることについて、「活動資金が確保できない」(42.1%)が最も多く、以下「町民に認知されていない」(21.1%)、「新しいメンバーが入らない」「他の団体との交流機会が乏しい」「活動場所が確保できない」(ともに 15.8%)となっています。

【団体 B】

活動している中で困っていることについて、「活動がマンネリ化している」、「メンバーが高齢化している」となっています。

③権利擁護について

【団体 A】

障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)経験について、「ときどき聞く」(73.7%)が最も多く、以下「聞いたことがない」(21.1%)、「よく聞く」(5.3%)となっています。差別や嫌な思いをする(した)場所について、「住んでいる地域」(53.3%)が最も多く、以下「通園施設や保育所、幼稚園、学校など」「外出先」(ともに 40.0%)となっています。

【団体 B】

障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)経験について、「ときどき聞く」となっています。差別や嫌な思いをする(した)場所について、「外出先」、「病院などの医療機関」となっています。

④災害対応について

【団体 A】

台風や火事や地震などの災害発生時に不安に感じることについて、「避難所では暮らせない」(84.2%)が最も多く、以下「水道、電気、ガスなどのライフラインの切断」(73.7%)、「周囲とコミュニケーションがとりづらい」(36.8%)、「日用品が手に入らない」(31.6%)、「病気の治療ができない」(26.3%)となっています。避難所では暮らせないと思う理由としては、「人に迷惑をかけてしまうことが心配だから」(81.3%)が最も多く、以下「間仕切りや個室の部屋がないから」(68.8%)、「避難所がバリアフリーになっていないから」(62.5%)となっています。

災害に対して行っている準備については、「非常用持出用品や備蓄品に、障がいの特性にあった医薬品や食料等を用意」（68.4％）が最も多く、以下「避難場所を知っている」（57.9％）、「巨理町災害時避難行動要支援者登録制度への登録」（36.8％）、「医薬品や病状などの情報を用意」（31.6％）、「家族や知人等の緊急連絡先を用意」（26.3％）となっています。

《避難所で暮らせない理由 ※一部抜粋》

- ・介護ベッドと夜間の医療的ケアのための明かりが必要（体位交換やじょくそう防止）。
- ・調理ができないため（ペースト食や軟食）。
- ・細かい冷暖房の温度設定ができないため。
- ・人の多いところに居るとてんかんの発作が起こりやすくなるため。

【団体 B】

台風や火事や地震などの災害発生時に不安に感じることについて、「避難所では暮らせない」となっています。避難所では暮らせないと思う理由としては、「間仕切りや個室の部屋がないから」、「障がいに対する周囲の理解がないから」、「人に迷惑をかけてしまうことが心配だから」となっています。災害に対して行っている準備について、「非常用持出用品や備蓄品に、障がいの特性にあった医薬品や食料等を用意」となっています。

⑤障がいのある人に必要な支援について

【団体 A】

障がいのある人に必要な支援について、「障がいに対する理解をもっと広めてほしい」「緊急時や災害対策を充実してほしい」（ともに 84.2％）が最も多く、以下「障がいの特性や目的に応じた多様な情報提供をしてほしい」（73.7％）、「福祉サービスの充実や福祉機器の利用を多様にしてほしい」「障がいに対する適切な医療、医学的リハビリテーションを充実してほしい」（ともに 68.4％）となっています。地域で生活する条件として必要なことについて、「近くに通える施設や福祉的就労の確保」（89.5％）が最も多く、以下「入居住宅の整備（グループホームなど）」「地域住民の理解」（ともに 68.4％）、「介護者の確保」「在宅で可能な医療体制」「相談相手や相談機関の充実」（ともに 63.2％）となっています。

【団体 B】

障がいのある人に必要な支援について、「障がいに対する理解をもっと広めてほしい」、「障がいのある人の基本的権利を守るような仕組みを充実してほしい」、「障がいに対する適切な医療、医学的リハビリテーションを充実してほしい」となっています。

地域で生活する条件として必要なことについて、「介護者の確保」、「近くに通える施設や福祉的就労の確保」、「外泊訓練・体験場所の確保」となっています。

⑥意見・要望

- ・ 医療的ケアがあるため、対応できる（看護師のスキル）施設がないし、通所したとしても保護者の付き添いがないと通えず、離れることもできません。
- ・ 重度の障がいを持っているため、目も手も離せない状態です。年齢が進むにつれて体も大きくなり身体介護も益々大変になっていきます。
- ・ 先を考えるとどの支援も必要で、条件が整えば整うだけ暮らしやすい社会になります。社会がそうなれば障がい者本人の生活が充実し、家族の負担も軽減されると思います。
- ・ 避難所に行きたくても行けません。風・雨が降って、寝具、食材、介護用品、薬、コロナ対策など一人で障がいのある子どもと一緒に持ち出すことはできません。
- ・ 障がい児者用の防災マップ（福祉避難所、避難経路）を早急に作成してほしいです。
- ・ 災害時避難所に行って役場の人を見つけて避難できる施設を紹介してもらうのではなく、本当に親ひとりでは避難が難しい、命に関わる装置などを付けている人が避難施設の登録のもと、早めにその施設・避難所に行けて安心できるように対応をしてほしいです。
- ・（避難訓練には）障がい児本人は参加していません。なぜならバリアフリーになっていないし、障がい児者への避難訓練対応になっていないからです。
- ・ 多動な子どもの対応で困っている人が多いです。目が離せないなど外出が困難。一緒に連れていけないということも聞かれます。
- ・ 障がい者の歯科の治療ができる病院が町内にあると良いです。仙台の福祉プラザに行かないと受診できません。
- ・ 民生委員や行政から住民に対して障がいに対する理解を広めてほしいです。
- ・ 基本的権利を守るため、選挙のときの支援などをお願いしたいです。
- ・ 親族以外で、本人をみてくれる人がいてほしいです。
- ・ 住み慣れた地域で生活させたいです。

(3) 企業ヒアリング調査概要

①調査の目的

次期計画策定に向けた基礎資料とするために本アンケート調査を実施しました。

本調査は、計画策定や施策推進に役立てるために、障がい者雇用を行っている企業を対象に、雇用状況、必要な支援などについて確認しました。

②調査の実施状況

■調査期間

令和2年7月20日～令和2年8月28日

■調査方法

郵送による配布・回収及び聞き取りによる調査

■調査対象

町内に所在する障がい者雇用を行っている企業 2社

■回収状況

調査対象	配布数	回収票	有効票	回収率
企業ヒアリング	2票	2票	2票	100.0%

(4) 企業ヒアリング調査結果のポイント

①企業の状況

製造業と宿泊業の企業各1社から回答を得ました。

従業員数については1社のみ回答しており、法人全体で256人、町内事業所では28人となっています。

②障がいのある人の雇用状況

雇用状況について、「知的障がいのある方を雇用している」(2社)が最も多く、以下「身体障がいのある方を雇用している」(1社)、「精神障がいのある方を雇用している」(1社)となっています。障がいのある人の平均雇用継続年数については1社のみ回答しており、正規雇用で19.1年、非正規雇用で3.8年となっています。

障がいのある人を雇用するきっかけについて、「ハローワークに障がい者雇用の求人登録を行った」（2社）が最も多く、以下「特別支援学校（盲・聾・養護学校など）からの働きかけ、紹介」「障がい者就労支援機関等からの働きかけ、紹介」「元々従業員であった人が障がいのある方になった」（ともに1社）となっています。

障がいのある人を雇用するための特別な配慮を2社ともしており、具体的な配慮や工夫については、「社内で、障がい者本人の業務内容や工程を検討した」「能力を見極めて、本人の負担にならないスピードで仕事量を調整した」「担当者が指導員として付き添い、障がいのある人の不安を回避した」（ともに2社）、「特別支援学校や障がい者就労支援機関のスタッフと連携し、様子をみてもらった」（1社）となっています。

雇用してよかったことについて、「コミュニケーションの向上」「障がいに対する理解の浸透」（ともに2社）が最も多く、以下「障がい者雇用率制度の遵守」「仕事内容の手順の改善」「人材の確保」（ともに1社）となっています。雇用して困ったこととしては、「指導・サポート」（2社）が最も多く、以下「障がいに対する理解」（1社）となっています。

③必要な支援

障がいのある人を雇用する上で必要な支援としては、「障がいのある人本人の生活面を支えるサポート」（2社）が最も多く、以下「専門指導員（付き添い者）の配置」「適性を見定めることのできる職場実習制度」「障がい者就労支援関係機関の訪問」（ともに1社）となっています。

④意見・要望

- ・特性に合った業務を判断して、一緒に働き、さらには「できることを増やす」、「長く働く」ことを目標にしています。そのためには「職場見学」や「職場体験、実習」が重要だと思います。
- ・障がいの特性に合わせて、できないこと、課題設定、説明方法を模索する難しさがあります。
- ・企業と障がいのある被雇用者の家庭生活を結ぶ、支援センターの関わりが大切です。
- ・指導者が孤独になるため、いろいろな人に相談して同じ状況を知るようにしています。職業カウンセラー、就労支援施設など職場での対応方法を助言してもらっています。
- ・業務の切り出しをすることで見直しができ、普段から生産性を考えた業務設定ができるようになりました。
- ・会社としてどこまで支援をすればよいか悩みます。遅刻傾向など、家族の協力があると良いですが、どこまで会社が介入するか。

(5) まとめ

①障がいに対する理解の促進

障がいのある人を支える保護者の方々は、障がいに対する理解の促進が特に必要であると考えています。これは障がいのある人を雇用する企業においても同じく重要な点となっています。町が主体となった情報発信、交流会や勉強会などの機会を設置することが求められます。

②関係団体の活動支援

関係団体の活動の中で、活動資金や活動場所の確保が課題となっています。これらを支援する取り組みが求められます。

③近くに通える施設や福祉的就労の確保

地域で生活するためには、近くに通える施設があることや福祉的就労の確保が重要となります。これらの設備を充実することが求められます。

④指導する人の支援

障がい者雇用を行う企業においては、雇用者を指導する立場の方に様々な配慮など多くを求める形になりがちです。それらの人の相談先や、同じような立場の方との情報共有の場を設置し、悩みを軽減する支援が求められます。

第3章 計画の基本方向

1 基本理念

本町の「第5次巨理町総合発展計画（後期基本計画）」では、「巨理町障がい者プラン」に基づき、ノーマライゼーションやリハビリテーション（人間らしく生きる権利）を上位概念に置き、各種の障がい者福祉施策を実施するなかで、障がい者の自立と社会参加を支援し、障がいのある人が安心して暮らすことができる地域づくりを、以下の基本理念に基づいて推進していきます。

<基本理念>

みんな えがお

- みんなのことが分かりあえること
- どんな人でも、いろいろな人がいる、自分とは違う人がいる
それをわかりあい、一緒に暮らせる明るく楽しいこと
- いきいきと自分らしく暮らせること
- みんなが幸せでえがおになれること

これらを目指して、基本理念を『みんな えがお』としました。

■「第5次巨理町総合発展計画（後期基本計画）」における障がい者施策の方向性

（1）「巨理町障がい者プラン」の活用

「巨理町障がい者プラン」について町民へ広く周知するとともに、計画に位置づけた各施策を遂行していきます。また、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活でき、日常生活及び社会生活の質の向上が図れるよう、今後も関係機関と連携し、障がい者福祉サービスを推進していきます。

（2）思いやりとコミュニケーションの促進（啓発・広報）

障がいの有無に関らずともに歩む社会を目指す「ノーマライゼーション」と、障がいのある人の社会復帰や社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念の啓発・広報活動を推進するとともに、情報のバリアフリー化とボランティア活動の充実に努めます。

（3）自立した生活を支援する福祉の充実（生活支援）

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、また、住み慣れた環境で安心して暮らすことができるよう、生活支援体制の整備を図るとともに、生活の安定のための相談体制の強化や権利擁護の推進などを実施します。

2 基本目標

基本理念のもと、障がい者が自らの能力を発揮して社会参加することができるように、あらゆる障壁を取り除いていくためには、本計画について広く理解してもらい、障がい者を取り巻くあらゆる場面において、自立や社会参加に向けた支援と、それを制約する障壁を取り除くように努めていかなければなりません。

そこで、本計画における基本目標については、障がい者を取り巻く様々な場面ごとに設定していくものとします。

基本目標については、平成30年度に策定した「巨理町障がい者プラン」の内容を継承していくこととします。

<基本目標>

基本目標1：思いやりとコミュニケーションの推進 —【啓発・広報】

基本目標2：自立した生活を支援する福祉の充実 —【生活支援】

基本目標3：生きがいを持った暮らしの推進 —【雇用・就労】

基本目標4：健康で生き生きとした暮らしの推進 —【保健・医療】

基本目標5：心豊かな暮らしの推進 —【スポーツ・芸術】

基本目標6：安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進 —【生活環境】

3 施策体系

基本理念

みんな えがお

基本目標

基本的施策

基本目標1
思いやりとコミュニケーションの推進
【啓発・広報】

- 1 啓発・広報活動の促進
- 2 情報のバリアフリー化
- 3 ボランティア活動の充実

基本目標2
自立した生活を支援する福祉の充実
【生活支援】

- 1 生活支援体制の整備
- 2 生活の安定

基本目標3
生きがいを持った暮らしの推進
【雇用・就労】

- 1 雇用・就労の促進
- 2 福祉的就労の促進

基本目標4
健康で生き生きとした暮らしの推進
【保健・医療】

- 1 障がいの早期発見・早期対応
- 2 医療とリハビリテーションの充実

基本目標5
心豊かな暮らしの推進
【スポーツ・芸術】

- 1 文化活動への参加の促進
- 2 スポーツ・レクリエーション活動等への参加の促進

基本目標6
安全で安心して暮らすことができる
まちづくりの推進
【生活環境】

- 1 福祉のまちづくりの推進
- 2 移動・交通対策の推進
- 3 防災・防犯対策の推進

障害児福祉計画

障害福祉計画

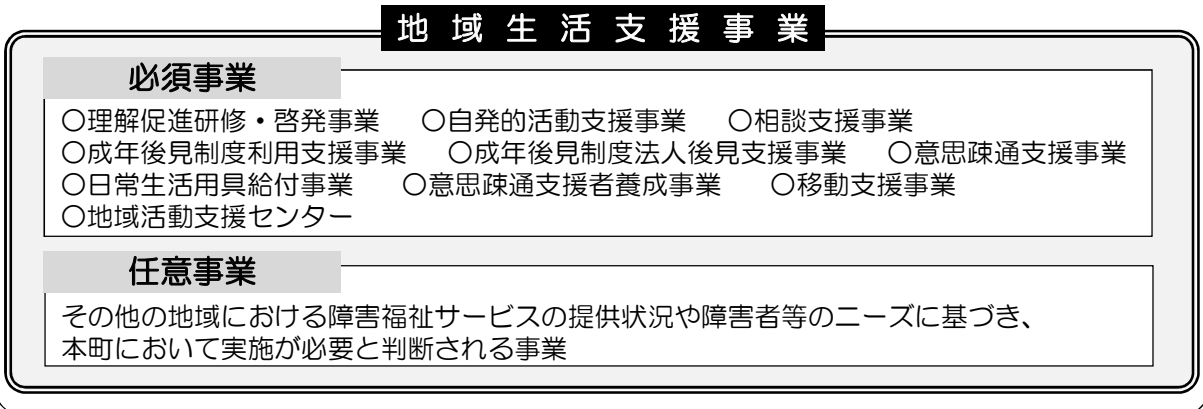
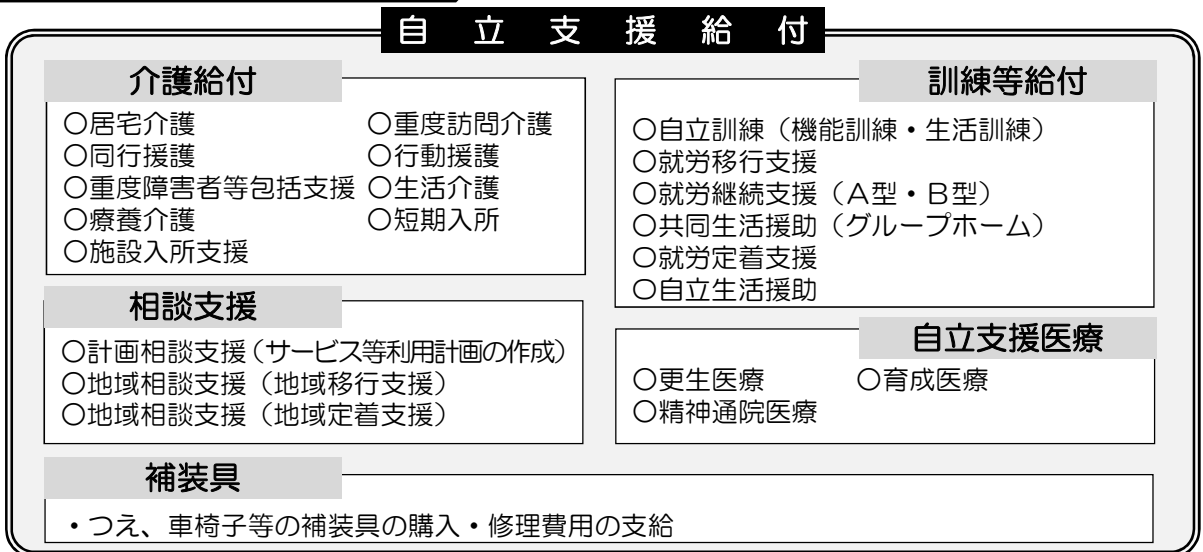
4 障害福祉計画・障害児福祉計画のサービスの体系

障害福祉計画及び障害児福祉計画は障害者総合支援法と児童福祉法に規定されている障がい者支援のための諸事業について、着実な事業実施を図るために、事業ごとのサービス提供量やその確保策などについて取りまとめたサービスの需給計画です。

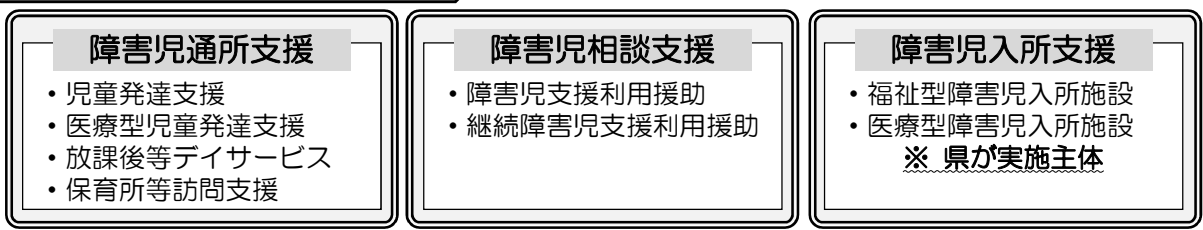
障害福祉計画・障害児福祉計画における事業の体系は以下の通りとなっており、主に本計画における基本目標の2～4に含まれるサービスとなっています。

障害者総合支援法のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障がい児は、障害者総合支援法と児童福祉法のサービスが対象となります。

障害者総合支援法のサービス体系



児童福祉法のサービス体系



第4章 計画の推進

1 計画の推進における基本姿勢

○障がいを理由とする差別の解消

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体など及び民間事業者が、障がいを理由として差別的な扱いをすることを禁止しており、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うよう、国の行政機関や地方公共団体などには法的義務を、民間事業者には努力義務を課しています。

本町では、これらの社会的障壁を取り除き、障がい者が様々な社会活動に参加できる機会が確保できるような形で、ハード・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを引き続き推進していきます。

○障がいのある人の安全対策の推進

障がいのある人の安全な暮らしを確保するために、災害の発生から障がいのある人を守り、災害時の避難誘導や救助を円滑にする地域の防災体制づくりが求められています。

本町では、「地域防災計画」に基づいて、東日本大震災を教訓とし、自主防災組織の結成を推進していますが、特に視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由などの障がいがある人は、災害時や緊急時の対応が遅れがちとなり、被害に遭う可能性が高いと考えられることから、災害時などの安全確保のための対策として、「災害時避難行動要支援者情報登録制度」の実施、緊急時の情報提供体制の整備などを一層充実していく必要があります。

その他、日常生活の中での交通安全の確保や、障がいのある人や高齢者が安全・快適に移動できる交通環境についても整備していく必要があります。

○障がい者の虐待防止

平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、障がいのある人の権利利益の擁護が図られています。

「障害者虐待」とは、養護者による障がい者虐待、障害者福祉施設従事者などによる障がい者虐待、障がい者を雇用する事業主などによる障がい者虐待をいいます。虐待の類型は身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類されます。これらの虐待の防止策として、虐待の防止、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立支援のための措置、虐待を発見したときの通報義務や、障がい者虐待の早期発見の努力義務などが定められました。

本町では、「障害者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待発生時の対応や再発防止への取り組みや関係機関との連携・調整を行うなど、障がい者虐待の防止を推進するとともに、高齢者虐待や児童虐待に対する取り組みとも連携しながら、様々なケースの虐待防止に努めます。

また、虐待を防止するためには、一人ひとりの意識が大変重要になってきます。障がいのある人の中には、その障がいゆえに自分で声をあげられない人がいることも考えられます。障がいのある人一人ひとりの人権を守っていくために、尊厳のある個人として接することはもちろん、何が虐待にあたるかを認識しなければいけません。そのため本町では、障害福祉サービス事業所や利用者、養護者など、様々な人や団体に向けて、障害者虐待防止法のさらなる周知と虐待防止の支援に努めます。

権利擁護の取り組みとしては、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力に困難さを抱える方々への支援として、生活していく上での消費契約・行政手続きに関する援助、また金銭管理を行う権利擁護事業を行っています。それに加えて、地域生活支援事業の必須事業として成年後見制度法人後見支援事業が追加されました。今後市民後見人の育成、支援についても検討し、障がいのある人などをはじめとする権利擁護事業を推進していきます。

○サービスの量的拡大とサービス調整・評価体制の充実

障がいのある人が、障がいの特性や置かれた状況に応じて必要とするサービスが利用できるよう、事業者などとの協議を進め、必要に応じて側面的な支援を行いながら、量的な拡大に取り組んでいきます。

また、一人ひとりに応じた質の高いサービスが提供されるよう、障がいのある人の支援ニーズの定期的な把握に努めるとともに、最適なサービスへつなぐサービス調整（マネジメント）機能と、提供されたサービスによる効果を把握、評価する仕組みづくりを目指します。

2 計画推進における役割分担

○障がいのある人の自立と連携

障がいのある人が、地域の中で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスを充実させるとともに、障がいのある人同士、障がい者団体、地域との交流及び連携を促進します。

○本町の役割

本計画を効果的、総合的に進めていくため、保健、医療、福祉分野をはじめ、人権、産業・就労、教育、交通・住宅など関係各課との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築していきます。

また、障害福祉サービスを円滑に実施するため、様々な広報媒体を通して町民への広報・情報提供の推進に努めます。

○地域社会の役割

障がいがあってもなくても、地域に暮らす人たちが皆さんが巨理町民として、ともに生きるまちづくりを目指して、自立した個人としてそれぞれの地域で、安心して充実した生活を送ることができるような地域社会を構築します。

○町民の役割

町民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、ともに生きる巨理町をつくり上げていくという認識のもと、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を認め合い、尊重し支え合う社会の実現を推進します。

○関係団体の役割

障がい者団体や社会福祉法人、特定非営利活動法人、サービス事業者などの関係団体は、町や社会福祉協議会など関係機関と連携し、本人や家族の代弁者として、あるいは地域福祉の担い手として、地域における福祉の向上に努めるとともに、ともに生きるまちづくりを推進します。

3 計画推進に向けた多様な連携の推進

○医療機関、教育機関などとの連携

障がいのある人に対するサービスなどの提供や施設入所・入院から地域生活への移行を進めるなど、障がい福祉施策の実施にあたっては、障がい福祉の観点からだけでなく、医療機関や教育機関、リハビリテーションを行う機関などとも連携をして総合的に取り組むことが不可欠です。例えば、入所・入院生活から地域での生活に移行促進するためには医療機関とリハビリテーションを行う機関の連携が必要です。また、障がい児がその病気の状態に応じて適切な教育を受けられ、心身ともに健全な発達が進むためには医療機関と教育機関の連携も必要です。様々な機関が連携することにより、障がいのある人やその家族が、必要な支援をスムーズに受けることが可能になります。

障がい保健福祉、医療、教育などが一体となった総合的なサービス提供で障がいのある人が自立した地域生活を送れるよう、各機関の連携を推進します。

○感染症を含めた疾病予防の推進（出典は後期基本計画より）

「亘理町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザなどの感染症対策について、「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」「町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を基本方針として、国や県と強力で連絡・連携しながら、各発生段階に応じた全庁的な対策を実施します。

疾病予防の適切な医療サービスが受けられるよう、医療機関などの協力を得ながら総合的な予防医療の体制整備の強化・充実を図ります。

○地域のネットワーク強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く町民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの町民の参加が不可欠です。

町民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て開催されている自立支援協議会を活用し、障がい福祉に関する支援体制の確立や、町内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

○就労支援の強化

障がい者の一般就労や職場への定着についてはまだ十分とはいえない状況にあります。

このため、企業・事業所などにおける障がい者雇用の拡大を促進するとともに、福祉施設においては、利用者個々の能力を的確に評価し、効果的な就労支援が行える取り組みを進めます。

○切れ目のない支援体制づくり

個々の障がい者の成長にともない、必要とされるサポートも変化していきます。

相談から各サービスの利用につなぐ一連の過程において、一人ひとりの支援ニーズに適合したサービスが一貫性を持って提供されるよう、サービス事業者をはじめ、関係機関などによる総合的なネットワークづくりを構築し、一人ひとりのライフステージに沿って、切れ目のない支援を行っていきます。

○国・県との連携

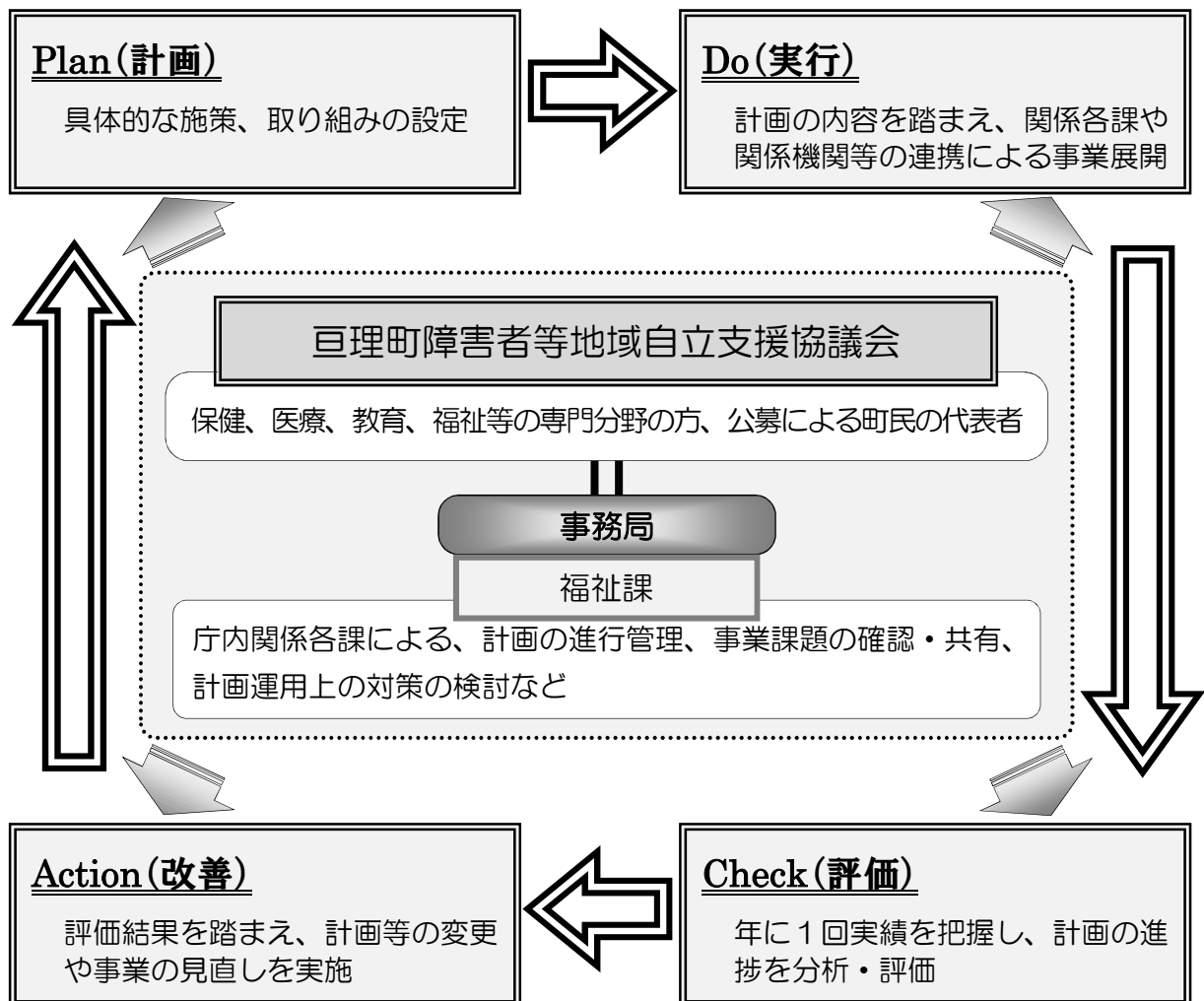
障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくないため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度の構築に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

4 計画の進行管理体制

(1) 計画の進行管理と評価

設定した数値目標をもとに障害福祉計画の達成状況について、巨理町障害者等地域自立支援協議会において評価を行います。これら評価は、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業のサービスの利用状況や基盤整備状況についても行います。

また、計画期間中に障がい福祉施策に係る新たな行政需要が生じるなど、必要な場合は、「PDCAサイクル」に沿って計画の見直しを行います。



※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画に沿った「実行」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法をさしています。

(2) 庁内における進捗評価の体制

○庁内における適切な進行管理

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、関係各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で毎年計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

■ 庁内での定期的な進捗評価の実施

○全庁的な職員の質の向上

また、本計画では様々な関係課が直接・間接的に障がいのある人と関わり施策を実施していくことになるため、全ての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

■ 町職員の障がい福祉に関する知識と意識の向上

(3) 人材の育成・確保

計画が円滑に実施されるように、必要とされる人材の育成と確保を図ります。

■ 人材の育成と確保

■ 専門職などの資質の向上・専門性の向上

(4) 計画の実施状況の公表

計画の進行管理として定期的に実施する実施状況や計画の達成状況、介護保険の運営状況などの点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に問題や課題がある点については、改善に向けた対応策の検討につなげていきます。

5 計画の普及・啓発の推進

本計画は、障がい者福祉に関わる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、障がい者支援の取り組みについてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

○地域社会の理解促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、町民に障がいについての正しい理解をさらに深めていく必要があります。社会福祉協議会とも連携し、町民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。



■ 障害者支援制度の周知の強化

○障がいのある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。



■ 障がい者ニーズの把握と取り組みへの反映

第 2 編

施策の展開



第1章 障がい者福祉の総合的な推進

基本目標1：思いやりとコミュニケーションの推進 —【啓発・広報】—

1 啓発・広報活動の促進

(1) 障がいに対する理解の促進

ノーマライゼーション社会の実現のため、障がいの理解につながる広報・啓発活動を積極的に行い、町民一人ひとりがその責任と役割を自覚できるようにしていきます。

■広報・啓発活動の促進

障がいの理解につながる情報を「広報わたり」及び町ホームページに掲載して、広く周知を図るとともに、理解の促進を図ります。

また、障がいのある人をサポートするための講座を基幹相談支援センターとともに開催を行い、県などで開催する講座などを紹介するなど、障がいのある人及び障がいの理解の促進を図り、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指します。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況及び課題

障害者等地域自立支援協議会では、町内の障害福祉サービス事業所情報をまとめた障がい福祉マップを令和2年度に刷新し、より広い周知をはかりました。

また、平成31年3月から、新たに基幹相談支援センターを開設し、広報などで相談会や研修会の開催について、町民に周知を行い、4地区の公民館で相談会の開催や、民生委員など地域の支援者に対して、研修会を行い、障がいの理解の促進を図りました。

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、従来の研修会などの開催が難しい場面が出てきています。今後の開催形態や対象者を検討していく必要があります。



障がい福祉マップ

今後の方向性

内容を改善して継続

広報わたり、町ホームページを活用し、多くの人に参加できるように努めます。

また、感染対策を十分にいき、小規模の研修会の開催に努めていきます。

(2) 体験・交流事業の推進

相手を思いやる心を醸成するため、より多くの町民と障がいのある人がふれあう機会をつくり、障がいのある人とない人、または障がいのある人同士の交流を促進します。

■交流・ふれあい活動の推進

各種の行事において、障がいのある人とない人との交流・ふれあい運動推進のため、主催団体への支援や参加者への啓発に努めます。

また、各種イベントや講座などでは、障がいのある人も参加することを前提とし必要な配慮を行うとともに、障がいのある人同士の交流事業に必要な支援を行います。

所管課／関係課

福祉課、生涯学習課

これまでの取り組み状況及び課題

「①盲導犬とのふれあいを通して視覚障がい者の人権を考える」、「②車椅子バスケットを通して身体障がい者の人権を考える」の2事業を町内各小学校において開催している他、③成人式において車椅子の出席者がいる場合は、車椅子用のスペースや介助者席の準備を行っています。

実際に盲導犬及びユーザーとふれあい、体験談を聞くことで視覚障がいのある人への理解が深まりましたし、車椅子バスケットの選手の話・実演を見聞し、さらに車椅子バスケットを体験することにより助け合いの大切さを実感し、周囲への気配りができるようになるなど、障がいについてより深く理解してもらえました。また、健常者同様スポーツが楽しめることを学び、障がいのある人を特別視しない感覚を育成することにもつながっています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、体験型の事業実施が難しく、違う角度から事業を継続実施することができるように検討していく必要があります。

今後の方向性

内容を改善して継続

小学校や関係機関との連携を図り、今後も障がいの理解を深めるための体験や、ふれあい交流の機会を設けることができるように努めていきます。

2 情報のバリアフリー化

(1) 情報提供の充実

障がいのある人に対する情報のバリアフリー化を推進します。ホームページやパンフレットなどで提供する情報の内容を、障がいの特性や目的に応じてわかりやすく提供します。

■情報のバリアフリー化の促進

誰もがわかりやすい情報提供により情報活動を推進します。また、障がいの特性に応じて様々な情報機器を活用し、効果的な情報の提供を図ります。

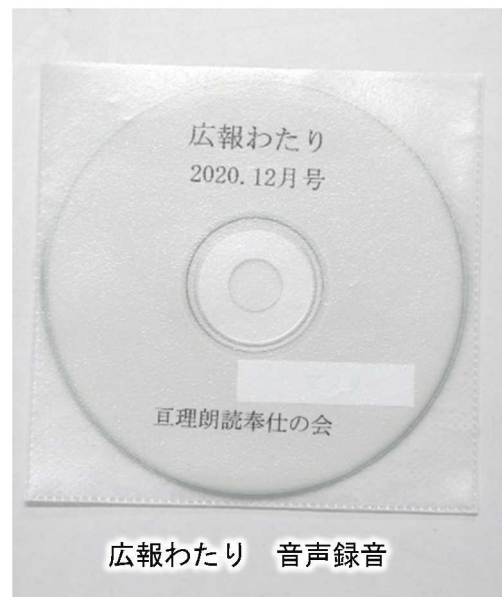
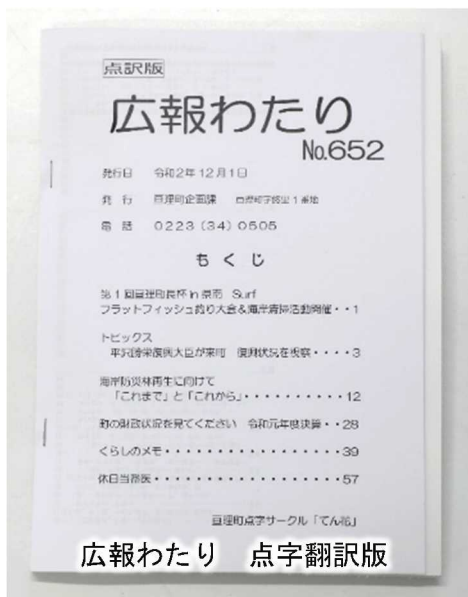
□所管課／関係課

企画課・福祉課

□これまでの取り組み状況及び課題

声の広報や、点字ボランティアによる点字の広報誌も毎月発行するなど、障がい特性や目的に応じた情報を提供できるように工夫しています。

実際にどのような媒体が利用しやすいかなどの、実態把握に基づいた改善をしていく必要があります。



□今後の方向性

内容を改善して継続

ホームページの表示方法の工夫を検討し、できるだけ障がいの特性に合わせた情報提供の対応ができるように努めます。

(2) コミュニケーション支援の充実

日常生活における情報の収集を支援するとともに、社会参加の際に必要な各種通訳者の派遣を行います。

■コミュニケーション支援の充実

障がいのある人が参加するイベント及び社会参加活動において、各種通訳者などの派遣を支援します。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況及び課題

聴覚障がいのある人のためにイベントなどでの手話通訳者を配置している他、毎週水曜日に窓口へ手話通訳者を配置しています。通院・就職・地域活動など個別の活動に対しても通訳者派遣を行っています。また、一人での外出困難な障がい者のため福祉サービスを利用した同行支援も行っています。

手話通訳・要約筆記派遣は年々利用件数が増えており、聴覚障がいのある人の社会活動に非常に役立っています。同行支援についても自宅に留まりがちな障がいのある人の社会参加につながっています。

障がいの種類が多岐にわたるため、対応が難しいケースもあります。

□今後の方向性

内容を改善して継続

感染症の流行や災害時など手話通訳者の同行が難しい場合においても聴覚障がい者が安心して相談などができる体制を構築するため、通信端末などを介し、手話通訳により意思疎通支援が受けられる、遠隔手話通訳サービスを提供していきます。

また、今後も障がいの特性に合わせた社会参加につながる支援に努めます。

3 ボランティア活動の充実

人々は、ボランティア活動を体験することにより、様々な人との交流を通し、相互に理解を深めることができます。障がいのある人に対するボランティア活動は、障がい及び障がいのある人のことをより深く理解することができるよい機会です。また、障がいのある人自身がボランティア活動に参加することは、その人自身の社会参加を助長することにつながります。

■ボランティアの育成

点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員など福祉ボランティアの育成に努めます。

また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の場の開発とコーディネートを促進し、ボランティア活動状況などの情報提供に努めます。

若年層を中心にボランティア活動に対する理解を深める機会を確保し、その活動を支援するとともに、企業などの社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況及び課題

社会福祉協議会が中心となり、ボランティア協議会などを運営しています。

各ボランティアグループが、高齢者から子ども、障がいのある人などに対して、ボランティア活動を実施しています。

課題は、ボランティアが高齢化しており、活動ができなくなる人もいることです。現状、障がいのある人への対応について、専門的な知識が必要と感じ、特定の人だけが活動をしています。

□今後の方向性

内容を改善して継続

社会福祉協議会を中心としたボランティアの育成と、ボランティア活動を地域住民と共有できるような取り組みをとおり、障がいに対する理解や支え合う意識の啓発に努めます。

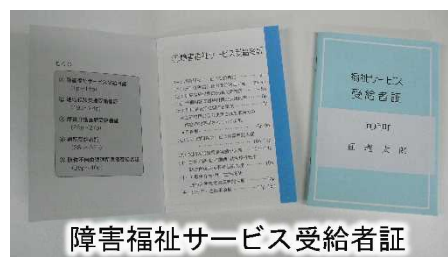
基本目標 2：自立した生活を支援する福祉の充実 —【生活支援】—

1 生活支援体制の整備

(1) 福祉サービスの充実

「障害者総合支援法」の基本は、障がいのある人が安心して暮らすことのできる地域づくりを目指すものであることから、これに基づき障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができる支援体制の整備を図っていきます。

また、障がいのある人が住み慣れた環境で安心して暮らすことができるように、障害福祉サービスの見込量を的確に把握しながら、提供事業者との連携及び事業者の新規参入を促進し、良質なサービスと必要量の確保に努めます。



① 介護給付の提供

- | | |
|----------------|-------------------|
| ■ 居宅介護（ホームヘルプ） | ■ 生活介護 |
| ■ 重度訪問介護 | ■ 療養介護 |
| ■ 同行援護 | ■ 短期入所（ショートステイ） |
| ■ 行動援護 | ■ 共同生活援助（グループホーム） |
| ■ 重度障害者等包括支援 | ■ 施設入所支援 |

② 訓練等給付の提供

- | | | |
|--------------|-----------------|----------|
| ■ 自立訓練（機能訓練） | ■ 就労移行支援 | ■ 就労定着支援 |
| ■ 自立訓練（生活訓練） | ■ 就労継続支援（A型・B型） | |

③ 障害児通所サービス

- | | | |
|--------------|------------|----------|
| ■ 放課後等デイサービス | ■ 保育所等訪問支援 | ■ 児童発達支援 |
|--------------|------------|----------|

④ 地域生活支援事業

- | | |
|---------------------------------|------------------------|
| ■ 相談支援事業
（基幹相談支援センター等機能強化事業） | ■ 地域活動支援センター機能強化事業 |
| ■ 意思疎通支援事業 | ■ 日中一時支援 |
| ■ 移動支援事業 | ■ 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業 |
| ■ 訪問入浴サービス | ■ 日常生活用具給付事業 |

所管課／関係課

福祉課

今後の方向性

障害福祉計画、障害児福祉計画に基づき、サービス提供基盤の整備を図り、適切なサービス提供に努めていきます。

(2) 福祉機器の利用促進

福祉機器は障がいのある人の身体能力を向上させ、社会的活動を容易にし、また、介護者の負担を軽くします。本町では、補装具費（購入または修理）の支給及び日常生活用具の給付を行っています。これらの事業を広く周知し内容を充実させるとともに、その他情報提供を望む障がいのある人のために新しい福祉関係器具を適宜紹介していくことが必要です。

■福祉機器の給付などの充実と利用の促進

身体に障がいのある人の身体的欠損や心身機能の損傷を補うとともに、日常生活や就業を容易にするため、補装具費の支給を行います。

また、在宅の重度障がい者などの日常生活の便宜を図るため、かつ、介護者の負担軽減を図るための日常生活用具の給付を行います。

補装具並びに日常生活用具の給付制度を広く周知し、利用者に合った各種福祉機器や介護用品の適切な利用促進に努めます。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況及び課題

日常生活用具給付及び補装具支給の制度を用い、福祉機器や補装具の給付を実施しています。

宮城県リハビリテーション支援センターの専門的な意見を活用し、補装具の給付を実施できていますが、日常生活用具において、希望する用具があっても要件を満たさないなど、必ずしも希望通りに給付できない場合があります。

□今後の方向性

これまで通りに継続

障害者手帳取得時における周知及びニーズを勘案した上で、必要に応じて給付品目の見直しを行います。

2 生活の安定

(1) 相談支援体制の強化

障がいがあるために十分な判断ができにくい人や自己表現が困難な人に対する支援は、障がいのある人の意志をくみ取り、利用者本人の「主体性」を尊重して行う必要があります。このため、高い専門性を持った相談支援専門員を配した、相談支援事業所を配置するとともに、担当課職員の経験・知識の向上を図り、本町の相談窓口を充実させていきます。

■相談窓口の充実

障がい者福祉担当課並びに相談支援事業所において、相談窓口の総合化、福祉サービスの申請時における相談支援、社会参加・自立支援に向けたあらゆる相談に応じられるよう相談・指導・支援体制の確立に努めます。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況及び課題

平成31年3月より基幹相談支援センターを設置することにより、総合的な相談窓口として、住民の相談や相談支援事業所、障害福祉サービス事業所に対する対応ができる体制が整いました。

障がいのある本人だけでなく、家族を含めた相談対応が必要となっており、個々の状況に合わせた、幅広い関係機関との連携が必要です。

□今後の方向性

内容を改善して継続

今後は、障害福祉サービス事業所に留まらず、介護分野、医療機関、就労関係機関、法律相談など様々な機関と連携を図っていきます。

■相談支援の拡充

障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、障がいのある人の自立などに必要な相談支援を実施します。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況及び課題

平成 31 年 3 月より基幹相談支援センターを設置することにより、障がいのある人や家族からの相談に対応ができる体制が拡充しました。

障がいのある本人だけでなく、家族を含めた相談対応が必要となっており、個々の状況に合わせた、幅広い関係機関との連携が必要です。

今後の方向性

内容を改善して継続

今後は、障害福祉サービス事業所に留まらず、介護分野、医療機関、就労関係機関、法律相談など様々な機関と連携を図っていきます。

(2) 権利擁護の推進

権利が侵害されやすい障がいのある人が安心して生活することができるよう、専門相談など障がいのある人の基本的権利を擁護する支援体制の確立に努めます。

■権利擁護体制の整備

成年後見制度などを活用し、積極的に障がいのある人の権利を守るよう努めます。また、福祉サービスの利用に関しては契約の必要があるため、成年後見制度により円滑に利用できるよう努めます。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況及び課題

平成31年3月より基幹相談支援センターを設置することにより、権利擁護に関する相談などの相談対応ができる体制が整いました。

また、基幹相談支援センター主催で成年後見制度研修会を開催し、制度の周知及び権利擁護の普及啓発を行いました。

□今後の方向性

内容を改善して継続

基幹相談支援センターを中心に、成年後見制度の相談や手続きについて支援できるよう、関係機関と協力して体制整備に努めます。

また、障がいのある方の社会生活を妨げる、社会の中のバリア（障壁）への対応について、話し合いや、理解し合う機会を設け、障がいを理由とする差別の解消に努めていきます。

■障がい者虐待防止対策支援

障がいのある人への虐待を防止するため、「巨理町障害者虐待防止センター」では、障がいのある人への虐待に関わる通報の受理、確認、調査を行い、虐待を受けた障がいのある人の相談及び助言などを行います。また、障がい者虐待防止に関する普及啓発に努め、障がい者虐待防止体制の充実を図ります。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況及び課題

平成 31 年 3 月より基幹相談支援センターを設置し、「巨理町障害者虐待防止センター」事業として障がいのある人への虐待に関わる相談などを 24 時間 365 日受け付ける体制が整いました。

また、巨理町虐待防止組織図及び巨理町障害者虐待フロー図を作成することで、横断的な体制構築を図りました。

□今後の方向性

内容を改善して継続

虐待に関する通報や届出が円滑につながるよう、巨理町虐待防止組織図及び巨理町障害者虐待フロー図の周知・広報を図ります。

(3) 経済的な支援

障がいのある人やその保護者を対象に、各種手当などや年金の支給、税の優遇措置などを行い、経済的な負担軽減と暮らしの安定を支援します。

■各種手当等の支給

障がいのある人やその保護者などを対象に、各種手当などの支給を行います。

【各種手当】

- 特別障害者手当
- 障害児福祉手当
- 特別児童扶養手当

□所管課／関係課

福祉課・子ども未来課

□これまでの取り組み状況

特別障害者手当、障害児福祉手当請求などの受付を実施しています。

平成30年度～令和元年度において、23名が新規請求し認定を受けています。

適正な請求受付を図ることが必要と考えます。

□今後の方向性

これまで通りに継続

引き続き、適正な請求受付を実施します。

■障害基礎年金制度

障害基礎年金などの制度の周知に努めます。

□所管課／関係課

健康推進課

□これまでの取り組み状況及び課題

障害基礎年金などの制度を、関係課と連携し、周知を図りました。

□今後の方向性

これまで通りに継続

広報紙やホームページなどを活用し、制度の周知徹底に努めます。

基本目標 3 : 生きがいを持った暮らしの推進 —【雇用・就労】

1 雇用・就労の促進

障がいのある人が可能な限り一般の企業に就業することができるよう、公共職業安定所と連携するとともに、一人ひとりの障がいの違いを周囲に理解してもらうための職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業^{※1}や障害者トライアル雇用^{※2}の制度利用を促進します。

また、障害者法定雇用率の遵守を企業へ働きかけ、「事業主が、障がいのある人を雇用することは社会的責務である」という考えの定着に努めます。

さらに、一般の企業に雇用されることが困難な障がいのある人のために、就労支援施設における福祉的就労の支援・促進に努めます。

- ※1 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業とは、職場にジョブコーチが出向いて障がい特性を踏まえた直接的で専門的な支援を行い、障がい者の職場適応、定着を図ることを目的とした事業です。
- ※2 障害者トライアル雇用とは、障がいのある人が継続雇用への移行を前提として原則3か月間（精神障がい者は最大12か月間）、障がいのある人と企業の相互理解を深めながら働いてみる制度をいいます。トライアル雇用の期間中は労働基準法などの法律が適用され、賃金が支払われます。

■雇用機会の拡大

障がいのある人の就労促進のため、就労相談や就労情報の提供を推進します。
公共職業安定所などの関係機関との連携を深めるとともに、障がいのある人の一般就労促進のための啓発広報に努めます。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況及び課題

巨理町障害者等地域自立支援協議会では障がいのある人の就労のための支援を検討課題として取り上げ、障がい者の就労についての理解をより深めてもらおうと、平成29年度に就労フェアを開催しました。就労フェアでは、仙台職業安定所（ハローワーク）にも参加してもらい、障がい者枠の就労などについて講話をいただいた他、就労継続支援事業を利用している障がいのある人の体験談の発表など、参加した人が就労に関する情報収集を行うことができるよう努めました。

今後の方向性

内容（規模）を拡大して継続

宮城障害者職業センターや仙台職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センターとの連携を強化し、障がいのある人の一般就労促進のための啓発広報に努めるとともに、より活用しやすい体制づくりに取り組みます。

■雇用・就労の支援

就労を希望する障がいのある人が、生産活動などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を受ける「就労移行支援」を推進します。

障がいのある人の側に立つ就労援助者が職場に出向いて仕事をともにする職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業制度の普及を図ります。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況及び課題

就労移行支援を希望した方には、相談支援事業所を通じて、本人の希望する事業所を紹介し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行っています。また、宮城障害者職業センターでは、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センターと連携を図り職業評価や職業準備支援、ジョブコーチ支援などを実施しています。

宮城障害者職業センターとの連携を図り、センターの活用について周知する必要があると考えられます。

今後の方向性

内容を改善して継続

利用者ができるだけ長く職場に定着できるよう支援体制の整備に努めます。

2 福祉的就労の促進

一般企業などでの就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加していくよう、就労継続支援事業などの充実を図る必要があります。

■福祉的就労の充実

一般企業に雇用されることが困難な障がいのある人の就労自立に向けて指導訓練などを行うため、地域活動支援センターの体制及び機能の充実に努めます。

一般企業に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会や生産活動、その他の活動機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を受ける「就労継続支援」を推進します。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況及び課題

平成 29 年度から自立支援協議会で就労フェアを開催し、障害者雇用で働いている方の体験談や、雇用側から実際に働いている方の様子、企業の取り組みなどを発表していただく場を設けました。これにより、福祉部門、就労支援機関との連携を深めることができ、障害者雇用を行っている企業とも連携が深まりました。

その他、町では障害者調達促進法に基づき、就労継続支援事業所に対して物品及び役務の調達を行うなど、生産活動の機会を提供しました。

福祉部門と雇用側との情報共有を行う機会が少なく、障害者雇用に対する雇用側の不安を軽減するための体制整備が必要です。

□今後の方向性

内容を改善して継続

地域に根差した生産活動や能力向上のための訓練が受けられるよう支援体制の整備に努めます。

基本目標 4：健康で生き生きとした暮らしの推進 —【保健・医療】

1 障がいの早期発見・早期対応

(1) 母子保健事業の充実

妊産婦、新生児及び乳幼児の健康な体づくり（疾病予防）や異常の早期発見を図るため、また、保護者が安心して子育てができるように母子保健の充実に努めます。

■妊産婦・乳幼児健康診査の充実

妊産婦・乳幼児の健康管理のため、年齢に応じた各種健康診査の充実に努め、障がいの早期発見、早期対応を図ります。

また、保護者の育児不安の解消などを図るため、乳幼児健診において、保健師などが相談支援を行います。

妊産婦、新生児及び乳幼児を対象とした訪問、相談事業をさらに充実し、適正な支援につなげます。

□所管課／関係課

健康推進課

□これまでの取り組み状況及び課題

妊産婦・乳幼児の健康管理のため、年齢に応じた各種健康診査の充実に努め、障がいの早期発見、早期対応に努めています。

さらに、妊産婦・新生児及び乳幼児を対象とした訪問、相談事業をさらに充実し、適正な支援につなげています。

また、令和2年度に、子育て世代包括支援センターの設置に伴い、保護者の育児不安や支援の必要な家庭の把握に努め、訪問や面接による相談事業を充実し、妊産婦や乳幼児などに対して切れ目のない支援が提供できるよう努めています。

今後、令和3年度に、乳幼児精神発達精密検査が宮城県児童相談所から本町へ移管されることに伴い、円滑に発達・疾病の早期発見と適切な支援の提供のために、保健師・臨床心理士の確保とサービスの質の確保など、さらなる乳幼児健診事業の充実が必要です。

□今後の方向性

内容（規模）を拡大して継続

障がいの早期発見、早期対応を図るため、乳幼児健康診査において臨床心理士を配置する他、個別支援として、専門職による心理相談と発達相談を実施し、町主体の乳幼児精密検査体制を整えていきます。

(2) 生活習慣病予防事業の充実

生活習慣病予防教育、各種健康診査の受診率向上を図るとともに、生活習慣病や疾病による後遺障がい予防するため、適切な生活習慣を通して自ら健康管理ができるよう生活習慣病予防の充実に努めます。

■健康診査（各種がん検診・特定健診等・骨粗しょう症検診・歯周病検診・肝炎ウィルス検診）の受診率向上

■健康相談・健康教育の充実

健康診査などの受診率がより向上するための対策に努めます。

個人の状況に合わせた保健指導を実施し、生活習慣病などの発症・重症化予防に努めます。

所管課／関係課

健康推進課

これまでの取り組み状況及び課題

各種健康診査などの受診率向上を目的として、町広報誌への記事掲載や、対象者へ個別通知などを実施しています。また、令和2年度より「総合健診（複数の健診や検診を同時に受診できるもの）」を実施するとともに、特定健診の自己負担額を無料にしました。特定健診を3年間連続して未受診かつ医療機関の受診歴がない方や特定健診初年度となる40歳の人に対して、個別に健診受診勧奨通知や家庭訪問を実施しています。

また、健診結果を基に関係各課と連携しながら、生活習慣病の重症化予防のために保健指導（健康相談・健康教育）を実施しています。

各種健康診査などの受診率はほぼ横ばいとなっていますが、特定健診の未受診者対策により受診率が向上した年代がありました。さらに、糖尿病未治療者への保健指導により、受診に結びついた人が多くいました。

しかしながら、各種健康診査などの受診率は伸び悩んでおり、受診率向上に向けてのさらなる対策が必要で、保健指導の充実に努めるためには、保健指導の質の向上とマンパワーの確保が必要です。

今後の方向性

内容（規模）を拡大して継続

受診者の利便性向上を目的として、「総合健診」を引き続き実施するとともに、受診勧奨を今後も継続してまいります。「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に伴い、関係各課などと連携を図りながら、保健指導や健康相談・健康教育に努めます。

(3) 精神保健対策の充実

精神障がいがある人が地域で安心して暮らせるためには、保健・医療・福祉などと地域住民の理解及び自主的な活動組織の育成・支援が必要となってきます。このために、医療機関や保健所などと連携を図りながら相談体制の充実を推進します。

■相談体制の充実

管内保健所、行政機関、医療機関、地域活動支援センター、相談支援事業所などの各関係機関が協力しながら、健康や日常生活などについての相談体制を充実させ、精神障がいがある人の社会復帰や自立生活の促進を図ります。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況及び課題

保健所、相談支援事業所、医療機関、基幹相談支援センターなど関係機関と連携し、退院後の生活、地域での生活を支援しています。また、精神科医による相談会も開催しています。

さらに、基幹相談支援センターでは関連機関の連携強化への取り組みも行っています。

自分自身や周囲の人の症状や変化に気が付いたときなどに、気軽に相談できる窓口体制の周知が重要です。

□今後の方向性

内容を改善して継続

個々人の支援体制は充実してきましたが、精神障がいには、疾病の治療と障がいのリハビリテーションの両方が必要であるという認識を広げ、差別や偏見、誤解をなくす取り組みとして、住民の精神障がいに対する理解の向上を図っていきます。

(4) 難病対策の充実

■生活の質（QOL）の向上

本人並びに家族の経済的・身体的・精神的負担の軽減を図るために、在宅サービスの充実に努めます。

ニーズに合った福祉用具の利用に関する相談や介護方法などの情報提供を推進します。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況及び課題

平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の改正にともない、難病の人も障害福祉サービスを利用することができるようになり、少人数ですがサービスを利用する方が増えてきました。ただし、難病の方の中には、身体障害者手帳を所持している方もおり、特定疾患医療受給者証のみ提示をして利用する方は少ない状況にあります。

サービスを利用することにより、より自立した生活を目指すことができると思われませんが、特定疾患医療受給者証の手続きは保健所で行っているため、保健所と連携を図り、本町の福祉サービスについて、周知してもらえよう働きかけをしていくことが必要と思われます。

□今後の方向性

これまで通りに継続

個別のケースの対応と合わせ、研修会など介護保険部門と連携を図っていきます。

2 医療とリハビリテーションの充実

(1) 二次障がい発生予防の充実

障がいにともなう二次障がい及び合併症を予防するため、定期的な医学管理及び本人並びに家族への情報提供を行います。また、障がいの早期発見・早期対応及び障がいに対する適切な医療、医学的リハビリテーションの提供を行うことで、障がいの軽減並びに重度化・重複化、二次障がい及び合併症の防止を図るとともに、障がいのある人に対する適切な保健サービスを提供します。

■健康相談事業の充実

障がいに伴う二次障がいの発生予防のために、常に相談しやすい環境整備に努め、障がいのある人の相談などの一層の充実を図ります。

障がいが発生した初期段階で本人並びに家族に対し各種福祉サービスなどの情報提供を行うよう努めます。

□所管課／関係課

福祉課・健康推進課

□これまでの取り組み状況及び課題

宮城県で行っている障害者検診について、広報を活用し、周知を図りました。

個々の状況に合わせて相談対応していくことで、医療、福祉の連携が図られています。

障がいの早期発見、適切な医療、療育支援が図られるよう、関係機関と連携した相談体制を図ることが重要です。

□今後の方向性

内容を改善して継続

医療・保健・福祉の関係機関との連携を図り、障がいの早期発見、早期治療、療育、相談体制が切れ目なく行えるよう体制整備を図っていきます。

(2) リハビリテーション体制の推進

障がいのある人が、より安心・安全な生活を送るために適切な指導、助言を受けることができるようリハビリテーション医療施設との連携を図ることが必要です。医療施設や福祉サービス事業所、相談支援事業所との連携を図り、本人、家族への支援を行います。

■リハビリテーション医療施設の整備（連携強化）

必要に応じて、リハビリテーションの専門職から適切な助言などを受けることができるよう、体制整備に努めます。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況及び課題

町から直接的にリハビリテーション医療施設に対し、機能の充実について働きかける機会はありませんでした。

各医療機関において、社会復帰や自立支援に向けた訓練が行われていたり、必要に応じて関係機関との連携も行っています。医療機関に限らず、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）がいる障がい福祉施設もあり、重症化予防や機能向上に向けリハビリを実施しています。

医療施設の整備については対策が難しいため、リハビリの専門職との連携を図り、相談しやすい体制を構築していくことが重要と考えます。

□今後の方向性

内容を改善して継続

リハビリの専門職と連携を図り、必要時に相談できるような体制の構築が必要です。

基本目標5：心豊かな暮らしの推進 —【スポーツ・芸術】

1 文化活動への参加の促進

文化活動などによる交流は、障がいのある人の社会参加やリハビリテーションにも有効であるとともに、ノーマライゼーション理念を広く浸透させるためにも重要です。

障がいの種別を越えた連帯や様々な人との交流を一層深める機会を提供し、社会参加を通じた生活の質（QOL）の向上を図るための条件の整備に努めます。

■文化活動の推進

各種の催しにおいて、手話通訳者の配置や車椅子スペースの確保など、障がいのある人に配慮した運営を、主催者などに呼びかけます。

作品展示の機会を充実させ、障がいのある人の意欲を高めていくよう支援します。また、県で実施しているイベントへの参加を積極的に推進します。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況及び課題

町主催の大イベントの際は会場そのものの障壁が少ない場所を選定し開催しています。

コミュニケーションをとる際に、障壁と受け取られないよう手話通訳や要約筆記の配置を主催者側で配慮できるように周知が必要です。

□今後の方向性

内容を改善して継続

各担当課主催の行事においても、障がいのある人への配慮を持って事業運営に努めます。

2 スポーツ・レクリエーション活動等への参加促進

障がい者スポーツだけではなく、障がいのある人が、障がいのない人とともに行うスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

■スポーツ・レクリエーション活動の充実

各種障がい者スポーツ・レクリエーション大会を支援するとともに、参加の機会を拡充します。

障がいのある人も楽しめるスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

□所管課／関係課

生涯学習課

□これまでの取り組み状況及び課題

体育館施設において玄関口及びトイレなどバリアフリー化を行い、障がいのある人も利用できる設備は整っていますが、スポーツ・レクリエーションなどの事業を実施できる体制までには至っていません。障がいがある人が行う事業に対して支援を行っていますが、まだ対象となる事業は実施できていません。

スポーツ・レクリエーションなど、障がいのある人を対象とした事業を開催できる指導者を発掘すること、研修会などで人材を確保することが課題となっています。町内で実施される障がいのある人による大会などの情報などが把握できていないため、情報の確認を行っていくことが必要となっています。

□今後の方向性

これまで通りに継続

海洋スポーツなどをはじめ、多様な種目などについて、参加・体験できる体制や機会を確保していく必要があります。

関係機関と情報共有しながら、大会参加助成や各種団体での運営に対しても支援を図っていきます。

基本目標 6 : 安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進 —【生活環境】

1 福祉のまちづくりの推進（バリアフリーの推進）

今後のまちづくりにあたっては、加齢により身体機能の低下した人や様々な障がいのある人が、生き生きと生活できるまちこそが、全ての人にとって、やさしく暮らしやすいまちであるとの観点に立ち、高齢者や障がいのある人、子どもなど全ての人が家庭や地域でともに暮らし、安心して生活することができる社会をつくるという「ノーマライゼーション」の理念に基づき、本町の既存施設の計画的なバリアフリー化を推進していくことが必要です。

■公共的建築物のバリアフリー化

不特定多数の人々が利用する建築物で新築されるものについては、「高齢者、障がい者などの移動などの円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や宮城県の「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、建築主に対する必要な助言などを行います。

公共建築物には、点字表示による案内板の整備や障がい者用のトイレの設置を進めます。

□所管課／関係課

都市建設課・施設管理課

□これまでの取り組み状況及び課題

新規工事及び改修工事に合わせバリアフリー化を行っています。さらなる整備には財源の確保が課題となっています。

□今後の方向性

これまで通りに継続

公営住宅等長寿命化計画に基づき修繕・改善など実施します。引き続き、新規・改修工事に合わせて、計画的にバリアフリー化を進めていきます。

■公園等のバリアフリー化

障がいのある人の健康づくりや野外活動、障がいのない人々とのふれあい・交流の機会（場）として利用できるよう施設の充実を図ります。

所管課／関係課

施設管理課

これまでの取り組み状況及び課題

新規工事及び改修工事に合わせバリアフリー化を行っています。さらなる整備には財源の確保が課題となっています。

今後の方向性

これまで通りに継続

都市公園施設長寿命化計画に基づき修繕・改善など実施します。

2 移動・交通対策の推進

障がいのある人が健康で生きがいを持って生活していくためには、外出の機会を増やすことが重要です。障がいのある人が行きたいところへスムーズに行ける公共交通機関、道路などの整備に取り組みます。

■道路・歩道等の整備

歩道の整備、段差の解消、交差点の改良などや、車椅子利用者用駐車スペースの確保、障がい者用トイレの設置を図ります。

また、障がいのある人の通行の妨げとなる歩道にはみ出した商品、看板及び放置自転車などの除去を目指した啓発を推進します。

□所管課／関係課

都市建設課

□これまでの取り組み状況及び課題

避難道路や通学路整備においては、歩道も含め整備を行っていますが、生活道路の整備については、用地の確保や、事業費の問題などから歩道整備の新設や改修までには至っていません。

主要幹線や学校周辺においてはおおむね整備ができていますが、さらなる整備には財源の確保が課題となっています。

□今後の方向性

これまで通りに継続

今後も、緊急性の高い場所から優先的に整備を進めていきます。

■タクシー料金及び自動車燃料の助成

障がいのある人の社会参加活動の促進を図るとともに、通院や役場などの公的機関に行くためにタクシーを利用する際の利用料金、または自家用車で移動する際の燃料費の一部を助成します。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況

タクシー券助成の申請状況は、令和2年度：136人（令和2年7月末現在）、平成31年度：161人、平成30年度：153人となっています。

燃料券助成の申請は、令和2年度：245人（令和2年7月末現在）、平成31年度：276人、平成30年度：287人となっています。

平成31年度の利用率がタクシー券は約70%、燃料券は約95%と高く、障がい者の方の社会参加活動などの促進につながっていることがうかがえます。

次年度の申請について、町広報紙に掲載し周知を図っています。



□今後の方向性

これまで通りに継続

助成券交付時、口頭で次年度申請について案内するとともに、町広報紙・町ホームページなどにおいて周知を図ります。

3 防災・防犯対策の推進

(1) 防災意識の高揚

障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するため、障がいのある人はもとより関係団体、地域住民などの連携による防災意識の高揚を図り、障がいのある人の状況、特性などに応じた防災対策が的確に講じられるよう、支援体制を整備します。

■防災体制の充実

救急知識の普及・啓発のため、町民、事業所、各種団体に対して、救命講習会などを開催します。また、防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域や社会福祉施設などにおいて、適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導・啓発します。

さらに障がいのある人を災害から守るため、「災害時避難行動要支援者情報登録制度」を実施します。

□所管課／関係課

総務課・福祉課

□これまでの取り組み状況

対象者に対して、窓口などで災害時避難行動要支援者情報登録制度の情報提供を行うとともに、民生委員など地域の支援者にも、制度について情報提供を行いました。

災害時避難行動要支援者情報登録制度を平成27年4月から実施し、現在では登録者が1,800名を超え、各行政区での支援計画も進んでいます。

また、障がいや病気のある人に、災害が発生したときや移動が必要なとき、避難所で過ごす際など、「手助けが必要な人」と「手助けする人」をつなぐ『ヘルプカード』を配付しています。

□今後の方向性

内容を改善して継続

福祉避難所の設置、災害時避難行動要支援者の個別支援計画の作成を継続し、防災体制の充実を図っていきます。



ヘルプカード・ヘルプマーク

■防犯体制の充実

講習会などを通じて、障がいのある人を含めた地域住民の防犯意識の向上を図ります。

また、悪質商法などによる障がいのある人の被害を未然に防止するための消費者教育、情報提供体制の強化を図ります。

さらに、障がいのある人が不当な訪問販売などの被害に遭わないようにするための消費生活相談などの支援体制の充実を図ります。

所管課／関係課

町民生活課・福祉課

これまでの取り組み状況

相談支援事業所などが、生活全般の相談の中で、必要な方に専門相談につなげるなど対応を行っています。

判断が難しい方については、公的機関の金銭管理支援、相談機関の利用につながっています。

地域の支援者などにも専門相談機関の役割などの理解、周知を進めていく必要があります。

今後の方向性

内容を改善して継続

相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域の支援者である民生委員やボランティアなどに消費生活相談、権利擁護事業などの理解を図っていきます。

(2) 緊急時の情報提供の整備

障がいのある人を災害から守るため、地域における防災のネットワークづくりの整備を推進します。

■災害情報提供体制の整備

各種防災関係機関との密接な連携を図りながら、連絡調整・役割分担のあり方について検討し、体制整備を進めます。

各自主防災組織において、避難支援活動や安否確認に必要な情報を提供し、障がいのある人を災害から守ります。

□所管課／関係課

総務課・福祉課・長寿介護課

□これまでの取り組み状況

定期的に自主防災組織及び消防署へ最新の災害時避難行動要支援者の情報を提供して連携を図っています。

防災関係機関との情報共有が図られ、今まで災害時の行動計画を立てていなかった行政区でも情報を提供することで要支援者への災害時の対応への意識が高まりました。

障がいや介護サービスを受けている人の中にも災害時避難行動要支援制度を知らない人がおり、周知の強化が必要です。

□今後の方向性

これまで通りに継続

障がいや介護サービスを受けている人の中にも災害時避難行動要支援者情報登録制度を知らない人がいるため、さらなる周知を図っていきます。

第2章 障害福祉サービスの推進

1 自立支援給付

(1) 訪問系サービス

■居宅介護（ホームヘルプ）

障がい者（児）にホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や居宅から医療機関への通院などの外出支援などを行います。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況

必要に応じて、居宅における入浴、排せつ、食事の介助や掃除、洗濯などの家事援助、居宅から医療機関への通院などの外出支援を行っています。

実績値をみると、実利用者数は見込量を上回っていますが、サービス量は見込量を下回っています。

一人あたりのサービス利用量は減少しているが、利用者の増加を鑑みると、今後も継続的な提供が必要です。

□今後の方向性

これまで通りに継続

引き続き、継続的なサービス提供を行っていきます。

■重度訪問介護

重度の肢体不自由者などで常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況

常時介護を必要とする重度の肢体不自由または重度の知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する者の居宅での介護、家事並びに生活などに関する相談及び助言生活全般の支援や外出時の介護を総合的に行っています。

実績値は見込量とほぼ同水準でした。

今後も継続的な提供が必要です。

今後の方向性

これまで通りに継続

引き続き、継続的なサービス提供を行っていきます。

■同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者などに対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などの支援を行います。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況

移動時や外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、排せつ・食事などの介助を行っています。

実績値は見込量とほぼ同水準でした。

今後も継続的な提供が必要です。

今後の方向性

これまで通りに継続

引き続き、継続的なサービス提供を行っていきます。

■行動援護

自己判断能力が制限されている人（重度の知的障がい者（児）または重度の精神障がい者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事などの支援を行っています。

実績値は見込量とほぼ同水準でした。

今後も継続的な提供が必要です。

今後の方向性

これまで通りに継続

引き続き、継続的なサービス提供を行っていきます。

■重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況

介護の程度が著しく高い、常時介護を要する障がい児者に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供するものですが、県内には、重度障がい者など包括支援を提供する事業所はありません。

今後の方向性

これまで通りに継続

情報収集しながら実施について検討していきます。

(2) 日中活動系サービス

■生活介護

常に介護を必要とする人に障がい者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況及び課題

食事や入浴・排せつなどの介護や日常生活上の支援、生産活動の機会などを提供しています。

実績値は見込量と同水準でした。

町内に実施事業所が少ないため、利用できる事業所が限られる状況にあります。

今後の方向性

内容（規模）を拡大して継続

平成 30 年度に地域生活支援拠点施設が設置され、生活介護の利用者が増加しました。今後も地域生活支援拠点施設を軸に利用者が利用しやすい環境づくりに努めます。

■自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

機能訓練は、身体障がい者を対象とし、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事などの訓練を実施することと合わせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況及び課題

心理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーション日常生活上の相談支援などを行っています。

本町では利用実績がないサービスです。

町内に実施事業所がないため、利用できる事業所が仙台市周辺に限られる状況にあります。

今後の方向性

これまで通りに継続

町外の実施事業所をこれまで通り利用していきますが、町内に事業所の設置を検討している事業者があれば、情報提供などに協力していきます。

■ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

生活訓練は、知的障がい者・精神障がい者を対象とし、食事や家事などの日常生活能力向上のための支援を実施することと合わせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況及び課題

食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援などを行っています。

実績値は見込量とほぼ同水準でした。

町内に実施事業所がないため、利用できる事業所が仙台市周辺に限られるという状況にあります。

今後の方向性

これまで通りに継続

町外の実施事業所をこれまで通り利用していきますが、町内に事業所の設置を検討している事業者があれば、情報提供などに協力していきます。

■就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況

一般就労などに向け、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場さがし、就労後の職場定着のための支援を行っています。

実績値は見込量と比べるとやや下回りました。

平成 29 年度より、支援学校において就労アセスメントを実施することになり、就労移行支援を利用する生徒数も増加するとみられましたが、就労移行以外のサービスを利用する方も見受けられました。

今後の方向性

これまで通りに継続

引き続き、継続的なサービス提供を行っていきます。

■就労継続支援（A型・B型）

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援A型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積み、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

就労継続支援B型は、雇用契約は結ばず、就労機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況及び課題

A型は雇用契約に基づく就労の機会の提供、B型は雇用契約は結ばないが就労や生産の機会を提供し、一般就労に必要な知識、能力が高まった人については一般就労などへの移行に向けた支援を実施しています。

就労継続支援A型・B型の利用実績値は見込量を上回りました。

アンケート調査では、今後収入を得る仕事をしたいかという質問に対して、半数以上の方がしたいと回答しています。町内に事業所がない就労継続支援A型と事業所があるB型双方を利用してもらうことで、生産活動の提供を行う必要があります。

□今後の方向性

これまで通りに継続

就労継続支援については、事業所の裁量もありますが、地域で商品販売している事業所もあることから、より障害福祉サービスについて理解と協力を得ながら推進していく必要があると考えられます。

■療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、主として昼間、病院などにおいて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況及び課題

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。

実績値は見込量とほぼ同水準でした。

町内には実施事業所がないため、利用できる事業所が近隣市町に限られる状況にあります。

今後の方向性

これまで通りに継続

町外の実施事業所をこれまで通り利用していきますが、町内に事業所の設置を検討している事業者があれば、情報提供などに協力していきます。

■短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合など、障がい者（児）に対し、短期間、施設などにおいて入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況

居宅において介護を行うものが疾病や冠婚葬祭、休息などにより一時的に障がいのある人の介護ができないときに障がい者支援施設などで見守り、介護を行っています。

実績値は見込量とほぼ同水準でした。

町内に設置された地域生活支援拠点施設を軸に今後も継続的な提供が必要です。

今後の方向性

これまで通りに継続

平成 30 年度に地域生活支援拠点施設が設置され、福祉型及び医療ケア対応の短期入所を利用する方が増加しました。今後も利用者が利用しやすい環境づくりに努めます。

(3) 居住系サービス

■共同生活援助（グループホーム）

主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供などの日常生活上の援助を行います。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況及び課題

利用者に対し、世話人が食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、余暇活動の助言、個別支援計画作成を行っています。

実績値は見込量とほぼ同水準でした。

一人暮らしは難しいものの、世話人などの支援を受けながらであれば自立して生活できるという方にとっては、成果が見られます。但し、町内に実施事業所が少なく、利用できる事業所が限られており、施設によっては、家賃補助はあるものの、利用料がかかるため障害年金などの一定の収入がないと利用が難しい場合があります。

□今後の方向性

これまで通りに継続

町外の実施事業所をこれまで通り利用していきますが、町内に共同生活援助の事業所の設置を検討している事業者があれば、情報提供などに協力していきます。

■施設入所支援

夜間や休日における入浴、排せつなどの介護や、日常生活上の相談支援などを提供します。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況

介護が必要な方や通所が困難な方に居住の場を提供し、夜間や休日における日常生活上の支援を行っています。

実績値は見込量とほぼ同水準でした。

施設入所を必要とする方が、空きが無いため、待機している場合もあります。

□今後の方向性

内容（規模）を拡大して継続

平成 30 年度に地域生活支援拠点施設が設置され、医療の必要な方の入所施設として利用を図ってきました。今後も重度の障害を持った方まで受け入れ可能な施設として整備を進めていきます。

(4) 指定相談サービス

■計画相談支援

サービスなど利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス利用計画を作成し、モニタリングなどを行います。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況

相談支援事業所によるアセスメント向上に向けた事例検討会を開催し、スキルアップを図りました。

平成30年度～令和2年度には毎年50人前後の利用があり、実績値は見込量とほぼ同水準でした。

今後の方向性

これまで通りに継続

相談支援専門員の資質向上に取り組みます。

■地域移行支援

施設や病院に長期入所していた人が地域で生活するための相談や住宅の確保、サービス事業所への同行支援など、地域に生活に移すための支援を行います。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況

前回の計画期間中には、利用はありませんでした。

今後の方向性

これまで通りに継続

関係機関などとの連携に努めながら、支援体制の整備、充実を図っていきます。

■地域定着支援

居住において単身などで生活する障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに相談支援を行います。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況

前回の計画期間中には、利用はありませんでした。

今後の方向性

これまで通りに継続

関係機関などとの連携に努めながら、支援体制の整備、充実を図っていきます。

2 地域生活支援事業

■相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）

障がいのある人などからの相談に応じ、情報の提供やサービス利用の支援をします。また、権利擁護のために必要な援助を行い、日常生活、社会生活への支援をします。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況

平成31年3月より基幹相談支援センターを設置し、住民の相談や相談支援事業所、障害福祉サービス事業所に対する相談対応や権利擁護のための必要な援助などができる体制が整いました。

障がいのある本人だけでなく、家族を含めた相談対応が必要となっており、個々の状況に合わせた、幅広い関係機関との連携が必要です。

□今後の方向性

内容を改善して継続

障害福祉サービス事業所にとどまらず、介護分野、医療機関、就労関係機関、法律相談など様々な機関と連携を図っていきます。

■日常生活用具給付事業

障がいのある人に、在宅での日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況

日常生活用具の活用は、障がいのある人の自立支援と社会参加や、介護者の負担軽減の観点からも重要ですので、障害者手帳取得時において、周知や利用の案内を行っています。

□今後の方向性

これまで通りに継続

障害者手帳取得時における周知及び、ニーズを勘案した上で必要に応じて給付品目の見直しを行います。

■移動支援事業

屋外での単独の移動に困難がある障がいのある人などについて、外出の際の移動を支援します。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況

買い物や娯楽などの社会参加の促進のため、障がいのある人の外出における支援を実施しています。

令和2年度現在、12事業所と契約を締結し、相談支援事業所が計画作成時にはニーズを聞き取ることにより、利用に結びついています。

社会参加促進のため需要がある制度であり、希望者が適切に利用できるよう、相談支援事業所との連携が必要です。

今後の方向性

これまで通りに継続

相談支援事業所へ情報提供を行い、連携の強化を図っていきます。

■地域活動支援センター機能強化事業

創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況

新規利用者もあり、利用者の減少もなく、活動が継続されています。

創作活動や生産活動をとおし、障がいのある人の社会参加が促進されています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、地域との交流が制限されており（イベントなどでの製品の販売）、今後の活動のあり方に検討が必要です。

今後の方向性

これまで通りに継続

指定管理者とセンターのあり方について、情報共有を重ね、引き続き事業の充実を図りつつ、継続的なサービス提供を行います。

■意思疎通支援事業

障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人などに、手話通訳者や要約筆記通訳者を派遣します。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況及び課題

手話通訳及び要約筆記の派遣依頼を受け、通訳者を派遣しています。また、毎週水曜日に福祉課窓口到手話通訳者を配置しています。

病院受診や社会活動参加のために、通訳者派遣が利用できる、毎週水曜日に手話通訳者が窓口で常駐しているということで安心感があり、来庁しやすい環境になりました。

令和2年10月から開始された「遠隔手話通訳サービス」を町民が利用するにあたり、本町が支援する内容の検討が必要です。

今後の方向性

これまで通りに継続

町ホームページ、みみサポみやぎホームページへの情報掲載や町広報誌への掲載を定期的に行い、本事業の周知に努めます。

■日中一時支援

障がいのある人などの家族の就労支援及び一時的な休息を目的に、障がいのある人などの日中における活動の場を確保します。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況及び課題

介護する家族の負担軽減を図るため、障がいのある人の日中の活動の場を提供しています。

令和2年度現在、6事業所と契約を締結し、相談支援事業所やサービス事業所が本人・家族のニーズを聞き取ることにより、利用に結びついています。

希望者が適切に利用できるよう、相談支援事業所への情報提供が必要です。

今後の方向性

これまで通りに継続

相談支援事業所へ情報提供を行い、連携の強化を図っていきます。

■自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の運転が円滑に行えるよう自動車の改造に要する費用の一部を補助します。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況

障がいのある人の運転免許取得時及び自動車運転のための改造における助成を実施しています。

支援会議での情報提供もあり、免許取得で就労につながる事例も増えています。

申請後、免許取得に時間がかかり、取得にいたらないケースもありました。

今後の方向性

これまで通りに継続

支援学校在校生の支援会議での情報提供、相談支援事業所への情報提供を実施します。

第3章 障害児福祉サービスの推進

1 障害児通所支援

■児童発達支援

未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

□所管課／関係課

福祉課

□これまでの取り組み状況及び課題

日常生活上における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを個別支援計画に基づき提供しています。

過去3年間の実利用者数は、緩やかに増加傾向にあり、利用者の1月あたりのサービス量もやや増加しています。

町内にある児童発達支援事業所は母子通園施設であり、利用が難しい事例がでてきています。

□今後の方向性

内容（規模）を拡大して継続

未就学児童の生活能力の向上や訓練を目的とするため、就学も踏まえ、できれば町内の事業所を利用することが望ましいと考えられることから、町内に新規事業所の整備を検討していきます。

■放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童に、授業終了後または夏休みなどの長期休業日などに、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況

学校授業終了後または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との促進その他の便宜を提供しています。

過去3年間の実利用者数は、年々緩やかに増加傾向にありますが、それに比例して利用者の1月あたりのサービス量も増加しています。

もっと利用回数を増やしたいと思っても、利用事業所に空きがないため、他の事業所を併用して利用している方も見受けられます。

今後の方向性

内容（規模）を拡大して継続

生活能力の向上や訓練を目的とするためには、複数の事業所を利用するよりも、本人に合った事業所を定期的に利用することが望ましいと考えられるので、より利用しやすい放課後等児童デイサービスを行うため、新規事業所の整備を図っていきます。

■保育所等訪問支援

保育所などを訪問し、障がいのある児童に対して、外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

所管課／関係課

福祉課・子ども未来課

これまでの取り組み状況

今回は実施しませんでした。

今後の方向性

内容（規模）を拡大して継続

共働きやひとり親家庭のお子さんは、保育所へ入所している方が多くなってきています。発達障害などのお子さんが適切な療育を受けることができるよう、支援が必要です。児童発達支援事業所の整備とともに当事業の実施を進めていきます。

2 障害児相談支援

■障害児相談支援

サービスなどの利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の日常生活や地域生活を支え、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより、きめ細かく支援します。

所管課／関係課

福祉課

これまでの取り組み状況

相談支援事業所によるアセスメント力の向上に向けた事例検討会を開催し、スキルアップを図りました。相談件数も増加し、障がいを持つ児童の課題解決に向け、支援を実施しました。

今後の方向性

これまで通りに継続

相談支援体制の充実と、相談支援専門員の資質の向上を図っていきます。

3 その他の事業

■巨理町障がい児等療育支援事業

本町では、町内の保育所、児童館、児童クラブにおいて保育士などが発達気になる子どもや障がいのある子どもの行動特性及び関わり方などの支援方法を理解し、対応することができるよう、町内の各障害児通所支援施設や各児童福祉施設の保育士からの相談に応じたり助言を行ったりしています。

また、本町子ども未来課で実施している臨床心理士や特別支援学校の地域コーディネーターによる児童福祉施設や幼稚園などへの巡回相談（各施設年1～2回）や保護者からの相談に応じる心理相談事業と連携を図り、より専門的な助言を受けながら事業の推進を図っています。

□所管課／関係課

子ども未来課

□これまでの取り組み状況

町が直接運営している児童発達支援事業所の巨理町二杉園を町独自に療育支援機関と位置づけ、児童福祉施設などに通所している障がい児への療育方法について相談に応じたり助言を行ったりしました。また、子ども未来課では臨床心理士や特別支援学校の地域コーディネーターによる児童福祉施設などへの巡回相談を実施しました。

□今後の方向性

これまで通りに継続

引き続き事業の推進を図っていきます。

第4章 本計画における重点事業

国の「障害福祉サービスなど及び障害児通所支援などの円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、新たなサービスの創設や、既存のサービスの強化などの方向性が示されています。

本町においても国の方針を踏まえ、以下の事業について本計画で重点的に取り組みを推進していきます。

■地域生活を支援する新たなサービス＝自立生活援助

障害者支援施設やグループホームなどを利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者などを対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、以下の内容などについて確認を行い、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行うものです。

- ・食事、洗濯、掃除などに課題はないか
- ・公共料金や家賃に滞納はないか
- ・体調に変化はないか、通院しているか
- ・地域住民との関係は良好か

定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メールなどによる随時の対応も行います。

□今後の方向性

障害者支援施設やグループホームなどを利用していた障がい者で一人暮らしを希望している人に対しては、現在、ホームヘルパーや通所を利用し、状況を確認していますが、障がいを持った人がより安心して生活ができるよう、新たに自立生活援助事業を実施します。

■就労定着に向けた支援を行う新たなサービス＝就労定着支援

就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている者を対象に、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整やそれにとりもなう課題解決に向けて必要となる支援を実施するものです。

具体的には、企業・自宅などへの訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を実施します。

□今後の方向性

一般就労へ移行すると、継続的に関わる機関が限られ、悩んでいる障がい者も少なくなることから、就労定着に向け、新たな支援の創設を検討していきます。

■重度訪問介護の訪問先の拡大

日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障がい者であって、医療機関に入院した者を対象に、当該医療機関を訪問し、利用者ごとに異なる特殊な介護方法（体位交換など）について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげるものです。

強い不安や恐怖などによる混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室などの環境調整や対応の改善につなげていきます。

□今後の方向性

重度の訪問介護を利用している人は、医療機関とのつながりが必要な人が多いため、医療機関へ訪問介護者が出向くことができれば、介護者の負担軽減にもつながるため、実施に向け検討していきます。

■新高額障害福祉サービス等給付費の円滑な利用

以下の条件に該当する人を対象に、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）できる仕組みを設けるものです。

- 65歳に至るまで5年間継続して特定の障害福祉サービスの支給決定を受けていた方
- 介護保険移行後に障害福祉サービスに相当する特定の介護保険サービスを利用する場合
- 65歳に達する日の前日に障害支援区分が区分2以上であったこと
- 65歳に達する日の前日に「低所得」または「生活保護」に該当し、65歳以降の申請時も「低所得」または「生活保護」に該当すること
- 65歳になるまで介護保険サービスの利用がなかったこと

□今後の方向性

現時点においても、障害者福祉サービスから介護保険サービスへ容易に切り替えできるサービスについては、相談支援事業所を通じて、介護保険制度に切り替えができていますが、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担軽減措置が異なるために、介護保険サービスを利用した場合、利用者の自己負担が新たに生じる場合があるといった課題があります。

国の制度に合わせ負担軽減できるよう実施に努めていきます。

■居宅訪問により児童発達支援を提供するサービス

重症心身障がい児などの重度の障がい児などであって、児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行うものです。

□今後の方向性

町内には、母子通園ではありますが、重度心身障がい児が通所できる児童発達支援事業所があります。

しかし、外出が困難な児童への対応は実施していないため、今後は、児童発達支援センターの整備も含め、居宅訪問による児童発達支援を実施できるよう努めます。

■保育所等訪問支援の支援対象の拡大

これまでの保育所、幼稚園、小学校など、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの（放課後児童クラブなど）に、乳児院、児童養護施設に入所している障がい児を対象者として新たに追加し、児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うものです。

○障がい児本人に対する支援（集団生活適応のための訓練など）

○訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法などの指導など）

□今後の方向性

現在、本町の療育支援事業にて、保育所へ臨床心理士と保健師などが出向き、保育所等訪問支援と同様の事業を実施しております。幼稚園に通う児童については、山元支援学校の協力を得て実施していますが、町外にある乳児院、児童養護施設に入所している児童への対応は困難であるため、障がいのある児童が適切な療育を早期に受けることができるよう、児童発達支援センターの整備も含め、実施について検討していきます。

■医療的ケアを要する障がい児に対する支援

人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）を対象に、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めるものです。

○関係機関の連携の場の設置

○技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築

□今後の方向性

平成 30 年度に設置した地域生活拠点整備事業では、入所施設及び短期入所などにおいて、医療的ケアの支援が必要な人の受け入れを可能としています。

■補装具費の支給範囲の拡大

成長にともなって短期間での交換が必要となる障がい児や、障害の進行により、短期間の利用が想定される補装具、仮合わせ前の試用など（今後、関係者の意見も踏まえて具体的に検討される予定）の場合について、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障がい者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とするものです。

□今後の方向性

宮城県リハビリテーション支援センターの規定や判定に基づき補装具費を支給しているため、貸与制度の開始次第、その規定に準じて対応していきます。

第 3 編

計画の達成目標



第1章 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

○国の考え方

□令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
□令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末の施設入所者数の98.4%以下に削減する
※令和2年度末において、計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする
※新規の施設入所者数は、グループホームなどでの対応が困難な者、施設入所が真に必要と判断される者とする
※平成22年の整備法の改正前に入所し、法改正後も引き続き同じ施設（法改正前の旧指定施設であって、法改正後に指定障害者支援施設などの指定を受けた施設）に入所している18歳以上の者（継続入所者）は、目標設定に係る施設入所者数からは除外する

○巨理町における目標

令和元年度末時点施設入所者数（A）	41人
うち、令和5年度末時点の地域生活移行者数目標値（B）	3人
移行割合（B/A）	7.3%
令和5年度末の施設入所者数（C）	40人
令和元年度末時点から令和5年度末までの施設入所者の削減数（C-A）	▲1人
削減割合（A-C/A）	-2.4%

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○ 国の考え方

1. 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数（各都道府県で設定）

□精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする

2. 精神病床における1年以上長期入院患者数（各都道府県で設定）

□令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定

3. 精神病床における早期退院率（各都道府県で設定）

□令和5年度末における入院後3か月時点の退院率（69%以上）、入院後6か月時点の退院率（86%以上）、入院後1年時点の退院率（92%以上）を設定

○ 巨理町における目標

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	45人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	3回

本町では精神障がい者が地域の一員として、安心して暮らせるよう、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、自立した生活を支援できるよう、平成30年度より「巨理町精神障害部会」を協議の場として設置しています。

「巨理町精神障害部会」では相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関、民生委員、地域ボランティアなどの関係者が集まり、地域移行や定着支援、地域包括ケアシステムの体制構築、地域の社会資源について協議しています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

○国の考え方

令和5年度末までに、各市町村または各圏域に1箇所以上整備し、年1回以上運営状況を検証及び検討する

○巨理町における目標

整備方法（単独市町村・複数市町村）	単独
整備類型	多機能拠点整備型
整備時期	平成30年度
整備数	1箇所
検証・検討回数	2回

本町の地域生活支援拠点は、平成30年度に下記の機能を備えた多機能拠点整備型として整備しています。

① 相談機能（基幹相談支援センター、計画相談支援）

基幹相談支援センター、基本相談支援事業、指定特定相談支援事業とともに、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態などに必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行います。

② 緊急時の受け入れ・対応（短期入所、緊急短期入所）

短期入所を活用した常時の受け入れ体制などを確保した上で、介護者の急病などの緊急時の受け入れを行います。

③ 体験の機会・場（地域移行支援）

病院や施設からの退院・退所後、自立した生活を送れるよう、障害福祉サービスの利用や自立のために必要な体験の機会・場を提供できるよう支援します。

④ 専門的人材の確保・養成（コーディネーターの配置、専門的研修会）

医療的ケアが必要な障がい者などに対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、支援者の技術力向上のための研修会などを実施し、人材の養成を行います。

⑤ 地域の体制づくり（基幹相談支援センター、自立支援協議会）

巨理町自立支援協議会と連携し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築などを行います。

【巨理町地域生活支援拠点施設サービス内容】

機能	サービス名等	利用対象者	サービス内容等
居住支援機能	施設入所支援	知的障がい者、身体障がい者、難病、重症心身障がい者	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行う。また、本施設は、入所者全員が終身の場とは考えずに、本人の状態や家庭状況を考慮し、地域移行を積極的に行っていく。
地域支援機能	生活介護	全ての障がい者、難病	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。本施設は、生活訓練や機能訓練、医療的ケア対応などの利用者個々に合わせた活動メニューを設け、状況に応じて参加してもらう。また、入所者と併せ、在宅者も利用できる定員数を設ける。
	短期入所	全ての障害(児)者、難病	在宅障がい者などの家族が、家庭の事情で一時的に介護ができない場合などの理由で、利用するサービス。これにより、本人及びその家族の在宅福祉の向上を図る。
	短期入所(緊急時受入)	全ての障害(児)者、難病	巨理町在住者の障がい者への一時保護などによる、緊急時の受け入れ態勢を確保する。
	居宅介護重度訪問介護	全ての障害(児)者、難病	在宅の障がい者を介護している家族などが、家庭の事情により介護ができない場合など、ホームヘルパーのサービスを利用する。これにより、本人及びその家族の在宅福祉の向上を図る。本施設では医療的ケアが必要な人にも対応しながら在宅者の支援を行う。
	基幹相談支援センター	全ての障害(児)者、難病	社会福祉士や精神保健福祉士を配置し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関とし、総合相談及び専門相談、地域の相談支援体制の強化の取り組み、地域移行支援・地域定着支援、巨理町障害者等地域自立支援協議会の事務局運営などの業務を行う。また、情報センターとしての機能を有し、町内の障がい者への情報提供を常時行う。
その他の機能	診療所	全ての障害(児)者、難病	医療的ケアを有する施設利用者をメインに一部一般来診を行う。

全てのサービスにおいては、医療的ケアを必要とする障がい者を受け入れています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

○ 国の考え方

1. 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業など（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などの事業）を利用することにより、一般就労へ移行

□令和5年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする

□令和5年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の就労移行支援を1.30倍以上とする

□令和5年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援A型を1.26倍以上とする

□令和5年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援B型を1.23倍以上とする

2. 障がい者の一般就労への定着を図る

□令和5年度における就労移行支援事業などを通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する

□令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

○ 巨理町における目標

①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

令和元年度末時点の年間移行者数	2人
令和5年度末時点の年間移行者数	3人
うち就労移行支援事業利用者数	1人
就労継続支援A型事業利用者数	0人
就労継続支援B型事業利用者数	1人

②職場定着率の増加

就労定着支援事業の利用率	70%
就労定着率が8割以上の事業所割合	70%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

○ 国の考え方

1. 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- 令和5年度末までに、各市町村または各圏域に1箇所以上、児童発達支援センターを設置
 □令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

2. 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保

- 令和5年度末までに、各市町村または各圏域に1箇所以上、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を確保

3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設置及び医療的ケア児などに関するコーディネーターを配置

○ 巨理町における目標

① 児童発達支援センターの整備と保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

児童発達支援センターの設置	1箇所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの整備

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等児童デイサービスの整備	1箇所
---	-----

③ 医療的ケア児のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1箇所
医療的ケア児などに関するコーディネーターの配置	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等（新規）

○国の考え方

□令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、相談支援体制の充実・強化などに向けた取り組みの実施体制を確保

○巨理町における目標

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言件数	60件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	7件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	6回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築（新規）

○国の考え方

□令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築

○巨理町における目標

①障害福祉サービスなどに係る各種研修の活用	
県が実施する障害福祉サービスなどに係る研修などへの町職員の参加人数	10人
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	
障害者自立支援審査支払等システムなどによる審査結果を活用し、事業所や関係自治体などと共有する体制の有無及び実施回数	有 4回
③指導監査結果の関係市町村との共有	
県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者などに対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有回数	有 5回

第2章 本町における障害福祉サービスの見込量

(1) 自立支援給付事業の実施状況及び見込量

1) 訪問系サービス

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	20人	21人	22人	24人	25人	26人
	サービス量 (1月あたりの時間数)	440時間	462時間	484時間	300時間	315時間	330時間
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	17人	25人	24人			
	サービス量 (1月あたりの時間数)	291時間	335時間	295時間			
達成度	実利用者数	85.0%	119.0%	109.1%			
	サービス量	66.1%	72.5%	61.0%			

※令和2年度は8月末現在

実利用者数は増加傾向で推移し、サービス量もやや増加しているもののほぼ横ばいの水準で推移しています。

4期計画における見込量に対して、実利用者数は、平成30年度は85.0%と見込量を下回っていますが、令和元年度は119.0%と見込量を上回る水準となっています。サービス量については6～7割台と見込量を下回る水準となっています。

令和3年度以降は、これまでの利用実績を踏まえ、24～26人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

また、地域の資源を活かし、自分らしい暮らしを住み慣れた地域で続けられるように、在宅サービスの充実を検討していきます。

2) 日中活動系サービス

①生活介護

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	60人	61人	62人	63人	64人	65人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	1,260人日	1,281人日	1,302人日	1,323人日	1,344人日	1,365人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	62人	62人	62人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	1,198人日	1,234人日	1,302人日			
達成度	実利用者数	103.3%	101.6%	100.0%			
	サービス量	95.1%	96.3%	100.0%			

※令和2年度は8月末現在

実利用者数は毎年62人と横ばいとなっています。サービス量は1,198人日から1,302人日と1.1倍の微増傾向で推移しています。

4期計画における見込量に対して、実利用者数は、平成30年度から令和2年度まで、見込量を上回る水準となっています。サービス量は、平成30年度と令和元年度は見込量を下回っていますが、令和2年度で見込量に到達する水準となっています。

令和3年度以降は、これまでの利用実績を踏まえ、利用者数の増加を見込み、サービス提供を図っていきます。

②自立訓練（機能訓練）

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	0人	0人	0人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	0人日	0人日	0人日			
達成度	実利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			
	サービス量	0.0%	0.0%	0.0%			

※令和2年度は8月末現在

実利用者数は平成30年度以降0人ですが、今後も利用される可能性があることから、令和3年度以降も各年度1人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

③自立訓練（生活訓練・宿泊型自立訓練）

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	4人	5人	6人	5人	6人	7人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	92人日	115人日	138人日	181人日	213人日	245人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	6人	5人	4人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	194人日	163人日	149人日			
達成度	実利用者数	150.0%	100.0%	66.7%			
	サービス量	210.9%	141.7%	108.0%			

※令和2年度は8月末現在

実利用者数は4～6人、サービス量は149～194人日で推移しています。

実利用者数は、平成30年度と令和元年度は見込量を上回る水準となっていますが、令和2年度で見込量を下回る水準となっています。サービス量は見込量を上回る水準となっています。

令和3年度以降も利用の拡大を見込み、サービスの提供を図っていきます。

④就労移行支援

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	9人	10人	11人	7人	9人	11人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	153人日	170人日	187人日	127人日	163人日	199人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	13人	8人	6人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	246人日	136人日	109人日			
達成度	実利用者数	144.4%	80.0%	54.5%			
	サービス量	160.8%	80.0%	58.3%			

※令和2年度は8月末現在

実利用者数は6～13人で推移しており、平成30年度の達成度は144.4%でしたが、以降は減少傾向で見込量を下回っています。

サービス量も109人日～246人日で推移しており、平成30年度の達成度は160.8%でしたが、以降は減少傾向で見込量を下回っています。

令和3年度以降は、これまでの利用実績を踏まえ、見込量をやや抑えてサービスの提供を図っていきます。

⑤就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援A型		実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	8人	10人	12人	20人	22人	24人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	125人日	130人日	135人日	413人日	434人日	455人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	7人	13人	18人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	142人日	276人日	392人日			
達成度	実利用者数	87.5%	130.0%	150.0%			
	サービス量	113.6%	212.3%	290.4%			

就労継続支援B型		実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	78人	79人	80人	87人	88人	89人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	1,326人日	1,343人日	1,360人日	1,557人日	1,574人日	1,591人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	87人	86人	86人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	1,536人日	1,535人日	1,540人日			
達成度	実利用者数	111.5%	108.9%	107.5%			
	サービス量	115.8%	114.3%	113.2%			

※令和2年度は8月末現在

就労継続支援A型は実利用者数、サービス量ともに増加傾向にあり、見込量を上回る水準となっており、就労継続支援B型については、微減に推移していますが、見込量を上回る水準となっています。

令和3年度以降は、これまでの利用実績に準じた利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

⑥就労定着支援

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)		1人	1人	4人	5人	6人
	サービス量 (1月あたりの人日分)				3人日	3人日	3人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)		2人	3人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)		3人日	3人日			
達成度	実利用者数		200%	300%			
	サービス量						

※令和2年度は8月末現在

就労定着支援は令和元年度よりサービスの提供を開始しました。

実利用者数は増加傾向にあり、見込量を上回る水準となっております。

令和3年度以降は、これまでの利用実績に準じた利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

⑦療養介護

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	7人	7人	7人	7人	7人	7人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	7人	7人	6人			
達成度	実利用者数	100%	100%	85.7%			

※令和2年度は8月末現在

実利用者数はほぼ見込量通りで、6～7人で推移しており、達成度は85%～100%となっています。

令和3年度以降もこれまでと同水準の利用を見込み、サービス提供を図っていきます。

⑧短期入所（福祉型）

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	15人	18人	20人	19人	21人	23人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	90人日	108人日	120人日	102人日	107人日	112人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	18人	22人	18人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	119人日	115人日	97人日			
達成度	実利用者数	120.0%	122.2%	90.0%			
	サービス量	132.2%	106.5%	80.8%			

※令和2年度は8月末現在

短期入所（福祉型）の実利用者数はほぼ横ばい、サービス量は減少傾向の推移となっています。実利用者数、見込量は令和元年度までは上回る水準となっておりましたが、令和2年度では見込量を下回りました。

令和3年度以降は、これまでの利用実績を踏まえた利用者数を見込み、サービスの提供を図っていきます。

⑨短期入所（医療型）

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	5人	5人	5人	3人	4人	5人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	6人日	7人日	8人日	24人日	32人日	40人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	1人	1人	0人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	9人日	8人日	0人日			
達成度	実利用者数	20.0%	20.0%	0.0%			
	サービス量	150.0%	114.3%	0.0%			

※令和2年度は8月末現在

短期入所（医療型）については、実利用者数は毎年5人、サービス量は6～8人日を見込んでいましたが、実績値は実利用者数0～1人で見込量を下回っており、サービス量は8～9人日と、見込量を上回っています。

令和3年度以降も前回計画と同様の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

⑩自立生活援助

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)			1人	1人	1人	1人
	サービス量 (1月あたりの人日分)				1人日	1人日	1人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)			0人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)			0人日			
達成度	実利用者数			0.0%			
	サービス量			0.0%			

※令和2年度は8月末現在

令和2年度より、新規にサービスの提供を開始しました。

見込量1人でしたが、実績値は0人でした。

令和3年度以降も前回計画と同様の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	38人	40人	42人	43人	44人	45人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	40人	41人	42人			
達成度	実利用者数	105.3%	102.5%	100.0%			

※令和2年度は8月末現在

実利用者数は微増傾向にあり、おおむね見込量通りの水準となっています。

令和3年度以降も、これまでの利用水準から利用が拡大していくと見込み、サービスの提供を図っていきます。

② 施設入所支援

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	42人	43人	44人	42人	43人	44人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	39人	39人	41人			
達成度	実利用者数	92.9%	90.7%	93.2%			

※令和2年度は8月末現在

実利用者数はほぼ横ばいで推移していますが、見込量をやや下回る水準となっています。

令和3年度以降は、これまでの利用実績を踏まえ、42～44人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

4) 相談支援

①計画相談支援

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	50人	55人	60人	56人	58人	60人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	52人	55人	54人			
達成度	実利用者数	104.0%	100.0%	90.0%			

※令和2年度は8月末現在

実利用者数はほぼ横ばいに推移しており、おおむね見込量通りの水準となっています。

令和3年度以降も、これまでの利用水準から利用が拡大していくと見込み、サービスの提供を図っていきます。

②地域移行支援

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	4人	5人	5人	1人	2人	2人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	0人	0人	0人			
達成度	実利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			

※令和2年度は8月末現在

見込量では毎年4～5人の利用を見込んでいましたが、計画期間中の利用はありませんでした。

令和3年度以降は、毎年、1～2人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

③地域定着支援

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	1人	2人	2人	1人	2人	2人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	0人	0人	0人			
達成度	実利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			

※令和2年度は8月末現在

見込量では1～2人の利用を見込んでいましたが、計画期間中の利用はありませんでした。
令和3年度以降も前回計画と同様の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

(2) 地域生活支援事業の実施状況及び見込量

①相談支援事業

		実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	事業所数	5箇所	5箇所	5箇所	3箇所	4箇所	5箇所
実績値	事業所数	4箇所	4箇所	3箇所			
達成度	実利用者数	80.0%	80.0%	60.0%			

※令和2年度は8月末現在

平成29年度に1事業所が増設されたため、平成30年度以降は5箇所を見込んでいましたが、見込量を下回る水準となりました。

令和4年度以降は、毎年1箇所ずつ増を見込み、令和5年度に5箇所となるようサービス提供を図っていきます。

②日常生活用具給付事業

		実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	介護・訓練支援用具	4件	4件	5件	4件	4件	5件
	自立生活支援用具	5件	5件	6件	3件	3件	3件
	在宅療養等支援用具	4件	4件	5件	4件	4件	5件
	情報・意思疎通支援用	4件	4件	5件	3件	3件	5件
	排せつ管理支援用具	620件	640件	660件	650件	650件	660件
	居宅生活動作補助用具	2件	2件	2件	2件	2件	3件
実績値	介護・訓練支援用具	3件	0件	2件			
	自立生活支援用具	2件	1件	0件			
	在宅療養等支援用具	7件	1件	0件			
	情報・意思疎通支援用	4件	2件	0件			
	排せつ管理支援用具	609件	650件	333件			
	居宅生活動作補助用具	0件	0件	0件			
達成度	介護・訓練支援用具	75.0%	0.0%	40.0%			
	自立生活支援用具	40.0%	20.0%	0.0%			
	在宅療養等支援用具	175.0%	25.0%	0.0%			
	情報・意思疎通支援用	100.0%	50.0%	0.0%			
	排せつ管理支援用具	98.2%	101.6%	50.5%			
	居宅生活動作補助用具	0.0%	0.0%	0.0%			

※令和2年度は7月末現在

平成 30 年度の在宅療養等支援用具、令和元年度の排せつ管理支援用具など、年度により見込量を上回る水準となることありますが、全般的に、見込量と同程度か、下回る水準となっています。

令和 3 年度以降は、これまでの利用実績を踏まえ、同程度か、やや上回る人数を見込み、サービスの提供を図っていきます。

③移動支援

		実績			見込		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	13 人	14 人	15 人	15 人	15 人	16 人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	8 人	6 人	3 人			
達成度	実利用者数	61.5%	42.9%	20.0%			

※令和2年度は8月末現在

実利用者数は減少傾向にあり、見込量を下回る水準となっています。

令和 3 年度以降は利用者の微増を見込み、サービスの提供を図っていきます。

④地域活動支援センター機能強化事業

		実績			見込		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
見込量	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	サービス量 (1月あたりの人日分)	20 人	20 人	20 人	12 人	13 人	14 人
実績値	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	11 人	11 人	11 人			
達成度	実施箇所数	100.0%	100.0%	100.0%			
	サービス量	55.0%	55.0%	55.0%			

※令和2年度は8月末現在

実施箇所数は見込量通りに 1 箇所を達成できていますが、サービス量は毎年 20 人の見込量に対して、実績は毎年 11 人で横ばいと、見込量を下回る水準で推移しています。

令和 3 年度以降は、これまでの利用水準から減少を見込み、サービスの提供を図っていきます。

⑤意思疎通支援事業

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	延べ利用者数	145人	150人	150人	150人	150人	150人
実績値	延べ利用者数	142人	149人	82人			
達成度	延べ利用者数	97.9%	99.3%	54.6%			

※令和2年度は11月末現在

見込量は平成30年度の145人から令和2年度の150人と微増傾向で見込み、令和元年度までは実績も微増傾向にあり、おおむね見込量通りに推移しています。

令和3年度以降は、これまでの利用実績を踏まえ、毎年150人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

⑥日中一時支援事業

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	5人	6人	7人	5人	5人	5人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	3人	2人	2人			
達成度	実利用者数	60.0%	33.3%	28.6%			

※令和2年度は8月末現在

平成30年度まで、実利用者数は見込量の半分ほど、令和元年度に利用者数が前年度に比べて1人減少したため、見込量の3分の1と、見込量を下回る水準となっています。

令和3年度以降は、これまでの実績を踏まえ、毎年5人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

⑦訪問入浴サービス

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	3人	4人	4人	5人	5人	5人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	3人	3人	3人			
達成度	実利用者数	100.0%	75.0%	75.0%			

※令和2年度は8月末現在

実利用者数は毎年3人と、おおむね見込量通りに推移しています。

令和3年度以降は、これまでの実績を踏まえ利用増を見込み、サービスの提供を図っていきます。

⑧自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許取得		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量		2件	2件	2件	1件	1件	1件
実績値		0件	1件	0件			
達成度		0.0%	50.0%	0.0%			

自動車改造助成		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量		2件	2件	2件	1件	1件	1件
実績値		0件	1件	0件			
達成度		0.0%	50.0%	0.0%			

※令和2年度は8月末現在

自動車運転免許取得については、見込量の毎年2件に対して、令和元年度に1件と、サービスの利用がない年もありました。

令和3年度以降は、これまでの実績を踏まえ、1人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

(3) 障がい児支援事業の実施状況及び見込量

1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	6人	7人	8人	10人	11人	12人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	60人日	70人日	80人日	119人日	129人日	139人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	7人	9人	9人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	61人日	99人日	109人日			
達成度	実利用者数	116.7%	128.6%	112.5%			
	サービス量	101.7%	141.4%	136.2%			

※令和2年度は8月末現在

実利用者数とサービス量は微増傾向にあります。見込量を上回る水準で推移しています。令和3年度以降は、これまでの利用実績を踏まえ、利用増を見込み、サービスの提供を図っていきます。

② 放課後等デイサービス

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	32人	34人	36人	36人	37人	38人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	370人日	380人日	390人日	480人日	493人日	506人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	31人	34人	34人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	365人日	470人日	467人日			
達成度	実利用者数	96.9%	100.0%	94.4%			
	サービス量	98.6%	123.7%	119.7%			

※令和2年度は8月末現在

実利用者数は平成30年度から令和2年度にかけて微増し、おおむね見込量通りに推移しています。サービス量は増加傾向にあります。

令和3年度以降も、利用者数はこれまでと同程度の水準を見込みますが、サービス量については、利用実績を踏まえた量を見込み、サービスの提供を図っていきます。

③保育所等訪問支援

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)			5人	1人	1人	1人
	サービス量 (1月あたりの人日分)			10人日	2人日	2人日	2人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)			0人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)			0人日			
達成度	実利用者数			0.0%			
	サービス量			0.0%			

※令和2年度は8月末現在

令和2年度より、新規にサービスの提供が始まりました。

令和3年度以降は、令和2年度の実績を踏まえ、サービスの提供を図っていきます。

④居宅訪問型児童発達支援

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)			1人	1人	1人	1人
	サービス量 (1月あたりの人日分)			1人日	1人日	1人日	1人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)			0人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)			0人日			
達成度	実利用者数			0.0%			
	サービス量			0.0%			

※令和2年度は8月末現在

令和2年度より、新規にサービスの提供が始まりました。

令和3年度以降は、令和2年度の見込量と同様に、サービスの提供を図っていきます。

2) 相談支援

①障害児相談支援

		実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	10人	11人	12人	13人	14人	15人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	10人	13人	12人			
達成度	実利用者数	100.0%	118.2%	100.0%			

※令和2年度は8月末現在

実利用者数は増加傾向にあり、平成30年度から見込量を上回る水準で推移しています。
令和3年度以降はこれまでの利用実績を踏まえた利用者数を見込み、サービスの提供を図っていきます。

第 4 編

資 料



■ 亘理町障害者計画等策定委員会

(1) 設置要綱

平成 20 年 10 月 31 日
告示第 115 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 9 条第 3 項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画(以下これらを「計画」という。)の策定にあたり、障害者福祉の推進について、広く町民の意見を聴取するため、亘理町障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、障害者施策に関し識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、計画の策定終了までとする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 26 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 8 日告示第 27 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 委員名簿

任 期 自：令和2年9月16日

至：令和3年3月31日

(敬称略)

No.	役職	氏名	区分	摘要	備考
1	委員長	米谷俊男	医師	亶理町障害者等支援認定審査会委員長	
2	副委員長	岡崎正利	民生委員	亶理町民生委員児童委員協議会会長	
3	委員	武者盛宏	医師	亶理町障害者等支援認定審査会副委員長	
4	委員	三品尚	団体職員	亶理町社会福祉協議会事務局長	
5	委員	西畑勤	団体職員	企業組合労協センター事業団 亶理事業所 所長	
6	委員	白江浩	施設職員	難病ホスピスケア亶理ありのまま舎 常務理事	
7	委員	齋藤栄樹	相談支援専門員	相談支援センター 県南ありのまま舎センター長	
8	委員	高橋朝弥	相談支援専門員	障害者相談支援事業所 ともケア 代表	
9	委員	沼田みさ子	相談支援専門員	相談支援センター T・M・あい所長	
10	委員	菊地理	相談支援専門員	相談支援センター 亶理ありのまま舎センター長	
11	委員	佐藤貴広	施設職員	NPO 法人幸創 浜吉田僕の家私の家 サービス管理責任者	
12	委員	酒井朋美	施設職員	放課後等デイサービス ぐれいす亶理 児童発達管理責任者	
13	委員	白井優子	町職員	亶理町二杉園長	
14	委員	齋礼子	障がい者の保護者	亶理町ほのぼの園親の会 副会長	
15	委員	佐藤洋子	障がい児の保護者	ベリーの会 会長	

(3) これまでの障がい者制度改革の動向

【障がい者制度改革の動向】

H18年4月～「障害者自立支援法」施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入 など

H19年9月署名～「障害者の権利に関する条約」に署名（※H26年1月批准）

- 内容（全50条）障がい者の市民的、政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障の権利等を保障、障がいに基づく差別を禁止

H22年6月閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」について

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現

H22年12月の
「障害者制度改革推進会議」
にて「障害者制度改革の推進の
ための第二次意見」を取りまとめ

H23年8月成立 「障害者基本法」改正

- 公布日（8月5日）施行
一部は政令で定める日
- 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定
- 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

H25年9月閣議決定 「第3次障害者基本計画」 (H25年度～H29年度)

- 5年計画に変更
- 基本原則の見直し（地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障害者の自己決定の尊重）
- 安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮の3分野追加

「障害者自立支援法」等の一部改正

- 公布日（H22年12月10日）施行
 - ・発達障害が障害者自立支援法の対象になることの明確化
- H23年10月1日施行
 - ・グループホーム利用の助成
- H24年4月1日施行
 - ・応能負担原則への見直し
 - ・支給決定プロセスの見直し

H24年6月成立(H25年4月施行) 「障害者総合支援法」制定

- 社会モデルに基づく理念の具体化
- ケアホームとグループホームの統合、重度訪問介護の範囲拡大、難病患者への支援など
- 地域生活支援事業の追加

H25年6月成立 (H28年4月施行) 「障害者差別解消法」 制定

- 差別禁止部会の意見に基づき策定
- 差別の禁止、人権被害救済等を規定

共生社会の実現、「障害者の権利に関する条約」を批准へ(H26年2月19日～)

「難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正法」が成立したことに伴い、障害者総合支援法対象疾病(難病等)が拡大

- H29年4月(第3次)
332疾病→358疾病へ拡大

「障害者雇用促進法」の一部改正

- H28年4月施行
差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助を規定
- H30年4月施行
法定雇用率の算定基礎の見直し

H28年5月成立
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」制定

- 公布日(H28年6月3日)施行
医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進することを規定
- H30年4月全面施行

H28年5月成立
(H28年8月施行)
「発達障害者支援法」改正

- 発達障害者が「切れ目のない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求める
- 障がいの定義と発達障害への理解の促進
- 生活全般にわたる支援の促進
- 担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備

H30年3月策定
「第4次障害者基本計画」
(H30年度～R4年度)

- 各分野に共通する横断的な視点
- (1) 障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保
- (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- (6) PDCAサイクル等を通じた実効性ある取り組みの推進

H30年策定
「第5期障害福祉計画」
「第1期障害児福祉計画」
(H30年度～R2年度)

- 基本的指針見直しの主なポイント
- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・就労定着に向けた支援
- ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・地域共生社会の実現に向けた取り組み
- ・発達障害者支援の一層の充実

【障がい者制度改革の動向の続き】

R3年策定

**「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」
(R3年度～R5年度)**

- 基本的指針見直しの主なポイント
 - ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
 - ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 地域生活支援拠点等における機能の充実
 - ・ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
 - ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
 - ・ 発達障害者等に対する支援
 - ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
 - ・ 相談支援体制の充実・強化等（新規）
 - ・ 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築（新規）
 - ・ 障がい福祉人材の確保
 - ・ 障がい者の社会参加を支える取り組み

H31年3月閣議決定

**(一部を除き R2年4月施行)
「障害者雇用促進法」の一部改正**

- 障がい者の活躍の場の拡大、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等
- 民間企業の事業主に対する給付制度、優良事業主としての認定制度を創設（令和2年4月施行）

巨理町障がい者プラン

第3期 障害者計画
第6期 障害福祉計画
第2期 障害児福祉計画

令和3年3月

編集・発行	巨理町 福祉課 障害福祉班 〒989-2393 宮城県巨理郡巨理町字悠里1番地 TEL：0223-34-1111（代表）
-------	--